

社会保障審議会少子化対策特別部会 第1次報告(案) 一次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けて— 参考資料集

目 次

・ 経済財政改革の基本方針2008(平成20年6月27日閣議決定)〈抜粋〉	… 1
・ 「地方分権改革推進要綱(第1次)」(平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定)(抜粋)	… 2
・ 社会保障国民会議 最終報告(平成20年11月4日)(抜粋)	… 3
・ 次世代育成支援に関する制度の現状	… 5
・ 「基本的考え方」を踏まえた具体化が必要な検討事項(平成20年9月18日少子化対策特別部会資料)	… 6
「1(3)保育をとりまく近年の社会環境の変化(検討の背景)」関係	
・ 共働き世帯の増加	… 7
・ 保育所数及び保育所利用児童数の推移	… 8
・ 子どものいる女性の就業希望	… 9
・ 労働市場参加が進まない場合の労働力の推移	… 10
・ 女性の就業希望を実現するために必要なサービス量(新待機児童ゼロ作戦)	… 11
・ 保育所待機児童の現状	… 12
・ 保育所待機児童のいる市区町村の出産・育児期の女性人口等	… 13
・ 女性の年齢別にみた働き方	… 14
・ 育児期の母親が希望する働き方(短時間勤務・残業免除)	… 15
・ 女性の夜間の就労と受け皿の状況	… 16
・ 家庭環境の変化(核家族世帯の増加、ひとり親家庭の増加)	… 17
・ 保育所が取り組む家庭への支援	… 19
・ 保育所における障害児の増加	… 20
・ 子育ての孤立感・負担感	… 21

「1(4) 現行の保育制度の課題」関係

・ 現行の認可保育所のサービス提供の仕組み	… 23
・ 他の社会保障制度(医療・介護・障害)によるサービス提供の仕組み・規制を極力少なくしたサービス提供の仕組みの例	… 25
・ 現行の保育所の認可の仕組み	… 33
・ 現行の保育所に対する施設整備費補助の仕組み	… 35
・ 現行の保育所運営費の仕組み	… 36
・ 現行の保育所運営費の使途範囲	… 37
・ 現行の保育サービスの必要性の判断基準	… 38
・ 入所基準(条例)の実例(横浜市、山口市、小浜市)	… 40
・ 保育の質を支える仕組み	… 43
・ 保育の質の向上のための取組について	… 44
・ 児童福祉法最低基準・戦後からの保育士の配置基準の推移・各国との比較	… 45
・ 保育所保育士の養成、研修等の現状	… 48
・ 保育士の平均年齢、勤続年数及び平均賃金等について	… 49
・ 認可外保育施設に関連する現行制度・指導監督基準・認可化移行支援補助制度	… 50
・ 事業所内保育施設に係る助成制度	… 53
・ 認可外保育施設数・利用児童数の推移	… 54
・ 認可外保育施設の現状	… 55
(規模、年齢別入所児童数、設置主体、開所時間、水準(面積、調理室、保育士比率)、利用料、利用者の選択の現状、認可外保育施設の認可保育所への移行希望・移行上の問題点)	
・ 3歳児未満における保育所・認可外保育施設利用率(都道府県別)	… 69
・ 過疎地域の現状(全体、人口の動向、人口構成、財政状況)	… 70
・ 人口減少地域に関連する保育制度の概要・現状	… 74
(小規模保育所、へき地保育所、定員・在所児数規模別の分布)	

・ 過疎地域における幼児教育経験者比率	… 78
・ 保育サービスの全体像	… 79
・ 多様な保育の取組の現状	… 80

「2 放課後児童クラブについて」関係

・ 放課後児童クラブについて	… 81
・ 放課後児童クラブ数及び登録児童数等の推移	… 83
・ 放課後児童クラブに係る補助要件について	… 84
・ 放課後児童クラブガイドラインについて	… 85
・ 放課後児童クラブの実施状況	… 86
・ 放課後児童クラブの国庫補助について	… 96
・ 指導員の処遇について	… 97
・ 放課後子ども教室との関係について	… 99
・ 放課後児童クラブと放課後子ども教室について	… 100
・ 「放課後子どもプラン」の基本的考え方【要旨】	… 101

「3 すべての子育て家庭に対する支援について」関係

・ 就学前児童が育つ場所	… 102
・ 各種の子育て支援事業(制度的な位置付け、財政措置)	… 103
・ 他の社会保障制度における市町村事業の仕組み	… 105
・ 各種の子育て支援事業の取組の現状	… 106
・ 各種の子育て支援事業の都道府県別・取組状況	… 107
(生後4か月までの全戸訪問事業、育児支援家庭訪問事業、一時預かり、地域子育て支援拠点事業、ファミリーサポートセンター事業)	
・ 各種子育て支援サービス・制度の利用状況	… 113

- 各自治体における多様な取組(事例) ……114
- 社会保障国民会議 第3分科会 中間とりまとめ(平成20年6月19日)(すべての子育て家庭に対する支援関係抜粋) ……116

「4 情報公表・第三者評価について」関係

- 現行の情報公表・情報提供の仕組み
(認可保育所に関する情報、認可外保育施設に関する情報、認定こども園、子育て支援事業) ……117
- 他の社会保障制度における情報提供制度の例(医療、介護) ……122
- 社会福祉事業の評価に関する仕組み ……131
- 保育所の自己評価に関する枠組み ……132
- 福祉サービス第三者評価事業(概要、推進体制、保育所における受審の状況) ……133

「5 財源・費用負担・新制度体系について」関係

- 次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方(給付のバランス関係抜粋) ……136
- 社会保障国民会議 最終報告(給付のバランス関係抜粋)(平成20年11月4日社会保障国民会議) ……136
- 妊娠・出産・子育てに関連した経済的支援 ……137
- 妊婦健診の公費負担の拡充について ……138
- 子育てしながら働くことが普通にできる社会の実現に向けて(今後の仕事と家庭の両立支援に関する研究会報告書 平成20年7月1日) ……139
- 主要国の児童手当、税制による子育て支援の比較 ……141
- 次世代育成支援の社会的コストの推計(給付の種類及び現金給付・現物給付別分類)(「子どもと家族を応援する日本」重点戦略) ……142
- 支給額、支給対象年齢について各種の前提をおいた児童手当給付額の機械的試算(「子どもと家族を応援する日本」重点戦略) ……143

- 少子化対策に関する優先課題(性別／年代別) ……144
- 次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方(費用負担関係抜粋)(平成20年5月20日社会保障審議会少子化対策特別部会) ……145
- 社会保障国民会議 最終報告(費用負担関係抜粋)(平成20年11月4日社会保障国民会議) ……146
- 仕事と生活の調和の実現と希望する結婚や出産・子育ての実現を支える給付・サービスの社会的コストの推計(「子どもと家族を応援する日本」重点戦略) ……148
- 次世代育成支援に関する給付・サービス(費用構成、児童・家族関係社会支出の財源構成(推計)の国際比較) ……150
- 少子化対策の負担に関する国民意識 ……152
- 社会保険による次世代育成支援に関する主な議論 ……154
- 社会保険以外の社会連帯による次世代育成支援の例
(フランスの全国家族手当金庫による家族政策の展開) ……155
- フランスの全国家族手当金庫による家族政策の流れ ……157
- 『子どもと家族を応援する日本』重点戦略』における次世代育成支援関連給付・サービスの体系的整理 ……158
- 現状の主な次世代育成支援施策に関する費用負担と考え方 ……159
- 次世代育成支援に関する主な給付・サービスの給付費の負担割合と利用者負担 ……160
- 各制度の費用負担の現状(事業主負担の考え方、市町村に対する財政支援の状況) ……161
- 次世代育成支援に関する利用者負担の現状(保育所の場合) ……164

経済財政改革の基本方針2008(平成20年6月27日閣議決定)

<抜粋>

第2章 成長力の強化

1. 経済成長戦略

【具体的手段】

I 全員参加経済戦略

① 新雇用戦略 (p5~6)

- ・ 待機児童ゼロに向け、保育サービスの充実を目指し(2010年に保育サービス利用率を20.3%から26%へ)、その財源の在り方について、社会保障国民会議の議論も踏まえ、抜本的税制改革において検討する。保育サービスに係る規制改革については、子どもの福祉への配慮を前提に、利用者の立場に立って、平成20年内に結論を出す。
- ・ 「こども交付金」(仮称)の導入など、認定こども園に関する補助金の一本化による「二重行政」の解消策を検討し、平成20年夏を目途に取りまとめ、平成20年度中に制度改革についての結論を得る。

第4章 国民本位の行財政改革

1. 国民本位の行財政への転換

(2)生活者重視の行政システム(消費者行政、規制改革)

【具体的手段】

(3)消費者・生活者のための規制改革 (p19)

- 診療報酬の審査・支払業務の抜本的効率化、質の確保された保育サービスの充実を含む幅広い分野について取り組み、平成20年末までに結論を得る。

第5章 安心できる社会保障制度、質の高い国民生活の構築

1. 国民生活を支える社会保障制度の在り方等

【具体的手段】

(2)重要課題への対応

③ 総合的な少子化対策の推進 (p25)

- ・ 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略等に基づき、保育サービスや放課後対策等の子育て支援の拡充及び仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現を車の両輪として、少子化対策を行う。
- ・ 税制の抜本的な改革と併せ、保育サービスの提供の仕組みを含む包括的な次世代育成支援の枠組みを構築する。

「地方分権改革推進要綱(第1次)」

(平成20年6月20日 地方分権改革推進本部決定)

(抜粋)

第2 地方分権のための制度・運営の改革の推進

1 重点行政分野の抜本的見直し

(1) 暮らしづくり分野関係

【幼保・子ども】

- 認定こども園制度については、当面、認定等に係る事務手続や会計処理が複雑であるなどの課題に対する抜本的な運用改善方策について平成20年度中に実施に着手する。あわせて、認定こども園制度の一本化に向けた制度改革について平成20年度中に結論を得る。〔文部科学省・厚生労働省〕
- 保育所について、「保育に欠ける」という入所要件の見直し、保護者と保育サービス提供者との直接契約方式について、包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で総合的な検討を行い、平成20年中に結論を得る。〔厚生労働省〕
- 文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」について、両事業の統合も含めた更なる一本化の方向で改善方策を検討し、平成21年度から実施する。〔文部科学省・厚生労働省〕

【福祉施設の最低基準】

- 保育所や老人福祉施設等についての施設設備に関する基準については、保育の質や、高齢者の生活の一定の質の確保のための方策を前提としつつ、全国一律の最低基準という位置付けを見直し、国は標準を示すにとどめ地方公共団体が条例により決定し得るなど、地方公共団体が創意工夫を生かせるような方策を検討し、計画の策定までに結論を得る。〔厚生労働省〕

社会保障国民会議 最終報告(平成20年11月4日)(抜粋)

2 これからの社会保障～中間報告が示す道筋～

3 社会保障の機能強化のための改革

(5) 少子化・次世代育成支援対策

① 未来への投資としての少子化対策

少子化は日本が直面する最大の課題。基本は、就労と結婚・出産・子育ての「二者択一構造」の解決を通じた「希望と現実の乖離」の解消。「仕事と生活の調和の実現」と「子育て支援の社会的基盤の拡充」を車の両輪として取り組むことが重要である。

② 仕事と生活の調和の推進

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に基づき、全ての働く者について社会全体で働き方の見直しに取り組んでいくことが必要である。

③ 子育て支援サービスの充実

1歳の壁、4歳の壁、小1の壁、小4の壁の解消など利用者視点に立ったきめ細かな運用面での改善が必要。また、施策の担い手となっている市町村レベルでの取組の充実、省庁間の連携の強化を図るべきである。

④ 地域における子育て環境の整備

地域の多様な主体が担い手となり、子ども自身の視点に立つとともに、親を一時的なサービスの受け手とせずその主体性とニーズを尊重し、子育てが孤立化しないように、子ども自身と親の成長に寄り添う形で支援することが重要である。

⑤ 少子化対策に対する思い切った財源投入と新たな制度体系の構築

大胆かつ効果的な財源投入を行ってサービスの質・量の抜本的拡充を図るべき。同時に、現在様々な制度に分かれている子育て支援関係サービスを再構成し、一元的に提供することのできる新たな制度体系の構築が不可欠である。

3 中間報告後の議論

(4) 少子化対策の意義と課題

少子化問題は、将来の我が国の経済成長や、年金をはじめとする社会保障全体の持続可能性の根幹にかかわるという点で、最優先で取り組むべき「待ったなし」の課題である。

本年6月の中間とりまとめでは、少子化対策は、将来の担い手を育成する「未来への投資」として位置付け、就労と結婚・出産・育児の「二者択一構造」の解決を通じた「希望と現実の乖離」の解消を目指し、①仕事と生活の調和、②子育て支援の社会的基盤の拡充を「車の両輪」として取り組むことが重要としている。

あわせて、我が国の家族政策関係支出が諸外国に比べて非常に小さいことから、「国が責任をもって国・地方を通じた財源の確保を図った上で、大胆かつ効果的な財源投入を行い、サービスの質・量の抜本的な拡充を図るための新たな制度体系を構築することが必要不可欠」とされている。

3

(5) 新たな制度体系構築に向けた基本的視点

中間とりまとめで指摘した「新たな制度体系の構築」に関して、保育サービスのあり方や育児休業制度の見直しについては、すでに専門の審議会において、年末に向けて議論が始まっているところであるが、今後の議論に反映させていくため、以下のように課題を整理した。

① 仕事と子育ての両立を支えるサービスの質と量の確保等

新たな制度体系構築に際しては、潜在的な保育サービス等の需要に対し、速やかにサービス提供されるシステムとすることが必要。

働き方の多様化、子育て支援ニーズの深化・多様化を踏まえ、提供者視点ではなく、子どもや親の視点に立った仕組とすることが重要であり、良質なサービスをきちんと選べる仕組とすることが必要。また、病児保育などの多様なニーズへの対応も課題。

サービス量の抜本的拡充のためにも、

- ・ ニーズの多様化に対応した保育の必要性の判断の仕組(「保育に欠ける」という要件の見直し)
 - ・ サービスが必要な人が安心して利用できるような保障の強化(権利性の明確化)を図り、保育所と利用者が向き合いながら、良質で柔軟なサービス提供を行う仕組
 - ・ 民間活力を活用する観点からの多様な提供主体の参入
 - ・ 一定の質が保たれるための公的責任のあり方
- といった見直しの視点を踏まえつつ、専門の審議会において議論を深めていく必要がある。

放課後児童対策について、制度面・予算面とも拡充する必要。

身近な地域における社会的な子育て支援機能の強化が必要。

育児休業制度については、短時間勤務制度など柔軟な働き方を支援することが重要。あわせて、男性(父親)の長時間労働の是正や育児休業の取得促進などの働き方の見直しが必要。その際、企業経営者の意識改革とともに、企業内保育施設設置に対する支援も含め、企業にインセンティブを与えるような仕組も重要。

縦割り行政を廃し、サービスを実施する市町村における柔軟な取組を可能とすることが必要。

② すべての家庭の子育て支援のあり方

新たな制度体系の構築に当たっては、育児不安を抱える者への対応など、すべての子育て家庭に対する支援をより拡充することが必要。安心して子どもを産むことができるための妊娠・出産期の支援の拡充が必要。

母子家庭への支援、社会的養護を必要とする子どもや障害児など特別な支援を必要とする子どもに対する配慮が必要。

地域住民、NPO、企業など、多様な主体の参画・協働により、地域の力を引き出すことが必要。

③ 国民負担についての合意形成

少子化対策は社会保障制度全体の持続可能性の根幹にかかわる政策であり、その位置付けを明確にした上で、効果的な財源投入を行うことが必要。

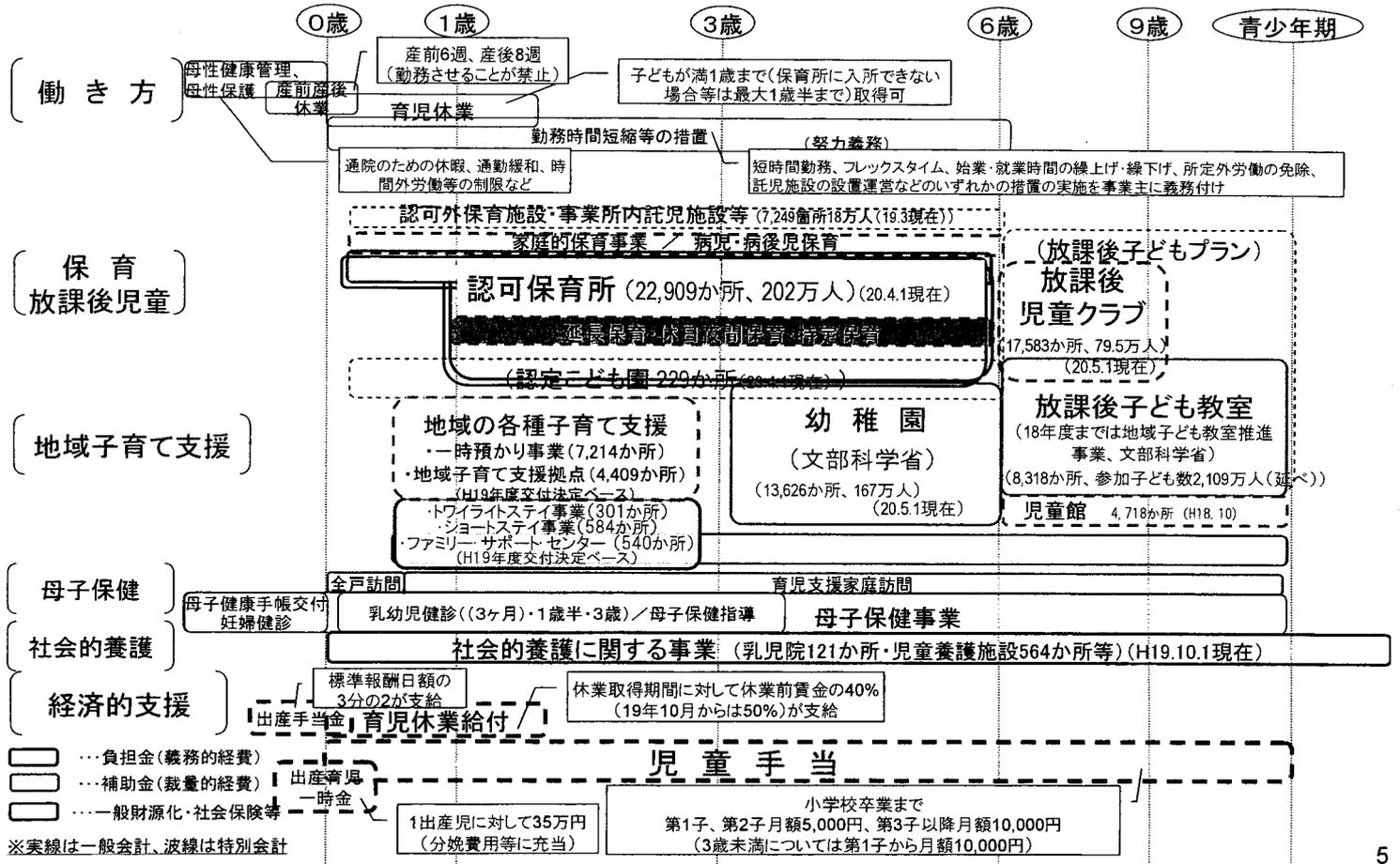
国民の希望する結婚、出産・子育てを実現した場合の社会的コストの追加所要額は、昨年末、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略会議報告において、1.5兆円～2.4兆円と推計されているところ。

また、同試算には含まれていないが、施設整備やサービスの質の維持・向上のためのコスト、社会的養護など特別な支援を必要とする子ども達に対するサービスの充実に必要なコスト、さらには児童手当をはじめとする子育てに関する経済的支援の充実も、緊急性の高い保育をはじめとするサービスの充実の優先の必要性にも留意しつつ併せて検討すべき。

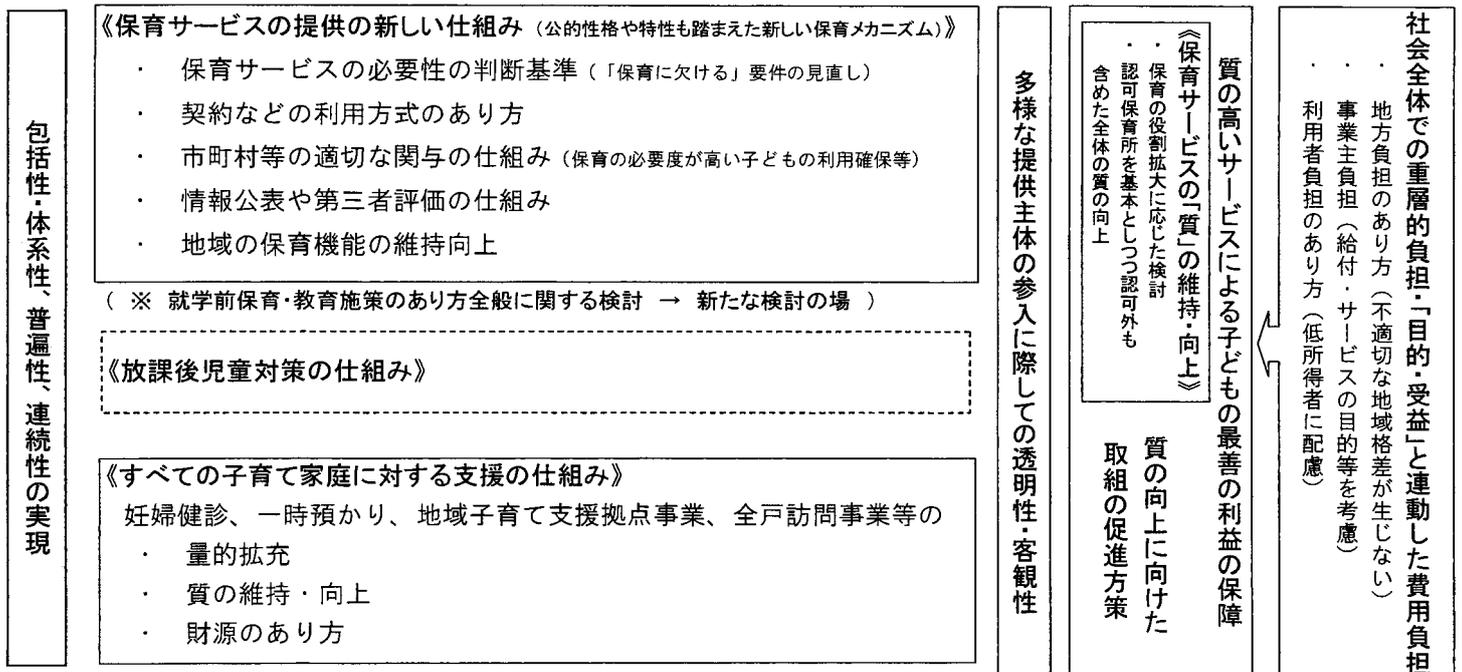
少子化対策は「未来への投資」として、国、地方公共団体、事業主、国民が、それぞれの役割に応じ、費用を負担していくよう、合意形成が必要。

4

次世代育成支援に関係する制度の現状

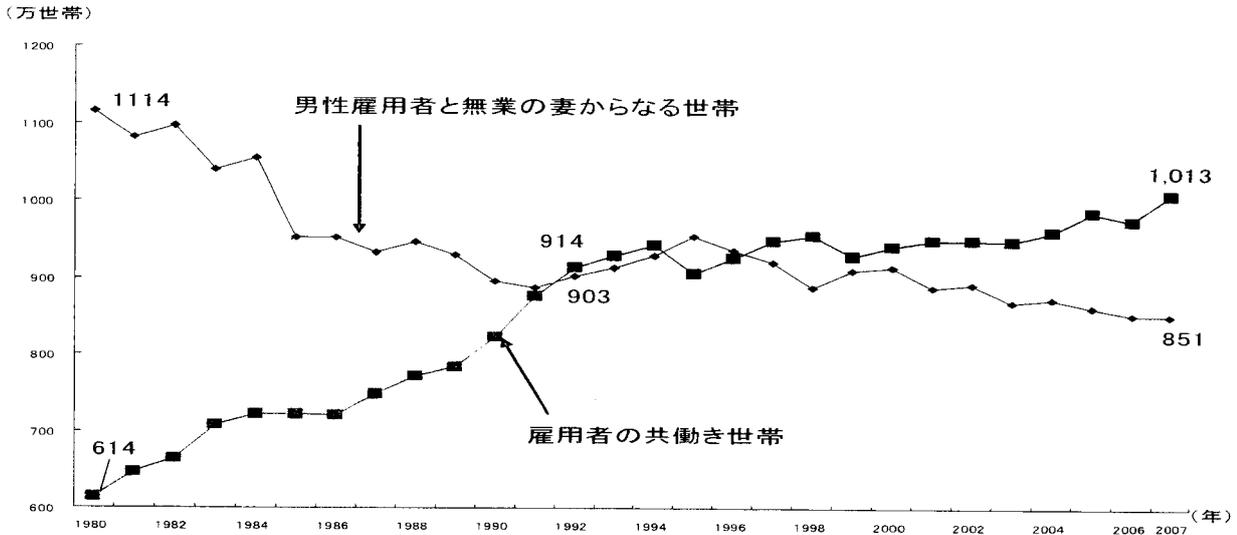


「基本的考え方」を踏まえた具体化が必要な検討事項



共働き世帯の増加

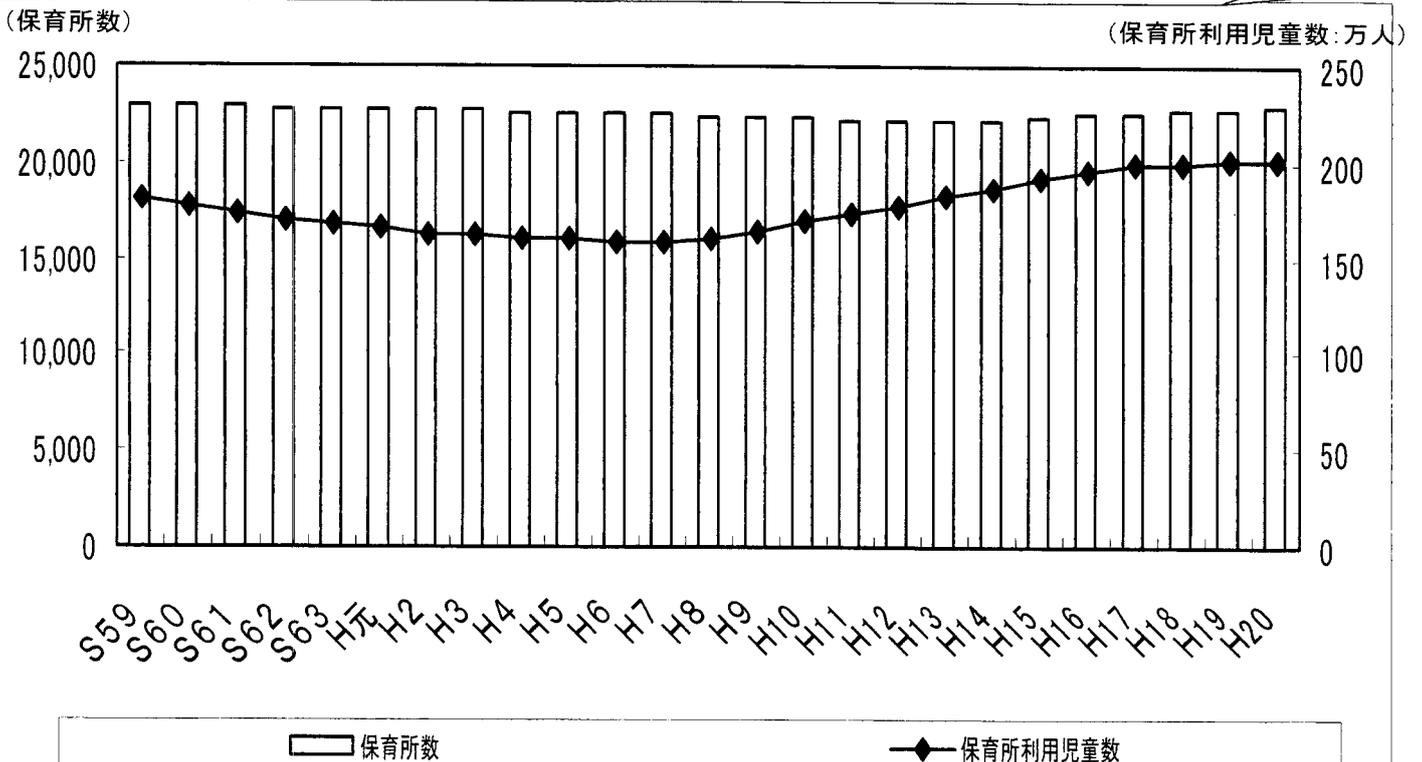
○ 従来は、共働き家庭は少なかったが、1997年以降、専業主婦世帯数を上回り、その後も増加を続けている。



- (備考)
- 平成13年までは総務省「労働力調査特別調査」、平成14年以降は「労働力調査(詳細結果)」(年平均)より作成。
 - 「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。
 - 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。
 - 昭和60年以降は「夫婦のみの世帯」、「夫婦と親から成る世帯」、「夫婦と子供から成る世帯」及び「夫婦、子供と親から成る世帯」のみの世帯数。
 - 「労働力調査特別調査」と「労働力調査(詳細結果)」とでは、調査方法、調査月などが相違することから、時系列比較には注意を要する。

保育所数及び保育所利用児童数の推移

- 保育所利用児童数は平成6年まで若干減少していたが、その後、一貫して増加。
 ○ 保育所運営費も、国・地方負担分を合計すると、1兆円超(平成20年度)の公費が投入されている。
 (※国庫負担金の基準額を用いた推計。地方単独負担分を含まず。)



(資料)保育課調べ

子どものいる女性の就業希望

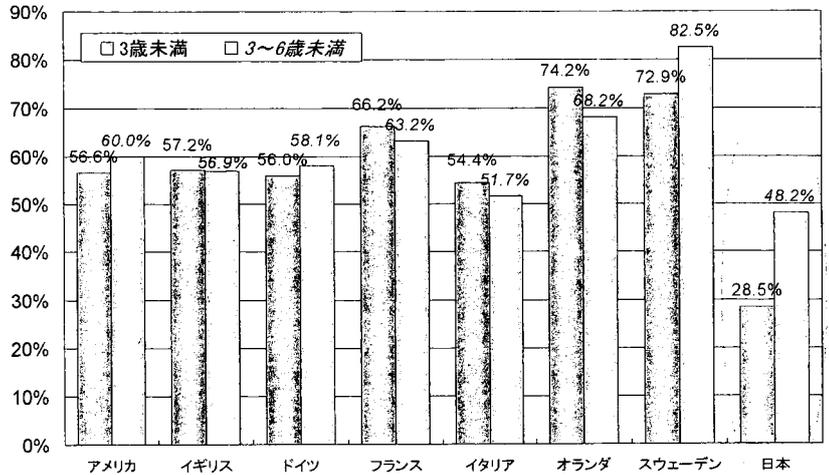
○ 我が国では、諸外国に比べ、幼い子どものいる母親の就業率が相当低い水準にあるが、現在、働いていない母親であっても就業希望のある者は多い。

末子の年齢別子どものいる世帯における母の就業状態(平成18年)

	末子の年齢			
	0~3歳	4~6歳	7~9歳	10~12歳
子どものいる世帯総数	100.0	100.0	100.0	100.0
労働力人口	32.5	51.4	62.9	71.2
就業者	31.0	50.3	61.6	70.5
完全失業者	1.2	1.7	1.3	1.4
非労働力人口	67.5	47.4	36.5	28.1
就業希望者	24.9	19.7	13.2	9.4

出典: 総務省「労働力調査詳細調査」(平成18年、年平均)

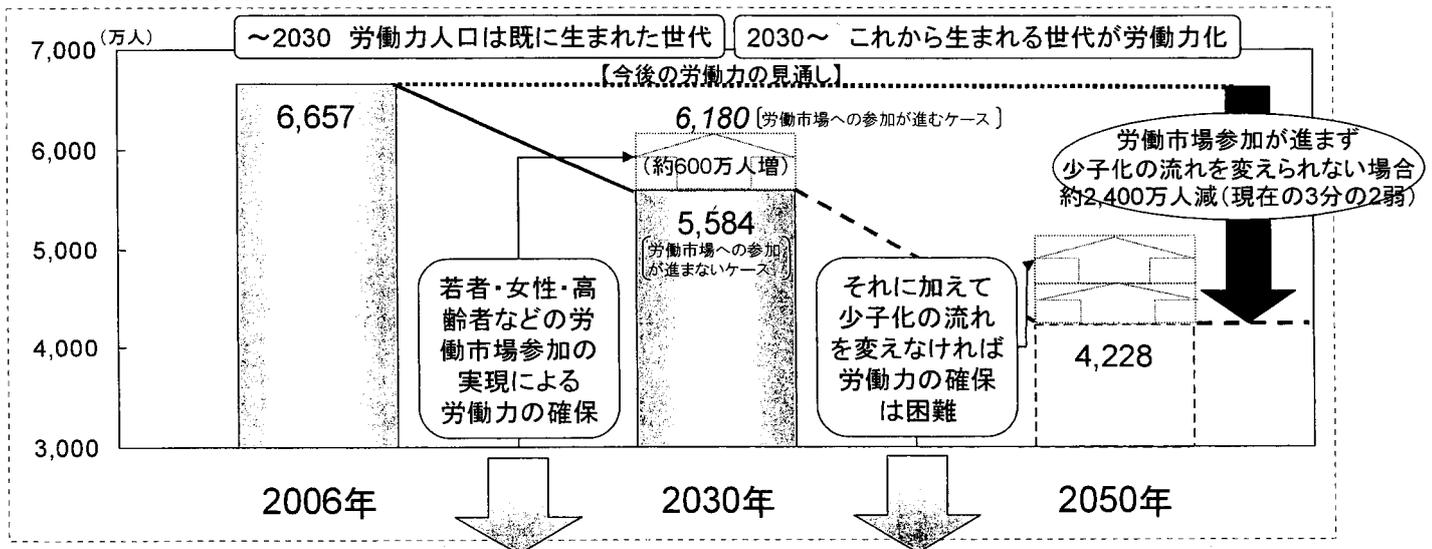
6歳未満の子を持つ母の就業率の比較(2002年)



出典: OECD: Society at a Glance 2005

労働市場参加が進まない場合の労働力の推移

- 「就業」と「結婚や出産・子育て」の「二者択一構造」が解決されないなど労働市場への参加が進まない場合、日本の労働力人口は今後大きく減少(特に、2030年以降の減少は急速)。
- 若者や女性、高齢者の労働市場参加の実現と、希望する結婚や出産・子育ての実現を同時に達成できなければ、中長期的な経済発展を支える労働力確保は困難に。その鍵は仕事と子育ての「二者択一構造」の解決。



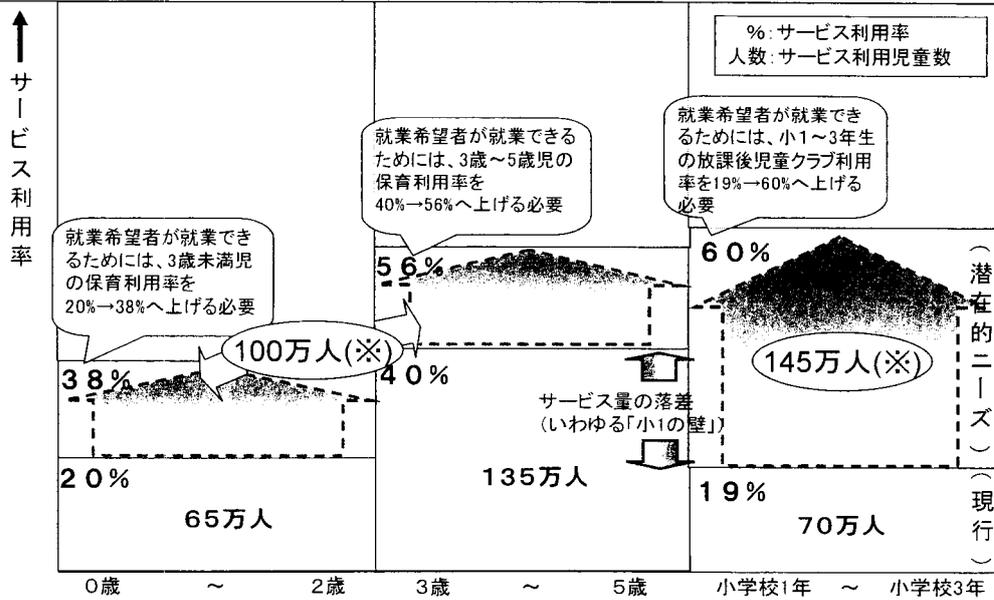
この2つの要請を同時に達成する必要 → 「二者択一構造」の解決が不可欠

- ① 「結婚・出産」のために「就業」を断念すれば、女性の労働市場参加が実現せず、中期的(~2030年頃)な労働力人口減少の要因となり、
- ② 「就業」のために「結婚・出産」を断念すれば、生産年齢人口の急激な縮小により、長期的(2030年頃以降)な労働力確保が困難に。

(注) 2030年までの労働力人口は雇用政策研究会報告(平成19年12月)。ただし、2050年の労働力人口は、2030年以降の性・年齢階級別労働力率が変わらないと仮定して、平成18年将来推計人口(中位推計)に基づき、厚生労働省社会保障担当参事官室において推計。

女性の就業希望を実現するために必要なサービス量 (新待機児童ゼロ作戦)

○ 現在働いていない幼い子どもがいる母親の就業希望を実現するためには、相当量のサービス基盤が必要。
(「新待機児童ゼロ作戦」では、これらの就業希望を実現するための抜本的なサービス基盤の拡充の必要性を提示。)



※潜在的ニーズの量は、現在の児童人口にサービス利用率を乗じたものであり、将来の児童数により変動があり得る。

(参考)

児童数 (2006年)	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小1	小2	小3
	108万人	105万人	109万人	112万人	115万人	117万人	118万人	118万人	119万人

【保育所、放課後児童クラブ単価(円)】

単価(事業費ベース・月額)	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小1	小2	小3
	171,250円	101,417円	101,417円	49,417円	42,417円	42,417円	10,000円	10,000円	10,000円
単価(公費負担ベース・月額)	136,833円	67,000円	67,000円	22,000円	17,250円	17,250円	5,000円	5,000円	5,000円

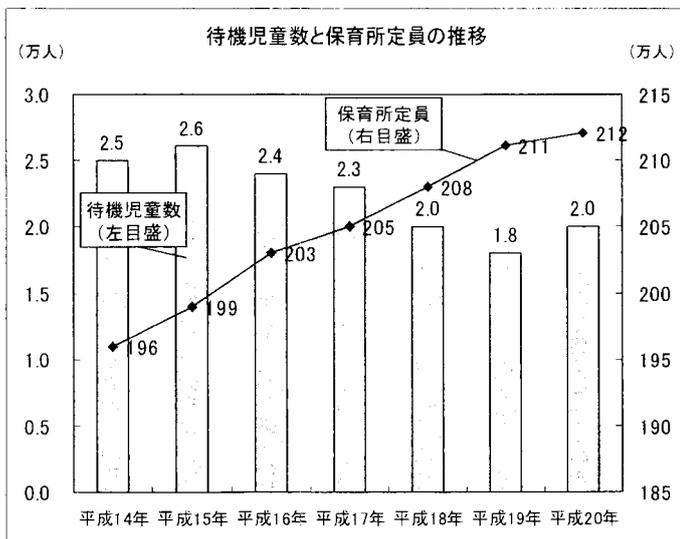
11

保育所待機児童の現状

- 平成20年4月1日現在の待機児童数は1万9,550人(5年ぶりに増加)。
- 過去5年間(H15→20年)で13万人分の保育所定員を整備したが、待機児童数は7千人しか減少していない。(保育所定員が整備されても、潜在需要の顕在化が続き、待機児童が解消されない状況。)
- 待機児童が多い地域は固定化(待機児童50人以上の特定市区町村(84市区町村)で待機児童総数の約76%)。
- 低年齢児(0～2歳)の待機児童数が全体の約76%。

【保育所待機児童数と保育所定員の推移】

【保育所入所待機児童 2万人の内訳】



3歳以上児

4千人

1千人

低年齢児
(0～2歳児)

11千人
(待機児童全体の約6割)

4千人

特定市区町村(84か所)

その他の市区町村
(286か所)

※ 特定市区町村の待機児童数は、全待機児童数のうち約8割。

※ 低年齢児の待機児童数は、全待機児童数のうち約7割。

12

保育所待機児童のいる市区町村の出産・育児期の女性人口等

全国の出産・育児期の女性の3分の2は、待機児童のいる市区町村に居住している。

	370市区町村 (待機児童が1名以上)		84市区町村 (待機児童が50名以上)		全国
		全国に占める割合		全国に占める割合	
全人口	74,081,777	58.0%	42,300,133	33.1%	127,771,000
うち20～39歳全人口	22,983,052	68.0%	12,440,022	36.8%	33,823,000
女性人口	37,653,244	57.5%	21,520,308	32.9%	65,461,000
うち20～39歳女性人口	11,285,776	65.6%	6,118,221	35.6%	17,193,000
利用児童数 (認可保育所)					
0歳	53,395	60.5%	32,719	37.1%	88,189
1歳	138,950	53.9%	77,207	30.0%	257,757
2歳	170,286	51.5%	93,297	28.2%	330,644
3歳未満児	362,631	53.6%	203,223	30.0%	676,590
全年齢児	991,395	49.0%	532,073	26.3%	2,022,173
待機児童数	19,550	100.0%	14,784	75.6%	19,550
認可保育所数	9,453	41.6%	4,952	21.8%	22,720
うち社会福祉法人営	4,722	46.7%	2,509	24.8%	10,117
うち営利法人営	110	-	86	-	-
認可外保育施設数	6,240	86.1%	3,623	50.0%	7,249

※1 「全人口」「女性人口」のうち、「全国」の数値は総務省「人口推計年報」(H19.10.1)。

※2 「全人口」「女性人口」のうち※1以外、「利用児童数」及び「待機児童数」は厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課調べ(原則H20.4.1)。

※3 「全人口」「女性人口」のうち「370市区町村」「84市区町村」それぞれの内数である20～39歳人口には、広島県府中市、庄原市及び安芸高田市の数値は集計中のため含んでいない。

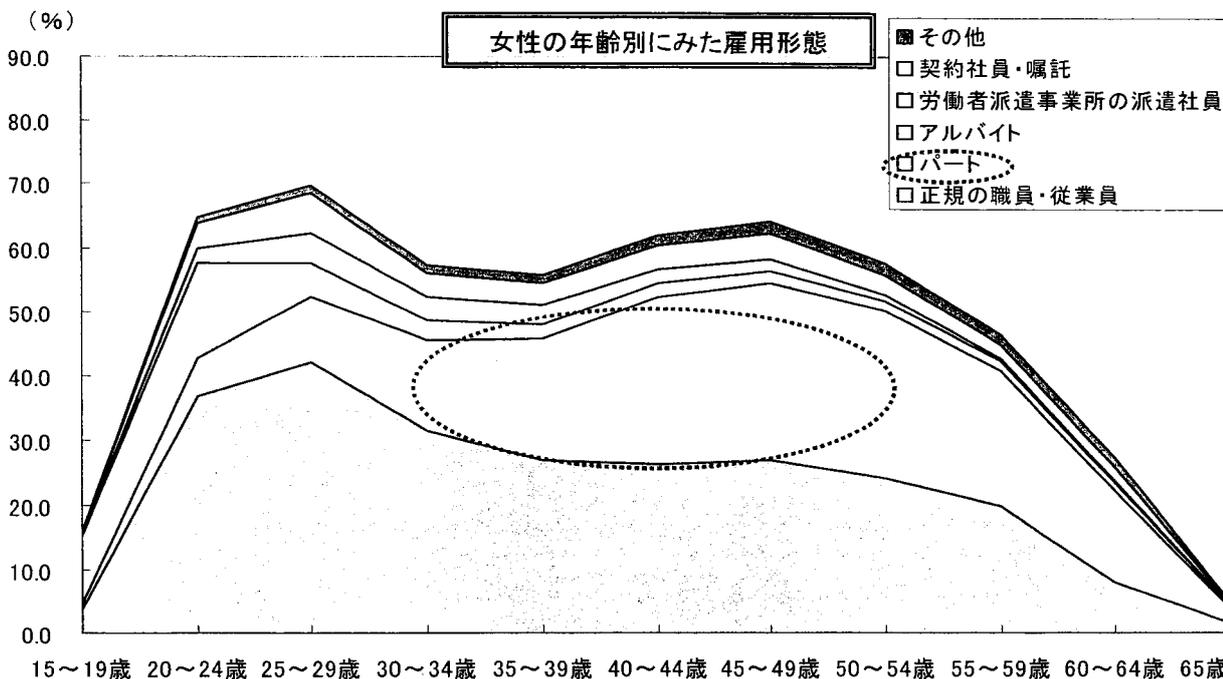
※4 「認可保育所数」のうち、「370市区町村」及び「84市区町村」は厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課調べ(原則H18.10.1)。

※5 「認可保育所数」のうち、「全国」は厚生労働省統計情報部「社会福祉施設等調査」(H18.10.1)。

※6 「認可外保育施設数」は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課調べ(原則H19.3.31)。

女性の年齢別にみた働き方

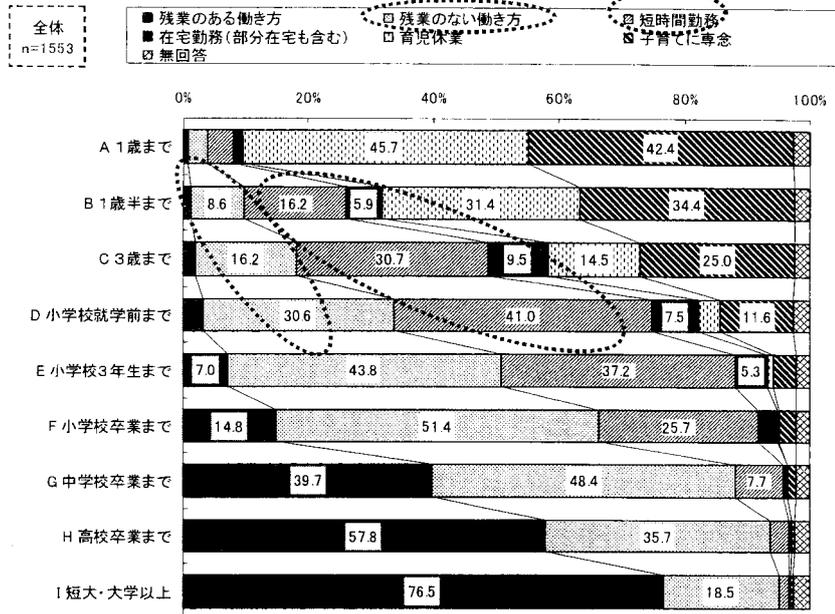
- 女性の就業率自体は、25～29歳層をピークに、出産を契機とした退職等によって30～39歳層で下がり、その後、40～49歳層まで緩やかに上昇(M字カーブ)。
- ただし、雇用形態としては、20～29歳層は正規職員が主であるが、30歳以降、正規職員の割合は下がり続け、パートが増加。



育児期の母親が希望する働き方(短時間勤務・残業免除)

○ 育児期の母親が希望する働き方を見ると、1歳～小学校就学までは「短時間勤務」を希望する人が最も多く、次いで「残業のない働き方」となっている。

子の年齢別にみた、子を持つ母親として望ましい働き方(従業員調査)



注: 図表を見やすくするために、5.0%未満はデータを表示していない。

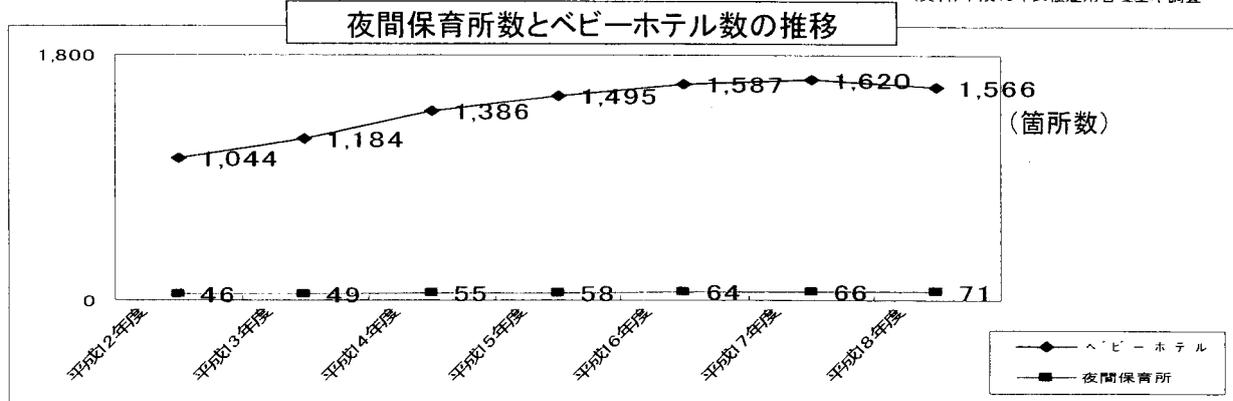
出典: ニッセイ基礎研究所「今後の仕事と家庭の両立支援に関する調査」(平成20年)

女性の夜間の就労と受け皿の状況

- 深夜(22時～5時)に就労する女性は少数であるが、交代制勤務者を中心に約4%存在する。
- 受け皿となる夜間保育所の整備は十分進んでいない一方、認可外のベビーホテルは増加傾向にあり、主に夜間保育されている子どもがベビーホテル入所児童の2割を占めている。

3.6%	うち交代制勤務者	うち交代制勤務でない者
	2.9%	0.6%

(資料)平成13年女性雇用管理基本調査



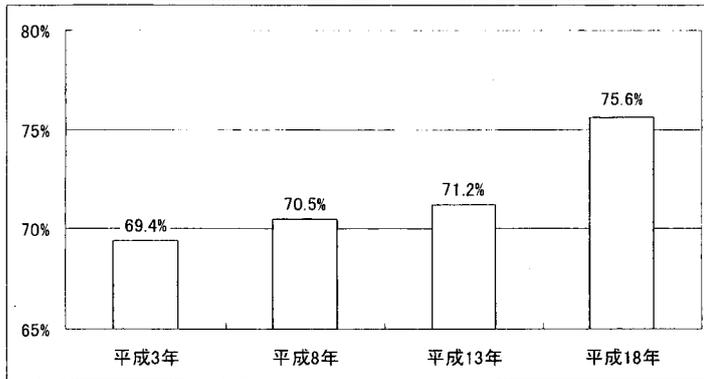
区分	24時間保育されている者	主に夜間に保育されている者	主に昼間に保育されている者	保育時間帯が不明な者	入所児童総数
児童数(割合)	257(1%)	6,338(21%)	22,285(75%)	668(2%)	29,548(100%)
(前年児童数)	(440)	(5,734)	(23,721)	(745)	(30,640)

(資料)保育課調べ

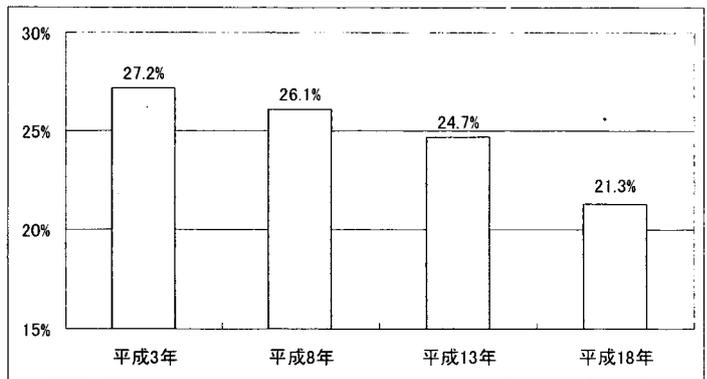
核家族世帯の増加(家庭環境の変化)

○ 児童のいる世帯に占める核家族世帯の割合が増える一方、子育て経験を持つ祖父祖母と共に暮らす三世帯の割合が減少している。

児童のいる世帯に占める核家族世帯の割合



児童のいる世帯に占める三世帯の割合

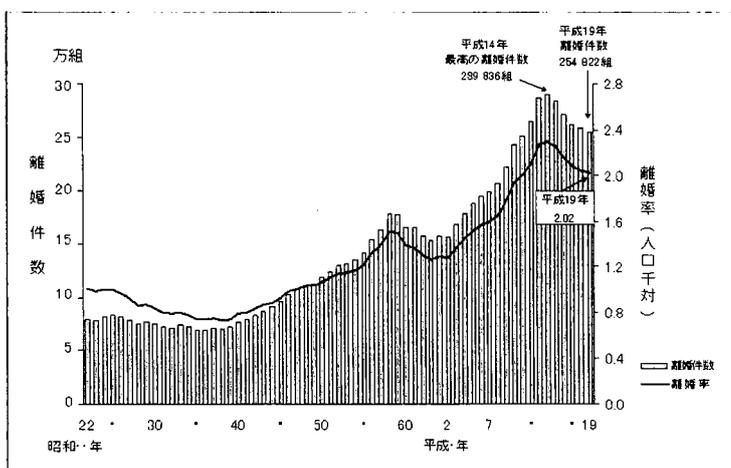


(資料出所) 国民生活基礎調査

ひとり親家庭の増加(家庭環境の変化)

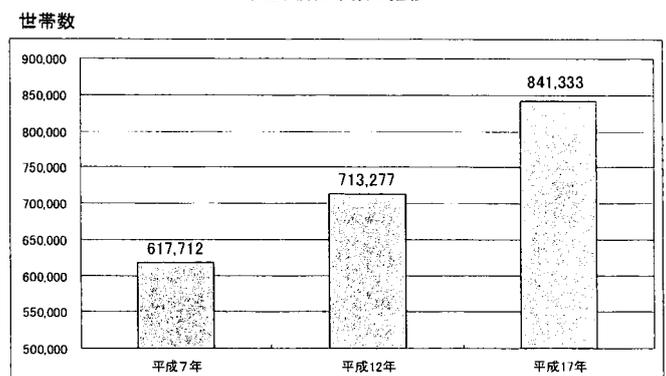
○ 近年の離婚数の増などに伴い、ひとり親家庭(母子家庭・父子家庭)は、ここ10年で4割近く大幅に増加している。

離婚件数及び離婚率の推移



(資料出所) 平成19年人口動態統計

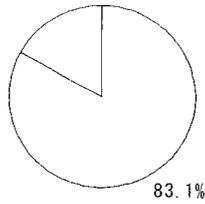
ひとり親世帯数の推移



(資料出所) 国勢調査

保育所が取り組む家庭への支援

保育所における育児相談の実施の有無



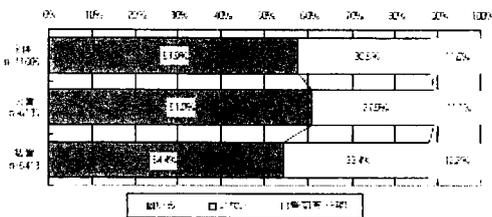
(資料出所) 平成18年社会福祉施設等調査報告

- 育児相談ありと答えた保育所は全体の約83%である。
- そのうち、約92.1%が面接相談、約89.9%が電話相談、約17.7%が育児学級の開催を行っている。

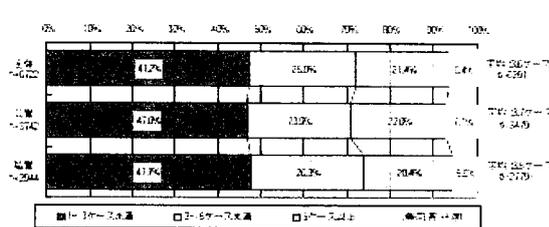
- 生活面、精神面での支援の必要な家庭の有無については、6割近くの保育所が「いる」と答えている。
- 「いる」と答えた保育所において、その支援の必要な家庭の数を見ると、平均3.6ケースと答えている。

生活面、精神面での支援の必要な家庭の状況

図表 2-5-1 運営主体別 生活面、精神面で支援の必要な家庭の有無：単数回答



図表 2-5-2 運営主体別 生活面、精神面で支援の必要な家庭数：複数回答

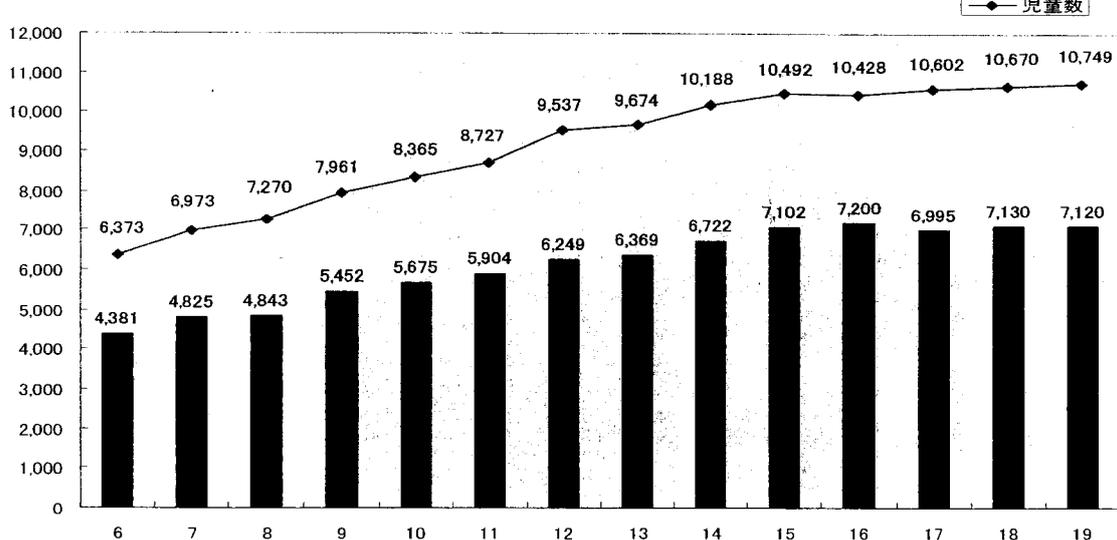


(資料出所) 全国の保育所実態調査 (平成20年・全保協調査)

保育所における障害児の増加

- 保育所において、発達障害児をはじめとした障害児の数が増えつつある。

障害児保育の実施状況推移



(資料出所) 厚生労働省保育課調べ

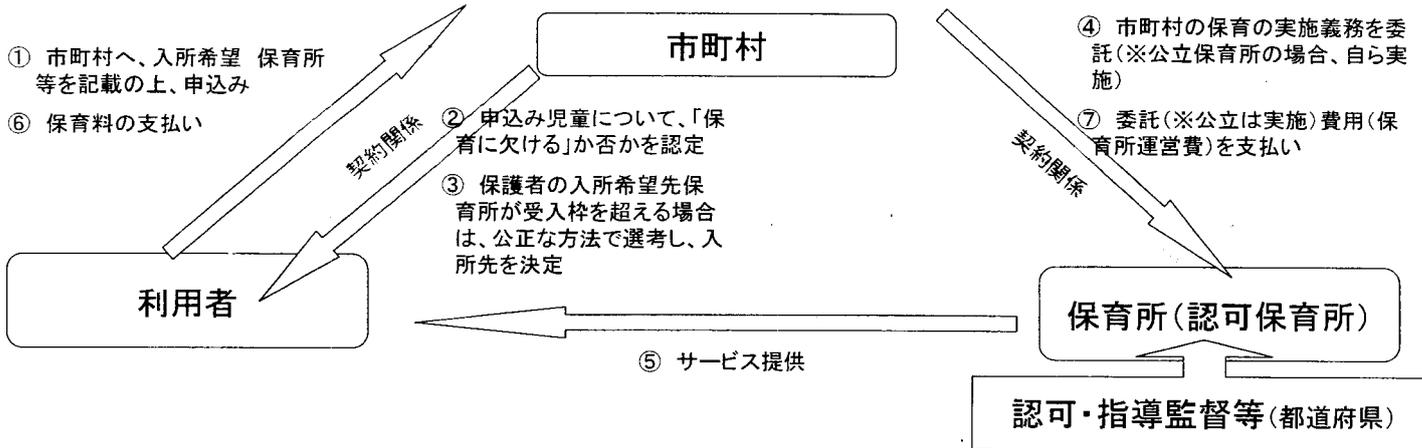
現行の認可保育所のサービス提供の仕組み

(現行の認可保育所の利用方式)

- 現行制度における認可保育所の利用方式は、
 - ① 保護者が、市町村へ入所希望保育所等を記載の上、申込みを行い、
 - ② 市町村において、対象児童が「保育に欠ける」か否かを判断した上で、保護者の入所希望を踏まえ、市町村が保育所を決定する仕組み。

(市町村に対する保育の実施義務)

- このような仕組みは、現行制度が、市町村に対して、認可保育所において保育する義務(保育の実施義務)を課しており、この市町村による保育の実施義務の履行(公立保育所において自ら実施するか、私立保育所へ委託)を通じて、保護者に認可保育所が利用される仕組みであることと密接に関連。
(※市町村は、自ら(公立保育所)による保育の実施費用を負担、又は、委託費(私立保育所)を支払い。)



23

(保育の実施義務の例外)

- また、現行制度における市町村の保育の実施義務には、「付近に保育所がない等やむを得ない事由があるときは、その他の適切な保護をしなければならない」とする例外が設けられている。
 - ※ 「やむを得ない事由」…地域の保育所(認可保育所)全体を通じて受入れ能力がない場合を含む
 - ※ 「その他適切な保護」…家庭的保育のほか、認可外保育施設のあっせんも含む
 - ※ なお、市町村の保育の実施に要する費用は、公立保育所については一般財源化(市町村の地方交付税等の一般財源により負担)されているが、私立保育所については負担金(国及び都道府県が一定割合を義務的に負担する仕組み)となっており、市町村に対する保育の実施義務とその財源確保は切り離すことのできない関係にあることに留意。

(認可の裁量性)

- さらに、市町村の保育の実施義務を履行する受け皿となる保育所の認可制度には、認可権者である都道府県に、既存事業者の分布状況等を勘案した上で設置が必要かどうかを判断する裁量が比較的広く認められている。(→※次回の検討課題)

《参考》

◎ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抜粋)

- 第二十四条 市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児又は第三十九条第二項に規定する児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込みがあつたときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない。ただし、付近に保育所がない等やむを得ない事由があるときは、その他の適切な保護をしなければならない。
- 2 前項に規定する児童について保育所における保育を行うこと(以下「保育の実施」という。)を希望する保護者は、厚生労働省令の定めるところにより、入所を希望する保育所その他厚生労働省令の定める事項を記載した申込書を市町村に提出しなければならない。この場合において、保育所は、厚生労働省令の定めるところにより、当該保護者の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わつて行うことができる。
- 3 市町村は、一の保育所について、当該保育所への入所を希望する旨を記載した前項の申込書に係る児童のすべてが入所する場合には当該保育所における適切な保育の実施が困難となることその他のやむを得ない事由がある場合においては、当該保育所に入所する児童を公正な方法で選考することができる。
- 4・5 (略)

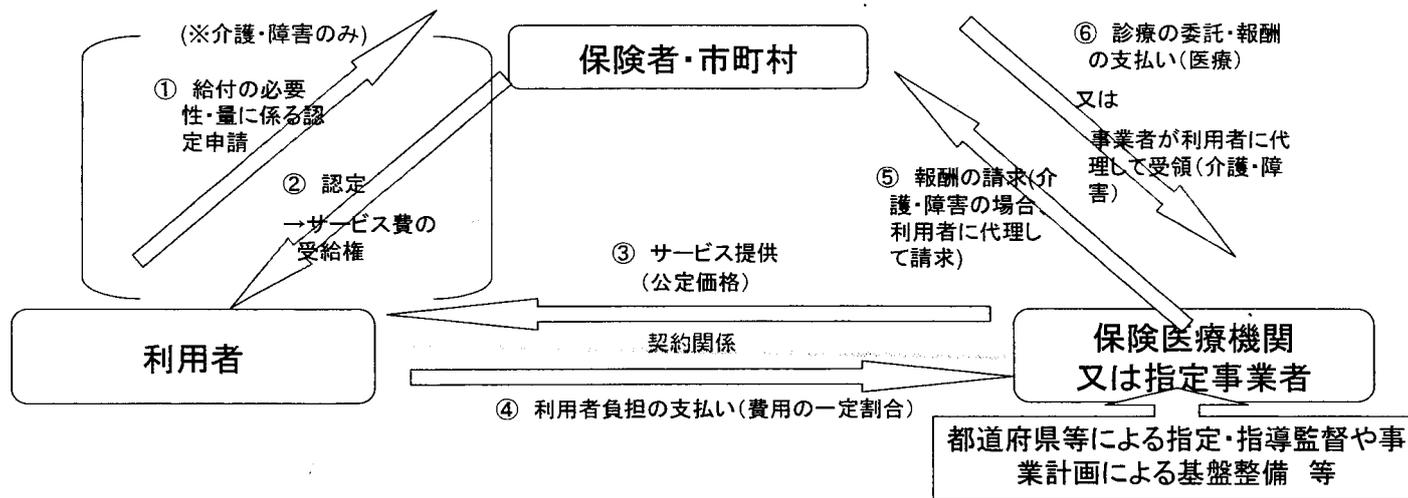
他の社会保障制度(医療・介護・障害)による サービス提供の仕組み

(給付の必要性・量の判断・それに応じた受給権)

- 他の社会保障制度(医療・介護・障害)においては、
 - ・ 診察に当たる医師又は行政(市町村)が給付の必要性・量の判断を行い、
 - ・ 利用者は、当該判断の範囲内におけるサービス利用について、保険者又は行政(市町村)から給付を受ける権利を有しており、基準を満たした保険医療機関又は指定事業者からサービス提供を受ける仕組みとなっている。

(公定価格)

- なお、サービス費用については、公定価格となっており、保険者・市町村による給付は、(利用者に代理して)保険医療機関又は指定事業者が請求・受領する形式。



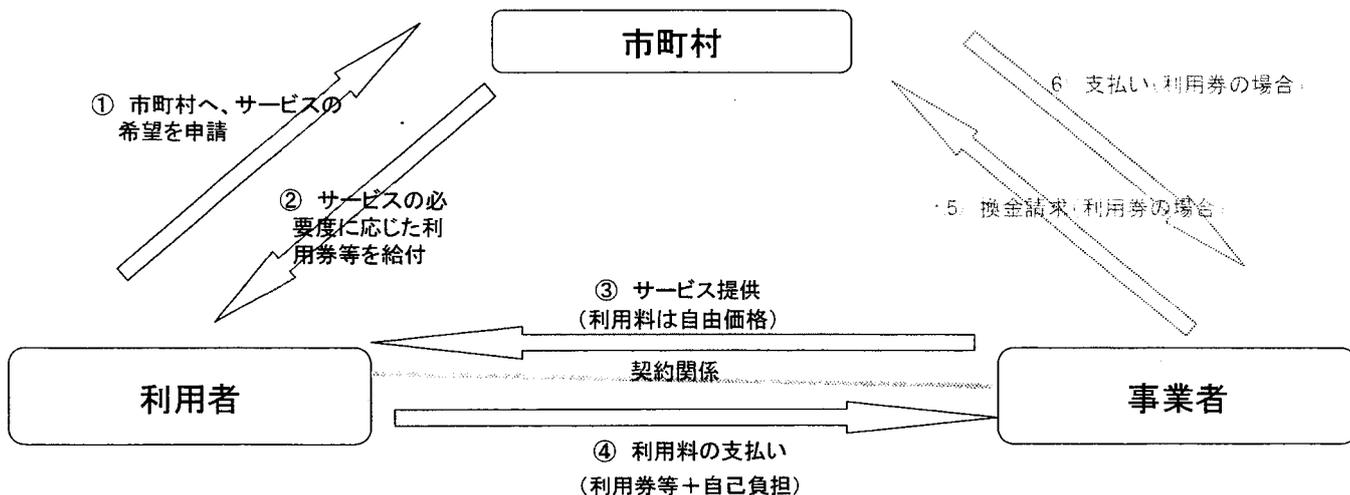
規制を極力少なくしたサービス提供の仕組みの例

- 規制の極めて少ないサービス提供の仕組みの例としては、例えば、以下のような方式が考えられる。

- ① 利用者は、市町村へサービスの希望を申請
- ② 市町村は、サービスの必要度に応じ給付(利用券又は現金)
- ③ 事業者は価格を自由に設定し、サービス提供。

(※利用券が充当可能な事業所については、限定しない方法も、一定の基準を満たした指定事業者のみとする方法も、いずれも考えられる。)

- ④ 利用者は、選択した事業者に対し、利用券等に自らの負担を上乗せし、利用料を支払い。



(参考)サービス提供の仕組みの比較

	現行の認可保育所のサービス提供の仕組み	(参考1) 他の社会保障制度 (医療・介護・障害)による サービス提供の仕組み	(参考2) 極力規制をなくした サービス提供の 仕組みの例
(1) サービス・給付の保障	市町村に対する保育の実施義務 (※地域の保育所の受入能力がない等やむを得ない場合は、「その他適切な保護」で足りるとする例外有り)	・個人に(2)の判断の範囲内のサービス費用の受給権 ・保険者又は市町村にサービス費の給付義務	・個人にサービスの必要度に応じた一定額の受給権 ・市町村にサービスの必要度に応じた一定額の給付義務
(2) 給付の必要性・量の判断	市町村において「保育に欠ける」か否か、及び、優先度について判断。 (※受入保育所の決定と一体的に実施。)	診察に当たる医師又は行政(市町村)が給付の必要性・給付量又は上限量を判断	市町村において、サービスの必要度を判断。
(3) サービス選択・利用方法 (契約関係)	・基準を満たした認可保育所の中から選択(※定員を超える場合は市町村が公平な方法で選考。) ・利用者が市町村へ、入所希望保育所を記載の上申込み	・基準を満たした保険医療機関又は指定事業者の中から選択 ・利用者が指定事業者と契約	・基準を満たした指定事業者の中から選択、又は、市中の提供者から自由に選択 ・利用者が事業者と契約

27

	現行の認可保育所のサービス提供の仕組み	(参考1) 他の社会保障制度 (医療・介護・障害)による サービス提供の仕組み	(参考2) 極力規制をなくした サービス提供の 仕組みの例
(4) サービスの価格	公定価格 (※国が地域等に応じ市町村へ交付する「保育所運営費負担金」を定めている。)	公定価格 (※国が診療行為やサービス毎等に応じた費用額を定めている。)	自由価格 (※事業者が自由に設定)
(5) 給付方法 (補助方式)	・市町村が保育所へ、委託費(運営費)を支払い。	・保険者による現物給付又は 市町村が利用者に費用の一定割合を給付。 (※実際の資金の流れとしては、保険医療機関又は指定事業者が(利用者に代理して)保険者(市町村)に請求・受領。(代理受領))	・利用者に一定額の利用券又は現金を給付。 ・(利用券の場合)事業者が市町村に換金請求・受領。
(6) 利用者負担	・市町村が保護者から所得に応じた利用料を徴収	・保険医療機関又は指定事業者 に利用者がサービス費用の一定割合を支払い (※所得に応じた負担の上限有り。)	・事業者が利用者から自由に設定したサービス価格から、利用券支給額(定額)を控除した額を徴収 (→※利用者負担が増大し、所得によって利用機会が十分保障されない可能性)

28

(参考) 他の社会保障制度のサービス提供の仕組み

	医療（療養の給付）	介護保険	障害(自立支援給付)	保育（認可保育所）
(1)サービス・給付の保障	<ul style="list-style-type: none"> ・保険者に患者(被保険者)に対する療養の給付を義務付け(現物給付) ・保険者が指定医療機関に対し、被保険者に対する保険診療を委託 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人に要介護認定の範囲内のサービス費用の受給権 ・市町村に要介護認定の範囲内のサービス費用の一定割合の給付義務 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人に市町村による給付決定の範囲内のサービス費用の受給権 ・市町村に給付決定の範囲内のサービス費用の一定割合の給付義務 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村に「保育に欠ける」児童に対する保育の実施を義務付け (※地域の保育所の受入能力がない等やむを得ない場合は、「その他適切な保護」で足りるとする例外有り) ・市町村は自ら保育を実施(公立保育所)、又は委託(私立保育所)
(2)給付の必要性・量の判断	サービス提供者(診察に当たる医師)が給付の必要性・給付量を判断	保険者(市町村)において、全国統一の基準に基づく要介護認定により、給付の必要性・上限量を決定	市町村において、全国統一の基準に基づく障害程度区分認定や、障害者を取り巻く環境等を勘案して、給付の必要性・給付量を決定	市町村において、条例で定める基準により「保育に欠ける」か否か(サービス対象か否か)、及び、優先度について判断。(受入保育所の決定と一体的実施。)
(3)サービスの選択 利用方法 (契約関係)	<ul style="list-style-type: none"> ・基準を満たした保険医療機関の中から選択 ・患者(被保険者)が保険医療機関と契約 	<ul style="list-style-type: none"> ・基準を満たした指定事業者の中から選択 ・利用者が指定事業者と契約 	<ul style="list-style-type: none"> ・基準を満たした指定事業者の中から選択 ・利用者が指定事業者と契約 	<ul style="list-style-type: none"> ・基準を満たした認可保育所の中から選択(※定員を超える場合、市町村が公平な方法で選考。) ・利用者が市町村へ、入所希望保育所を記載の上、申込み

29

	医療（療養の給付）	介護	障害	保育
(4)サービスの価格	<p>公定価格 (※国が診療行為毎等に費用額を定めている。)</p>	<p>公定価格 (※国が地域等に応じサービス毎に費用額を定めている。)</p>	<p>公定価格 (※国が地域等に応じサービス毎に費用額を定めている。)</p>	<p>公定価格 (※国が地域等に応じ市町村へ交付する「保育所運営費負担金」を定めている。)</p>
(5)給付方法 (補助方式)	<p>保険者が(現物給付の委託先である)保険医療機関に対し、給付に要する費用を支払い</p> <p>(※なお、医療保険の中には、療養費払い(償還払い)も併存。)</p>	<p>保険者(市町村)は利用者により、サービス費用の9割を給付(利用者補助)。</p> <p>(※実際の資金の流れとしては、指定事業者が利用者により代理して保険者(市町村)に請求・受領。(代理受領))</p>	<p>市町村は利用者により、サービス費用の9割を給付(利用者補助)。</p> <p>(※実際の資金の流れとしては、指定事業者が利用者により代理して市町村に請求・受領。(代理受領))</p>	<p>市町村が保育所へ、委託費(運営費)を支払い。</p>
(6)利用者負担	<p>保険医療機関が、患者から、一部負担(被用者本人については費用の3割等)を徴収(※所得に応じた負担の上限有り)</p>	<p>指定事業者が、利用者から、サービス費用の1割を徴収(※所得に応じた負担の上限有り)</p>	<p>指定事業者が、利用者からサービス費用の1割を徴収(※所得に応じた負担の上限有り)</p>	<p>市町村が保護者から所得に応じた利用料を徴収</p>

	医療（療養の給付）	介護	障害	保育
(7)事業者参入	<p>・保険医療機関の指定拒否事由は法定されている</p> <p>（指定拒否事由の概要）</p> <p>・当該医療機関に、指定取消など不正が認められる</p> <p>・開設者又は管理者の刑罰や不正行為が認められる</p> <p>場合に指定拒否事由に該当。</p> <p>※ なお、病床数(入院ベッド数)については、都道府県が医療計画において定める基準量を超えるものとして勧告を受けた場合は、保険医療機関の指定の拒否が可能。</p>	<p>・指定事業者の指定拒否事由は法定されている</p> <p>（指定拒否事由の概要）</p> <p>申請者が</p> <p>・法人格が無い</p> <p>・基準に適合しない</p> <p>・刑罰や不正行為等が認められる</p> <p>場合に指定拒否事由に該当。</p> <p>※ なお、居住系サービスについては、都道府県又は市町村が事業計画において定める必要量を超える場合の指定拒否が可能。</p>	<p>・指定事業者の指定拒否事由は法定されている</p> <p>（指定拒否事由の概要）</p> <p>申請者が</p> <p>・法人格が無い</p> <p>・基準に適合しない</p> <p>・刑罰や不正行為が認められる</p> <p>場合に指定拒否事由に該当。</p> <p>※ なお、居住系サービスと一部通所サービスについては、都道府県又は市町村が事業計画において定める必要量を超える場合の指定拒否が可能。</p>	<p>・保育所の認可拒否には都道府県の裁量性が認められている(既存事業者の分布状況の勘案等)</p>

31

	医療（療養の給付）	介護	障害	保育
(8)情報開示・第三者評価	<p>・医療機関に都道府県に対する一定の事項(医療従事者の数、治療結果情報等)の報告が求められており、都道府県が一括して公表</p> <p>・第三者評価の受審は任意（上記の情報開示に係る報告事項の対象）</p>	<p>・指定事業者に都道府県に対する一定の事項(従業者の数、経験年数等)の報告が求められており、都道府県が一括して公表</p> <p>・一部サービス（グループホーム等）については第三者評価の受審を義務付け</p>	<p>・情報開示に関する制度は特になし</p> <p>・第三者評価の受審は努力義務</p>	<p>・情報開示に関する制度は特になし</p> <p>・第三者評価の受審は努力義務</p>

32

現行の保育所の認可の仕組み

(現行の保育所の認可の仕組み)

- 現行制度では、
 - ・ 市町村が認可保育所を設置しようとする場合は、都道府県知事への届出
 - ・ 市町村以外の者が認可保育所を設置しようとする場合は、都道府県知事による認可を経ることとされている。
- 都道府県知事は、市町村以外の者から認可の申請があった場合、都道府県及び市町村による保育需要に関する現状分析と将来推計を踏まえ、申請への対応を検討すること(「保育所の設置認可等について」平成十二年児発第二九五号通知)とされており、認可の可否に関する裁量が比較的広く認められている。
- なお、主体制限については、平成12年に撤廃されており、株式会社やNPO法人の参入も可能。ただし、施設整備補助は対象外とされている。

(認可の効果)

- 現行制度では、市町村に認可保育所における保育の実施義務を課した上で、認可保育所における保育の実施に要する費用を市町村が支弁するものとされている。
 - (※ 市町村が支弁した保育所運営費の負担割合は、
 - ・ 公立保育所は市町村10/10、
 - ・ 私立保育所は国1/2、都道府県1/4、市町村1/4。)
- 認可保育所となることの主たる効果は、この市町村による保育所運営費の支弁にある。
- また、認可保育所には、児童福祉施設最低基準の遵守が求められている。【→資料4 P24】

33

(保育の「実施義務の例外」との関係)

- 一方で、現行制度における市町村の保育の実施義務には、地域の保育所全体を通じて受入能力がない場合を含め、「付近に保育所がない等やむを得ない事由があるとき」は、認可外保育施設のあつせんを含む「その他適切な保護」で足りるものとされていることもあり(→※第12回(9/30)の課題)、待機児童がいる市町村の場合で必要な基準を満たしている場合であっても、認可されないことがあり得る。

(参考)

①設置主体別保育所認可の状況(平成19年4月1日現在)

市町村	社会福祉法人	社団法人	財団法人	学校法人	宗教法人	NPO	株式会社	個人	その他	計
11,803	10,133	4	227	171	273	54	118	212	15	22,845

②市町村・社会福祉法人以外の多様な主体による保育所認可の状況(年度別認可数)

	社団・財団	学校法人	宗教法人	NPO	有限・株式	個人	その他	計
2012	1	5	6	3	8	5	0	27
2013	4	10	0	5	12	10	2	43
2014	2	10	2	5	12	9	0	40
2015	4	21	0	9	17	12	0	62
2016	3	35	5	12	24	5	4	88
2017	1	27	1	13	21	2	2	67
2018	3	47	0	10	36	4	2	102

34

現行の保育所に対する施設整備費補助の仕組み

(現行の保育所に対する施設整備費補助の仕組み)

○ 市町村が策定する整備計画に基づいて、以下の設置主体が保育所の施設整備(新設・修繕・増築等)を行う場合に、定員規模、地域等に応じて、補助を行うもの。

《対象法人》

社会福祉法人、学校法人(幼保連携型認定こども園の保育所部分)、日本赤十字社、公益法人
(※株式会社、NPO法人は対象外。なお、公立保育所の施設整備については平成18年度に一般財源化。)

《国庫補助単価》 定員90名の新設の場合 1施設当たり6千万円(事業費ベース1億2千万円)※加算により異なる

《費用負担》 定額国1/2相当、市町村1/4相当、設置者1/4相当

現行の保育所運営費の仕組み

(現行の保育所運営費の仕組み)

○ 現行制度においては、

- (1) 「基本分保育単価」が①地域、②定員規模、③入所児童の年齢に応じて定められ、さらに
- (2) 「民間施設給与等改善費加算」が職員1人当たりの平均勤続年数に応じて行われる仕組みとなっている。

※ 「民間施設給与等改善費加算」については、余剰がなく給与改善等に支障を来すおそれのある民間施設における公私間の給与格差是正を目的にしているため、配当支出が行われている保育所については対象とならない。

※ なお、保育単価は、あくまで国庫負担の基準として設けられており、都道府県・市町村による上乗せは可能。

【16/100地域(東京23区)の保育単価の例】

保育所種別	保育所種別	保育所種別	基本分保育単価	民間施設給与等改善費加算率			
				加算率	加算額	加算率	加算額
認可保育所	認可保育所	認可保育所	17,250	15.0%	2,588	10.0%	1,725
認可外保育所	認可外保育所	認可外保育所	100,000	15.0%	15,000	10.0%	10,000
認可保育所	認可保育所	認可保育所	17,250	15.0%	2,588	10.0%	1,725
認可外保育所	認可外保育所	認可外保育所	100,000	15.0%	15,000	10.0%	10,000

【民間施設給与等改善費加算率の前提となる職員1人当たりの平均勤続年数】

保育所種別	職員1人当たりの平均勤続年数	加算率	
		加算率	加算額
認可保育所	10年未満	10.0%	1,725
認可保育所	7年以上・10年未満	15.0%	2,588
認可保育所	1年以上・7年未満	5.0%	863
認可保育所	1年以上	0.0%	0

現行の保育所運営費の使途範囲

- 現行制度においては、市町村から支弁された保育所運営費については、原則として、人件費・管理費・事業費に充てることとされており、以下の要件を満たした場合に、以下の範囲の費用に限り充当が認められている。
 (「保育所運営費の経理等について」(平成12年児発第299号厚生省児童家庭局長通知))

最低基準の遵守など適正な運営に関する一定の基準を満たす場合

- (1) 人件費・管理費・事業費の各区分に関わらず、当該保育所のそれぞれの費用に充当可。
 (2) 次年度以降の当該保育所の経費に充てるための①人件費積立預金、②修繕積立預金、③備品等購入積立預金に充当可。

さらに、延長保育、一時預かり、低年齢児の積極的受入れ等の一定の事業を行う場合

- 民間施設給与等改善費の加算額に相当する額の範囲内で、同一設置者が設置する保育所の
 (1)施設設備の整備、修繕等に要する経費、(2)保育所の土地建物の賃借料、(3)これらのための借入金の償還等のための支出に充当可。

さらに、第三者評価の受審・結果の公表等の一定の質向上に関する要件を満たす場合

- 民間施設給与等改善費の加算額に相当する額の範囲内で、同一設置者が運営する他の社会福祉施設等に係る施設設備の整備、修繕等に要する経費、土地・建物の賃借料、及びこれらのための借入金の償還等のための支出、租税公課
 ○ 運営費の3か月分の範囲内で、同一設置者が設置する
 (1) 保育所に係る施設設備の整備、修繕等に要する経費、土地・建物の賃借料、及びこれらのための借入金の償還等のための支出、租税公課
 (2) 他の子育て支援事業(一時預かり等)の施設設備の整備・修繕等に要する経費、及びこれらのための借入金の償還等のための支出

※当該保育所を設置する法人本部の運営経費へ充当するためには、さらに、前期末支払資金残高の取り崩しについて、市町村(社会福祉法人の場合は理事会)の承認を得て、運営に支障が生じない範囲内において行う必要がある。

37

現行の保育サービスの必要性の判断基準

(「保育に欠ける」判断の仕組み①—政令による基準)

- 市町村が、保育の実施義務を負う対象である「保育に欠ける」児童であるか否かの判断については、「政令で定める基準」に従い、「条例で定める事由」によることとされている。
 ○ 「政令で定める基準」としては、
 以下のいずれかに該当
 十
 保護者と同居親族等が児童の保育ができない場合とされている。

《保護者の置かれている状況に関する要件》

- ① 昼間労働することを常態
 ② 同居親族の介護

《保護者の心身の状況に関する要件》

- ③ 妊娠中又は出産直後
 ④ 疾病、負傷、又は心身の障害

《その他》

- ⑤ 災害復旧時
 ⑥ その他(「前各号に類する状態」)

◎ 児童福祉法施行令(昭和22年法律第164号)

第二十七条 法第二十四条第一項の規定による保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより当該児童を保育することができないと認められる場合であつて、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。

- 一 昼間労働することを常態としていること。
 二 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
 三 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
 四 同居の親族を常時介護していること。
 五 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
 六 前各号に類する状態にあること。

38

「保育に欠ける」判断の仕組み②－条例による基準

○ 各市町村においては、「政令で定める基準」に従い、「条例で定める」事由により、「保育に欠ける」児童であるか否かを判断するが、政令とほぼ同内容の条例準則のほか、以下の事項について、個別に通知で解釈を提示している。

- ① 求職中でも入所申込みが可能【平成12年通知】
- ② 下の子の育児休業取得に際しての上の子の取扱いについては、次年度に小学校入学であるなど「入所児童の環境の変化に留意する必要がある場合」、「発達上環境の変化が好ましくない場合」は、継続入所で差し支えない。【平成14年通知】
- ③ 母子家庭及び父子家庭については、優先的に取扱うこと。【平成15年通知】※「母子及び寡婦福祉法」で規定
- ④ 虐待防止の観点から、保育の実施が必要な児童については、優先的に取扱うこと。【平成16年通知】※「児童虐待の防止に関する法律」で規定

○ 実際の判断基準となる各市町村の条例を見ると、おおむね以下の傾向が見られる。

《都市部(待機児童の多い市町村)》

- ・ 相対的に詳細かつ厳格な内容。
- ・ ①政令各号で明記する事由(就労/妊娠・出産/(養育者の)疾病・障害/同居親族介護)により基本的な優先度を決定し、②同優先ランク内の調整指数として、その他の事由(母子家庭、虐待等)を用いる構造となっているところが多い。

《その他(待機児童の少ない市町村)》

- ・ 相対的に大括りで幅広く認めることが可能な内容
- ・ 政令各号で明記されていない事由(母子家庭、虐待等)については、条例においても明記されていないところが多い。

入所基準(条例)の実例①(神奈川県横浜市)

《人口365万人(平成20年9月1日現在)、待機児童707人(平成20年4月1日現在)》

5 保育所の入所選考基準

(基準の考え方)	その他の世帯状況
※ランクは、A B C D E F Gの順に入所の順位が高いものとする。 ※お父さん、お母さんがランクが異なる場合は、順位の低いランクを適用します。 ※同居している祖父母が65歳未満の場合、保育可能な方とみなします。その場合、保育できない事柄を除く給付申請を提出することが必要です。 ※障害児・児童福祉の観点から保育に欠ける児童については、この選考基準を別に別途に選考します。 ※選考に当たっては、保育が必要と認められる下記の「ランク表」に基づきA～Gの順に区分し「その他の世帯状況」とともに総合的に保育に欠ける程度を判定し、入所承諾の順位を判断します。	【ランクアップ項目】 ①から⑧は各項目1ランクずつ、⑨は2ランク、⑩まで2ランクまでアップします。 ※上記⑨と⑩は親世帯等が適用される場合はランクアップしません。
お父さん、お母さん(※1)が保育できない理由、状況	①ひとり親世帯等 ②生活保護世帯 ③生計中心者の失業 ④横浜保育室・家庭保育施設・認可乳児保育所等の卒園児(卒園時に卒園時保育費を申請し、申請時に保育費に申込みをする場合を含む) ⑤養育者のため退所し、再入所する場合 ⑥～⑧は優先順位ではありません。
1 居宅外労働(内勤)・居宅外自働	A 月20日以上かつ1日8時間以上、働いている。 B 月16日以上かつ1日7時間以上、働いている。
2 居宅内労働(内勤)・居宅内自働	A 月16日以上かつ1日4時間以上7時間未満、働いている。 B 月16日以上かつ1日7時間以上の仕事に内定している。 C 月16日以上かつ1日4時間以上7時間未満の仕事に内定している。 D 月20日以上かつ1日8時間以上、働いている。 E 月16日以上かつ1日7時間以上、働いている。 F 月16日以上かつ1日4時間以上7時間未満の仕事に内定している。
3 産前産後	D お母さんが出産又は出産予定日の前後各8週間の期間にあって、出産の準備又は休養を要する。
4(1) 病気・けが	A 入院または入院に相当する治療や安静を要する自宅療養中に病状している場合。 B 通院加療を行い、常に安静を要するなど、保育が常時困難な場合。 E 通院加療を行い、1日4時間、週4日以上は安静が必要で保育が困難な場合。
4(2) 心身の障害	A 身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～3級、療育の手帳(療育手帳)の交付を受けていて、保育が常時困難な場合。 B 身体障害者手帳3級の交付を受けていて、保育が困難な場合。 E 身体障害者手帳4級の交付を受けていて、保育が困難な場合。
5 親族の介護	A 臥床者・重篤な身体障害者(児)の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、週4日以上かつ1日8時間以上保育が困難な場合。 B 病入や障害者(児)の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、週4日以上かつ1日7時間以上保育が困難な場合。 E 病入や障害者(児)の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、週4日以上かつ1日6時間以上保育が困難な場合。
6 災害の被災への被害	A 震災、風水害、火災その他の災害により自宅や住居の損壊に当たっている。
7 通学	D 就学に必要な技能習得のために職業訓練校、専門学校、大学などに通っている。
8 求職中	G (入所期間は3か月です。その期間内に就職しない場合は退所になります。)
9 ひとり親世帯等	A ひとり親世帯等において、就労、求職活動、職業訓練を行っていることにより、自立の促進が図られると福祉保健センター長が判断した場合、(求職中の入所期間は3か月です。その期間内に就職しない場合は退所になります。)
10 その他	A (1)2 児童福祉の観点から、福祉保健センター長が特に配慮し欠ける緊急度が高いと判断した場合。

(※1) お父さん、お母さんがいない場合は、その他の保護者。
(※2) Aランクかつ2ランクアップ相当として選考します。

6 入所選考基準が同一ランクでの調整指数一覧表

※同一ランクで並んだ場合は、以下の項目に該当する場合に「調整指数」としてそれぞれの項目に点数をつけ、その合計が高い方から順位を決定します。なお、調整指数の点数が高い方であってもランクの逆転はありません。

内容	調整指数	備考
保育の代替手段	-1 申込児童を65歳未満の親族に預けている -1 転園(転居を伴う場合及びきょうだい同時入所のためは除く、認定こども園からの転園は含む) 3 横浜保育室、家庭保育施設、認可乳児保育所等の卒園児(卒園時に保育費を申請し、申請時に保育費に申込みをする場合を含む) 2 申込児童を横浜保育室、家庭保育施設、認可乳児保育所等の卒園児(卒園時に保育費を申請し、申請時に保育費に申込みをする場合を含む)以外へ育園で預けている(一時保育のみの利用は含まない) 1 申込児童を横浜保育室、家庭保育施設へ預けている(一時保育のみの利用は含まない) -1 児童を職場で見ている 1 児童が介護を伴う状態にいる 0 保育の代替手段に關して、上記以外の場合	保育の代替手段については、左記のうち主たるもの1項目のみを適用します。
世帯の状況	2 保護者が身体障害者手帳1,2級、療育の手帳(療育手帳)、精神障害者保健福祉手帳1,2,3級のいずれかに該当する場合はそれぞれ同程度の障害があると認められる身体障害者等の場合 1 保護者が身体障害者手帳3級以下で保育に専ら負担がかかる場合 1 同居家庭内に身体障害者・要の手帳(療育手帳)・精神障害者保健福祉手帳を持っている者がいて介護している場合(当該児童又は保護者がこれらの手帳を持っている場合は除く) 1 同居家庭内に要介護1以上の認定者がいて介護している場合(在宅介護に限る)	元のランクの類型が「心身の障害」のときは加減しません。 元のランクの類型が「親族の介護」のときは加減しません。
市内在住	-8 市外在住者(転入予定者は除く)	
就労状況	1 専業主婦 1 両親共に労働を伴う変動勤務である世帯 -1 居宅外自営業であるが、職場が自宅に併設している -1 勤務業績が1か月未満である世帯	
ひとりの親世帯等	3 ひとりの親世帯で65歳未満の同居親族がいない場合 1 ひとりの親世帯で65歳未満の同居親族がいる場合	
就労状況	-2 元のランクが「9、ひとりの親世帯等」で就労内定の場合 -7 元のランクが「9、ひとりの親世帯等」で求職中の場合	上2行の点数と書類で適用されます。
きょうだいの状況	2 既にきょうだいが入所している場合(きょうだいの同一の保育園に入園を希望する場合には限る。) 1 既にきょうだいが入所している場合、又はきょうだいが同時に申込みをした場合	

＜同一ランク・同一調整指数で並んだときの選考＞

※同一ランク・同一調整指数で並んだときは、以下の順に選考して選考します。

1	類型別の優先順位(1～10の順) ①災害・被災・障害 ②居宅外労働 ③ひとり親等 ④居宅内労働 ⑤居宅外・内勤自働(内定) ⑥就学等 ⑦出産 ⑧求職中
2	両親のうち一方が後勤を伴う変動勤務である世帯
3	時間的・業務的労力の強さ
4	保育の協力者の有無
5	就学している小学生以下の子どもの人数が多い世帯
6	経済的状況(所得総額が低い世帯) ただし、4月1日入所は、前年の住民税額で判断する場合があります(勤務先からの交付が間に合わない等のやむを得ない場合は除き、証明がある者が優先)

入所基準(条例)の実例②(山口県山口市)

《人口19.1万人(平成20年9月1日現在)》

○山口市保育の実施に関する条例
(平成17年条例第95号)

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第1項の規定に基づき、保育の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(保育の実施基準)

第2条 保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であって、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。

- (1) 昼間に居宅外で労働することを常態としてしていること。
- (2) 昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としてしていること。
- (3) 妊娠中であるか、又は出産後間がないこと。

- (4) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- (5) 長期にわたり疾病の状態にある、又は精神若しくは身体に障害を有する同居の家族を常時介護していること。
- (6) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- (7) 市長が認める前各号に類する状態にあること。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、申込手続その他保育の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(資料)山口市例規集より抜粋

入所基準(条例)の実例③(福井県小浜市)

《人口3.2万人(平成20年8月1日現在)》

別表

保育園入園選考点数表

社会福祉課

類型	細目	点数	必要書類					
				8時間以上	5時間以上	3時間以上	3時間未満	1可以上
家庭外労働	週3日以上 の労働者	10	①前年度源泉徴収票 (確定申告をした時はその写し) ②①より勤務先が確認できない時は勤務証明書					
		7						
		5						
		3						
		9						
		6						
		8						
		4						
		3						
		2						
家庭内労働	自営業 3人以上 の家族従事者	10	①前年度源泉徴収票 (確定申告をした時はその写し) ②自営業等就労証明書					
		8						
		5						
		3						
		10						
		7						
		5						
		3						
		2						
		1						
保護者疾病等	入院付添 1ヶ月以上	10	①身体障害者手帳の写しまたは保育手帳の写し または医師の診断書 ②母子手帳の写し					
		7						
		5						
		3						
		10						
		7						
		5						
		3						
		1						
		1						
病人の看護等	入院付添 週3回以上	10	①災害状況を証明するもの ②在学証明書・学生書 ③受診証明書または状況を証明するもの					
		5						
		2						
		10						
		8						
		8						
		2						
		10						
		10						
		10						
その他	高齢者 70才以上	8	①民生委員さんの証明					
		6						
		7						
		7						
		7						
		7						
		7						
		7						
		7						
		7						

保育の質を支える仕組み

保育内容

- 保育所保育指針(ガイドライン)
(保育の目標、ねらい・内容、保育計画、健康・安全等)

保育環境

- 児童福祉施設最低基準
(職員配置、施設設備等)

職員

- 保育士資格
(指定保育士養成施設(2年以上)の卒業又は国家試験合格)
- 保育士の研修

監査、評価

- 都道府県による監査
- 第三者評価(保育内容・方法、保育所の運営管理等)

43

保育の質の向上のための取組について

1 保育所保育指針の改定(平成21年4月1日施行)

- 子どもの育ちをめぐる環境が大きく変化する中で、保育所に期待される役割が深化・拡大していることを踏まえ、子どもの保育や保護者への支援等を通じて適切にその役割や機能を発揮できるよう、保育の内容の質を高める観点から、保育所保育指針の改定を行い、これを推進する。

2 「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」(平成20年3月28日公表)の推進

- 「新待機児童ゼロ作戦」において、「国及び地方公共団体において、保育所における質の向上のためのアクションプログラムを策定し、質の向上のための保育所の取組を支援する」とこととされた。
- これを受けて、今般、国として、保育の質の向上に資する保育所における各種の取組を支援する観点から、国が取り組む施策及び地方公共団体が取り組むことが望まれる施策に関する総合的なアクションプログラムを策定し、推進しているところ。

3 保育所の施設設備に関する最低基準の見直し

- 保育所の最低基準における面積基準については、「制定以来ほとんど改正されておらず、中には明確な科学的な根拠がないままに長年適用されてしまっているものも少なくない」との指摘を受けているところ。
- そこで、機能面に着目した保育所の空間・環境に係る科学的・実証的な検証を平成20年度に行うこととし、この結果を受けて、保育所の施設設備に関する最低基準を見直すこととしている。

4 保育士の確保方策の推進

1 保育士の再就職支援事業(来年度予算概算要求事項)

- (1) 保育士の需給状況等に関する調査研究
今後の保育士の需給状況に関する調査研究を行うとともに、保育士資格を取得してしながら就労していない保育士に対して、今後の就労意欲等の調査、再就職に際する問題点等を分析する。
- (2) 保育士の再就職支援研修等
大都市圏(東京・愛知・大阪)に設置する「福祉人材ハローワーク(仮称)」において、福祉人材確保対策の一環として、保育士資格保有者である求職者の再就職支援のために、きめ細やかな職業相談・職業紹介、再就職支援研修をモデル事業として行う。

2 幼稚園教諭免許所得者の保育士資格取得の推進

- 幼稚園教諭免許取得者が保育士資格を取得するには、指定保育士養成施設を卒業するか、保育士試験に合格することが必要であったが、これに加えて、保育士資格を取得するために足りない単位を別途取得できるようにすることを検討する。

44

児童福祉施設最低基準

- 保育所は、乳幼児が1日の生活時間の大半を過ごすところであり、その保育サービスの質を確保する観点から、国として児童福祉施設最低基準を定めている。

[主な内容]

<職員配置基準>

・ 保育士

0歳児	3人に保育士1人 (3:1)	1・2歳児	6:1
3歳児	20:1	4歳以上児	30:1

※ただし、保育士は最低2名以上配置

・ 保育士の他、嘱託医及び調理員は必置

※ 調理業務を全て委託する場合は、調理員を置かなくても可

<設備の基準>

- 0、1歳児を入所させる保育所：乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所
→ 乳児室の面積：1.65㎡以上/人　ほふく室の面積：3.3㎡以上/人

- 2歳以上児を入所させる保育所：保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理室及び便所

※屋外遊戯場については公園等の付近の代替施設でも可

- 保育室又は遊戯室の面積：1.98㎡以上/人　屋外遊戯場の面積：3.3㎡以上/人

45

保育所保育士配置基準

	乳児	1歳	2歳	3歳	4歳以上
中央児童福祉審議会の意見具申 (昭和37年度) 43年度意見具申	3:1	6:1		20:1	30:1
23~26年度	10:1		30:1		
27~36	10:1		(10:1)	30:1	
37・38	10:1 (9:1)			30:1	
39	8:1		9:1	30:1	
40	8:1			30:1	
41	(7:1)			30:1	
42	6:1			30:1	
43	6:1			(25:1)	30:1
44~平成9	(3:1)	6:1		20:1	30:1
平成10~	3:1	6:1		20:1	30:1

休憩保育士	(1 人)
-------	---------

主任保育士代替保育士	(1 人)
------------	---------

(注) 1. 配置基準は、最低基準による。

2. () 内は、保育所運営費上あるいは他の補助金による配置基準等である。

46

国名	職員配置	施設・設備
日本	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 3歳児 20:1 4・5歳児 30:1 保育者は有資格者のみ	○2歳児未満 乳児室（1人1.65㎡） ほふく室（1人3.3㎡） 医務室、調理室、便所 ○2歳以上児 ほふく室又は遊戯室（1人1.98㎡） 屋外遊戯室（1人3.3㎡）、 調理室、便所、保育用具
アメリカ	○各州まちまち	○各州まちまち
フランス	○所長及び保育職員の半数以上は乳幼児専門の資格者（集団保育所）	
イギリス	○公立保育所 1:1～6:1（年齢による） ○私立保育所 0～2歳児 3:1 2～3歳児 4:1 3～5歳児 8:1 保育職員の半数以上は有資格者	○児童一人当たりの面積 0～2歳未満児 3.5㎡ 2歳児 2.5㎡ 3歳児以上 2.3㎡
スウェーデン	○プレスクール 通常、15名～20名の年齢混合のグループに3名の保育者（うち2名は有資格者）	○プレスクール 少なくとも4種類の部屋（食堂兼作業室、遊戯室、絵画木工室、小遊戯室）
ニュージーランド	○全日保育（少なくとも1名が有資格者） 2歳未満児 5:1 2歳以上児（※） 1～6名に保育者1名 7～20名に保育者2名 21～30名に保育者3名 31～40名に保育者4名 41～50名に保育者5名 2歳未満児・以上児混合 1～3名に保育者1名 4名以上の場合は、※と同様	○全日保育、半日保育 遊びに使えない場所を除いた空間 1人2.5㎡ 屋外遊戯場（1人5㎡）

保育所保育士の養成、研修等の現状

保育士養成

- 指定保育士養成施設(544か所)
（大学、短大、専修学校等での所定の課程(2年以上)の履修）
又は
- 保育士試験(都道府県が実施)に合格
資格取得者 約49,000人(年間)

職員の資質向上

- 職員:知識技能の修得、維持向上の努力義務
- 施設:研修の機会の確保義務
保育所内での研修のほか、保育団体、地方公共団体主催の研修会に参加

保育所勤務の保育士数(常勤換算)

306,253人(うち非常勤28,179人)

社会福祉施設等調査(H17年)

保育士養成課程(概要)

- 保育の本質・目的（社会福祉、社会福祉援助技術、児童福祉、保育原理、養護原理、教育原理）
 - 保育の対象（発達心理学、教育心理学、小児保健、小児栄養、精神保健、家族援助論）
 - 保育の内容・方法（保育内容、乳児保育、障害児保育、養護内容）
 - 基礎技能 ○保育実習 ○総合演習
- 計68単位以上

保育士の平均年齢、勤続年数及び平均賃金等について

- 保育士は、全産業と比較して、女性労働者の比率が高く、勤続年数は短い。
- また、きまって支給する現金給与額も、全産業と比較して低く、その待遇は、現在においても介護職員と近い状況にある。

	男				女			
	構成比	平均年齢	勤続年数	きまって支給する現金給与額	構成比	平均年齢	勤続年数	きまって支給する現金給与額
全産業	68.8%	41.8歳	13.5年	372.7千円	31.2%	39.1歳	8.8年	238.6千円
保育士	4.2%	29.2歳	5.0年	229.2千円	95.8%	32.9歳	7.7年	217.9千円
福祉施設介護員	29.2%	33.2歳	4.9年	227.1千円	70.8%	37.2歳	5.3年	206.4千円
ホームヘルパー	15.2%	37.6歳	3.9年	230.6千円	84.8%	44.7歳	4.5年	197.0千円

(資料出所) 平成18年賃金構造基本統計調査

(参考) 勤続年数等に応じた運営費の加算について

1 主任保育士の加算

主任保育士の選任加算費を必要とするものと認定された場合には、一定額を加算する

2 民間施設給与等改善費の承認

職員1人当たりの平均勤続年数を基礎に加算率を適用した運営費を支給する。

※ 職員1人当たりの平均勤続年数	10年以上	12%加算
	7年以上10年未満	10%加算
	4年以上 7年未満	8%加算
	4年未満	4%加算

49

認可外保育施設に関連する現行制度

(認可外保育施設の類型)

- 認可外保育施設とは、児童福祉法に基づく都道府県知事の認可を受けていない保育施設全般をさしており、以下のような類型に区分することがある。
 - (1) 事業所内保育施設 (ex: 院内保育施設等)
 - (2) ベビーホテル(※①夜8時以降の保育、②宿泊を伴う保育、③利用児童の半数以上が一時的利用、のいずれかに該当する施設)
 - (3) その他
- こうした認可外保育施設の中には、自治体独自の基準による補助を受けている施設もある。
(ex: 東京都認証保育所や横浜保育室等のいわゆる「自治体単独保育室」)
- また、認定こども園の中には、保育所部分について認可を受けていない類型(幼稚園型又は地方裁量型)があり、これらの保育所部分についても、認可外保育施設の一類型である。

(認可基準・定員規模)

- 現行制度においては、認可保育所に対して児童福祉施設最低基準の遵守を求めており、同基準を満たさなければ、認可は行われない。(※児童福祉施設最低基準 → P4)
※ 一方で、保育所認可には、都道府県知事の裁量が比較的広く認められており、必要な客観基準を満たす場合であっても、認可されないことはあり得る。(→※第13回(10/6)の課題)
- また、認可保育所の定員規模は、60人以上を原則。都市部の要保育児童が多い地区で低年齢時を一定割合以上受け入れる場合や、過疎地域など一定の要件を満たす場合に、例外的に20人まで定員規模を引き下げ。

50

(認可外保育施設に対する指導監督)

- 認可外保育施設に対しても、制度上、設置の(事後)届出義務が課せられており(※)、都道府県知事による指導監督・勧告・公表・事業停止命令の対象となる。(※認可外保育施設指導監督基準 → P4)

※事業所内保育施設など一部、届出対象外の施設有り。

(認可外保育施設に対する財政措置)

- 現行制度においては、認可保育所における保育の実施費用のみ、市町村の支弁義務がかかっており、認可外保育施設に対しては、認可保育所への移行を支援する一部の補助金や、事業所内保育施設に対する助成金を除き、制度的な公費投入はなく、各自治体が独自に支援するか否かに委ねられている。(※認可保育所への移行支援に係る補助制度・事業所内保育施設に対する助成制度 → P5)

(参考)

児童福祉施設最低基準と認可外保育施設指導監督基準

項目	児童福祉施設最低基準(保育所)	認可外保育施設指導監督基準
職員	<ul style="list-style-type: none"> 配置基準 (児童) : (保育士) 0歳児 3 : 1 1・2歳児 6 : 1 3歳児 20 : 1 4歳以上児 30 : 1 保育士のみ 	<ul style="list-style-type: none"> 主たる保育時間11時間については、最低基準に規定する数以上、11時間を超える時間帯については、現に保育されている児童が1人である場合を除き、常時2人以上の配置が必要 保育者の3分の1以上が保育士又は看護婦資格が必要
設備	<ul style="list-style-type: none"> ○2歳未満 <ul style="list-style-type: none"> ・ 乳児室 1.65㎡/人 ・ ほふく室 3.3㎡/人 ・ 医務室、調理室、便所 ○2歳以上 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育室又は遊戯室 1.98㎡/人 ・ 屋外遊戯場 3.3㎡/人 ・ 調理室、便所 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育室 1.65㎡/人 ・ 調理室、便所
非常災害に対する処置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消火用具、非常口等の設置 ・ 定期的な訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消火用具、非常口等の設置 ・ 定期的な訓練の実施
保育室等を2階以上に設ける場合の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 転落防止装置 ○保育室等を2階に設ける場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐火建築物又は準耐火建築物 ・ 屋外階段、屋内特別避難階段(建築基準法施行令第123条第3項)等による2方向避難経路 ○保育室等を3階以上に設ける場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐火建築物 ・ 屋外階段、特別避難階段等による2方向避難経路(4階以上の場合は屋外避難階段を必要) ・ 調理室の防火区画(自動消火装置等が設置されている場合の特例あり) ・ 非常警報装置 ・ カーテン等の防火処理 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 転落防止設備 ○保育室等を2階に設ける場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐火建築物又は準耐火建築物 ・ 屋外階段、屋内特別避難階段(建築基準法施行令第123条第3項)等による2方向避難経路 ○保育室等を3階以上に設ける場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐火建築物 ・ 屋外階段、特別避難階段等による2方向避難経路(4階以上の場合は屋外避難階段を必要) ・ 調理室の防火区画(自動消火装置等が設置されている場合の特例あり) ・ 非常警報装置 ・ カーテン等の防火処理
児童の処遇	<ul style="list-style-type: none"> ○保育の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康状態の観察、服装等の異常の有無についての検査、自由遊び、昼寝 ・ 保護者との連絡 ○給食 <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要な栄養素を含有 ・ 献立の作成 ○健康診断の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 保育所保育指針に準じる。

(参考)

認可外保育施設の認可化移行支援に係る補助制度

- 認可化移行促進事業 (19年度予算額 200万円 → 20年度予算案 130万円) (20年度)
 - ・ 移行促進事業 20か所 @ 200万円 補助率 1/3

一定水準の質のサービスを提供する認可外保育施設の認可化に当たり、市町村が保育士を当該施設に派遣して、保育内容の指導を行うなど、認可保育所への移行準備を支援する。
平成17年度より環境改善事業は保育環境改善事業へ統合。

- 認可外保育施設の衛生・安全対策 (19年度予算額 230万円 → 20年度予算案 230万円)

認可外保育施設に従事する職員に対しても健康診断を行うことにより、受診の促進を図る。
平成19年度より放課後児童等衛生事業からの認可外保育施設分を分離予定。

- 保育所体験特別事業 (19年度予算額 300万円 → 20年度予算案 300万円) (19年度) (20年度)
 - 900事業 → 900事業 補助率 1/3

パピーホテル等を利用する親子等に保育所を開放し、児童の発達状況のチェック、親への相談、助言などを実施。

- 保育従事者研修事業 (19年度予算額 530万円 → 20年度予算案 490万円)

(19年度) (20年度)
開催回数 98回 → 99回
補助率 定額

認可外保育施設の施設長や保育従事者を対象とした研修の実施。

注) 認可外保育施設指導監督基準は、部分的に認可外保育施設を長所するためのものであり、当該基準に適合する認可外保育施設であっても保育所の児童福祉施設最低基準を満たすことが望ましい。

事業所内保育施設に係る助成制度について

平成20年度

平成21年度(予算要求中)

利用者は、原則として、その雇用する労働者

事業所外利用者がある場合、事業所の雇用労働者の利用者数を上回らないこと。

利用者要件の緩和を検討。

・設置費

対象費用: 建築費等
助成限度額: 2,300万円
助成率: 大企業1/2 中小企業2/3

・増築費

対象費用: 増築費等
助成限度額:
増築 1,150万円 建替え 2,300万円
助成率: 1/2

・保育遊具等購入費

助成限度額: 40万円

・運営費

対象費用: 運営に係る費用(人件費等)
助成率: 大企業1/2 中小企業2/3
支給期間: 5年間

・設置費

20年度と同様

・増築費

20年度と同様

・保育遊具等購入費

20年度と同様

・運営費

対象費用: 運営に係る費用(人件費等)

助成率:

5年目まで 大企業1/2 中小企業2/3

6年日以降 1/3

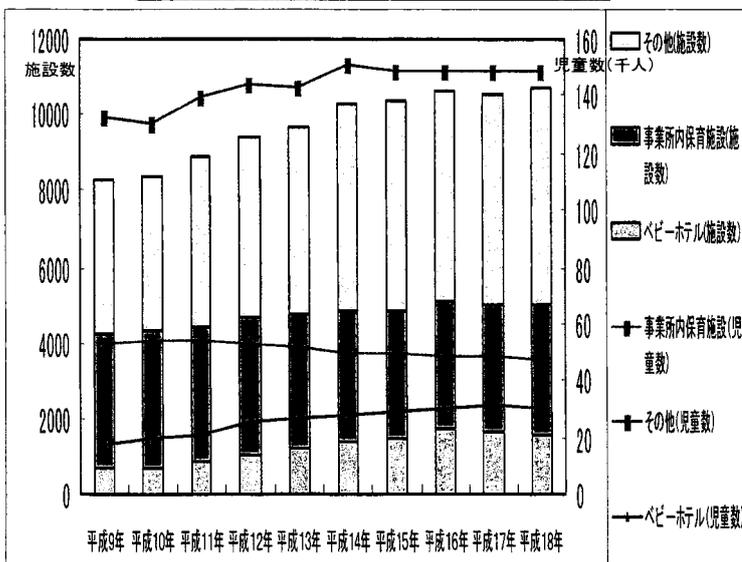
支給期間: 10年間

53

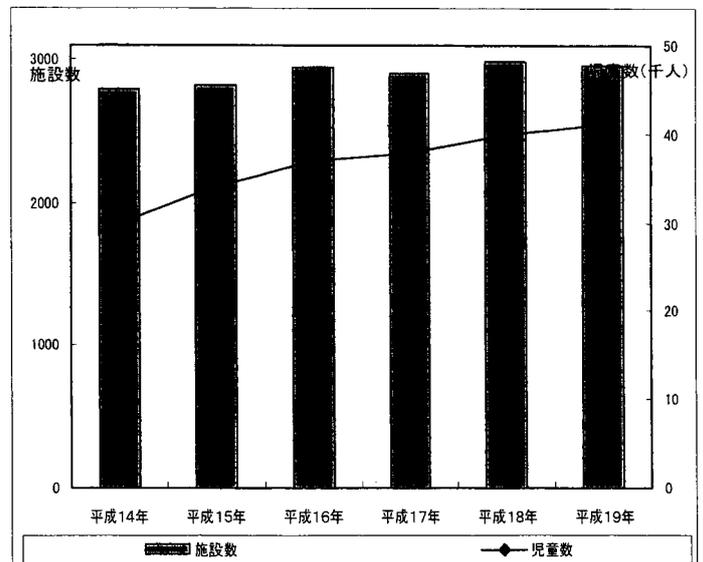
認可外保育施設数・利用児童数の推移

- 認可外保育施設数は約1万箇所、利用児童数は約23万人。認可保育所数の約1/2、利用児童数で約1割を占める。
- 利用児童数の近年の推移をみると、事業所内保育施設は減少傾向、ベビーホテルは増加傾向にあるが、全体としては横ばい傾向にある。
- そのうち、自治体独自の補助を受けるいわゆる「自治体単独保育室」の利用児童数は増加傾向にある。

認可外保育施設・利用児童数の推移



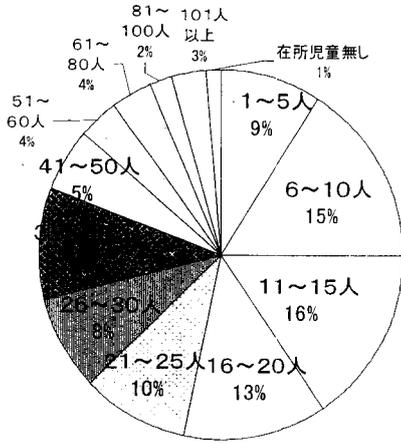
うち自治体単独保育室の推移



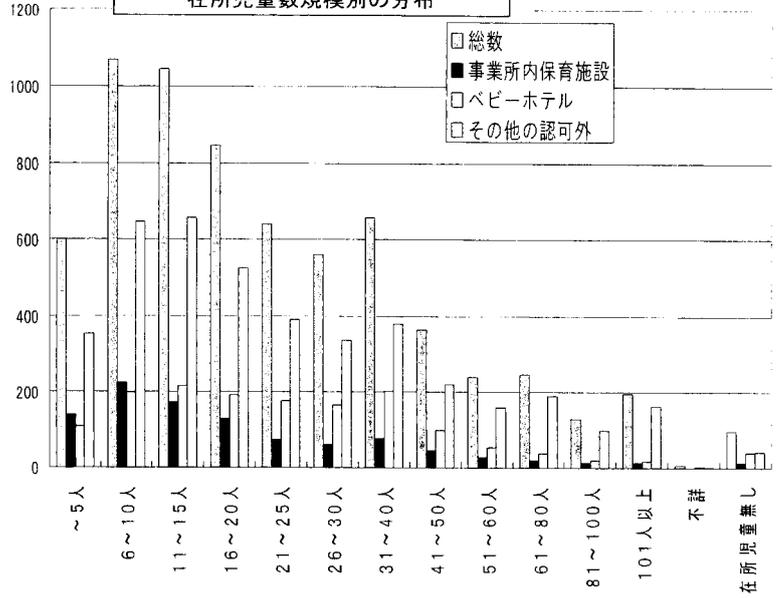
認可外保育施設の規模

- 認可外保育施設の在所児童数を見ると、20人以下が53%を占めている。
- 認可保育所の原則的な定員である60人超の規模は1割に満たない。

認可外保育施設の
在所児童数規模別の構成比



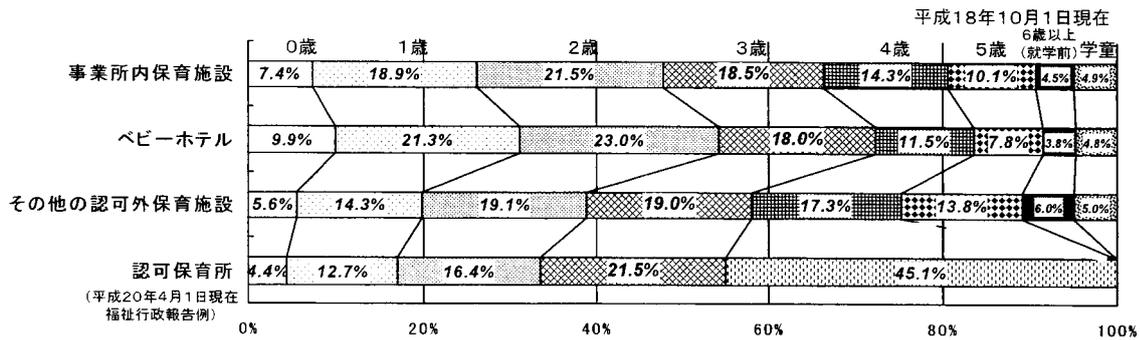
認可外保育施設の
在所児童数規模別の分布



(資料)平成18年地域児童福祉事業等調査報告を特別に集計したもの

認可外保育施設の年齢別入所児童数

- 認可外保育施設の年齢別入所児童数を見ると、認可保育所に比べ、ベビーホテルを中心に低年齢時の割合が高い。



認可外保育施設の設置主体

- 認可外保育施設の設置主体を見ると、全体としては、約6割が個人、約2割が企業となっている。

施設の類型別設置主体の状況

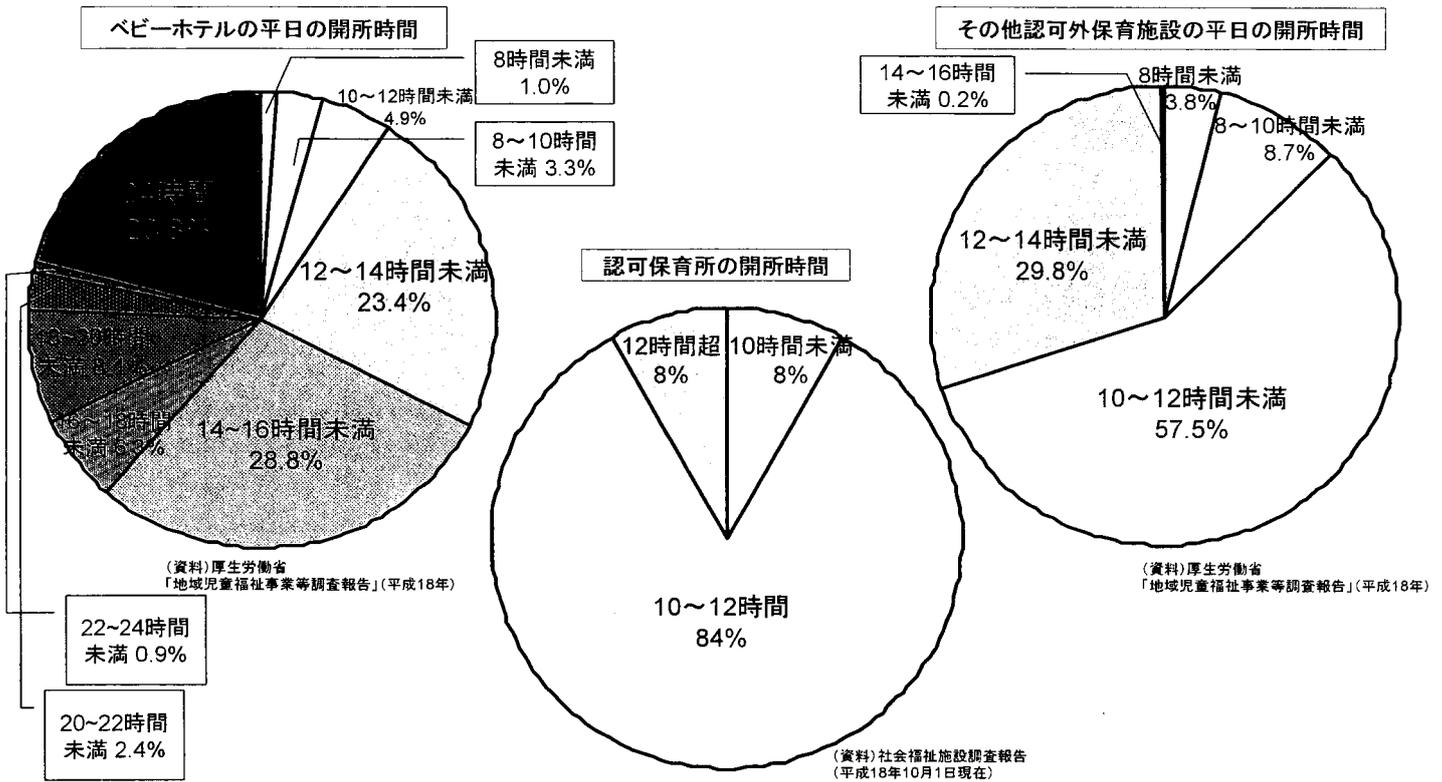
(単位: %, ポイント)

	総数			事業所内保育施設			ベビーホテル			その他の認可外保育施設		
	平成18年	平成15年	増減	平成18年	平成15年	増減	平成18年	平成15年	増減	平成18年	平成15年	増減
総数	100.0	100.0	...	100.0	100.0	...	100.0	100.0	...	100.0	100.0	...
個人	56.3	58.1	△ 1.7	22.7	4.0	18.8	46.4	53.9	△ 7.5	68.1	71.3	△ 3.2
会社	26.1	23.5	2.5	40.2	51.1	△ 10.9	45.8	37.3	8.5	15.4	13.0	2.4
任意団体	3.7	5.4	△ 1.7	2.3	2.5	△ 0.2	1.6	2.9	△ 1.3	4.8	6.8	△ 2.0
その他	13.9	13.1	0.9	34.8	42.5	△ 7.7	6.2	5.8	0.4	11.7	8.9	2.8

(資料)厚生労働省「地域児童福祉事業等調査報告」(平成18年)

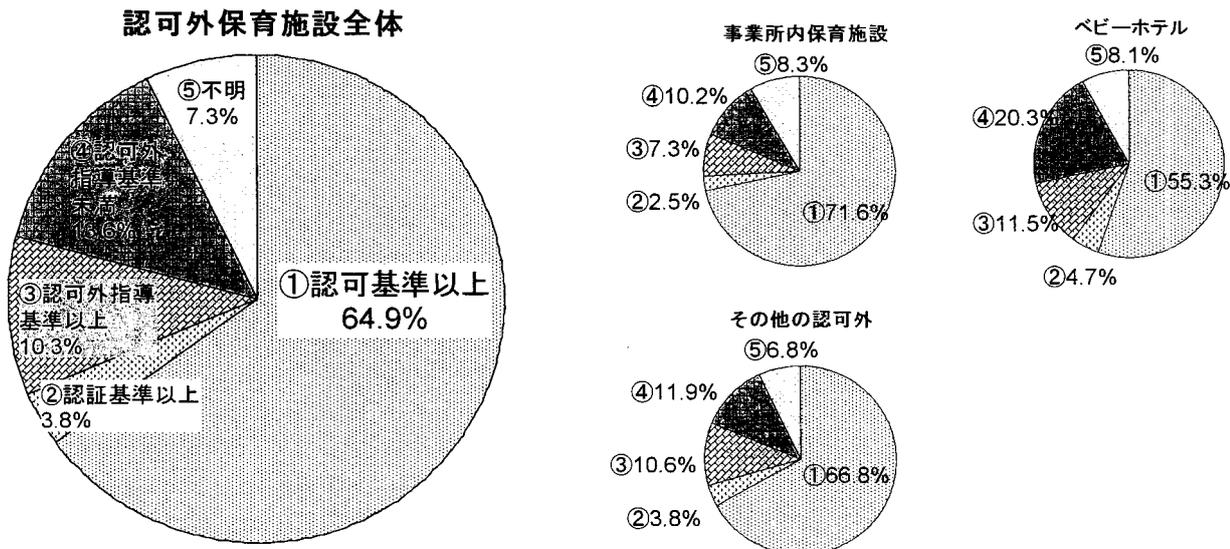
認可外保育施設の開所時間

○ 開所時間は、ベビーホテルのみならず、その他認可外保育施設であっても、認可保育所に比して長く、早朝や夜間の保育ニーズに認可外保育施設が対応している状況が伺える。



認可外保育施設の水準 (面積(保育室))

○ 認可外保育施設の保育室の面積を見ると、認可基準以上相当(推計)の施設が6割以上となっている。



【推計の前提】

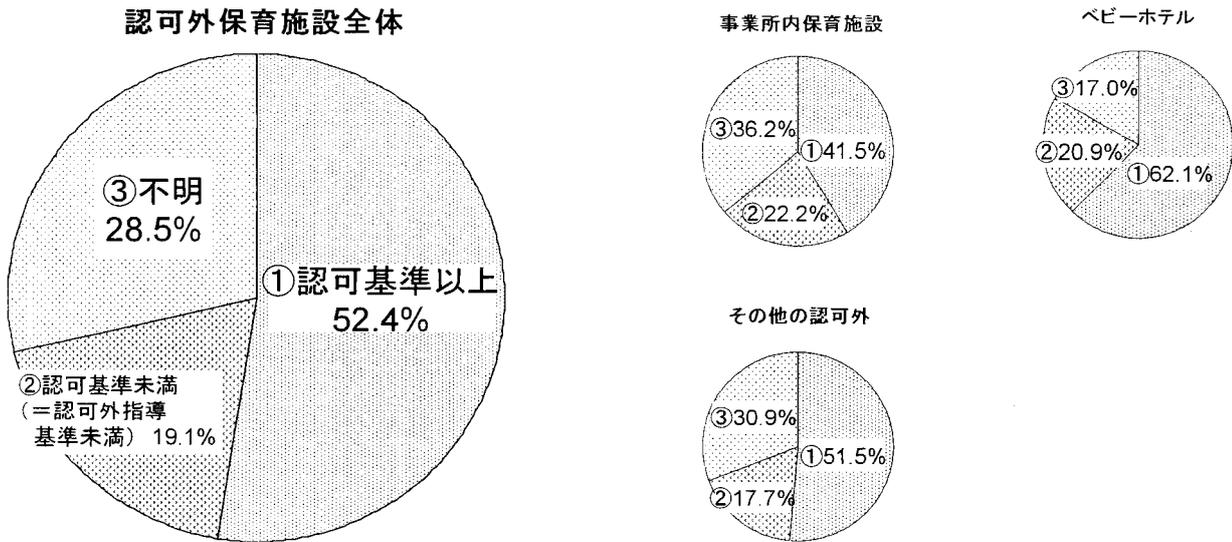
「①認可基準以上」…1歳児数×3.3㎡ + 2歳以上児×1.98㎡以上の事業所
 「②認証基準以上」…①未満で、1歳児数×2.5㎡ + 2歳以上児×1.98㎡以上(=おおむね東京都認証保育所や横浜保育室の基準)の施設
 「③認可外指導基準以上」…②未満で、1歳以上児童数×1.65㎡以上の事業所
 「④ その他」…③未満
 「⑤ 不明」…保育室面積の回答がなかった施設

※ なお、最低基準上は、0歳児又は1歳児を入所させる場合は、乳児室(1.65㎡)又はほふく室(3.3㎡)を設けることとしており、実際上は、個々の乳幼児のほふくを始める段階に応じて面積基準を適用することとなるが、計算の便宜上、0歳児は乳児室、1歳児はほふく室として計算。

(資料)平成18年地域児童福祉事業等調査報告を特別に集計したもの

認可外保育施設の水準（面積(乳児室)）

○ 認可外保育施設の乳児室の面積を見ると、認可基準以上相当(推計)の施設が5割以上となっている。



【推計の前提】

「①認可基準以上」・・・0歳児数×1.65㎡以上の施設

「②認可基準未滿」・・・①未滿の事業所

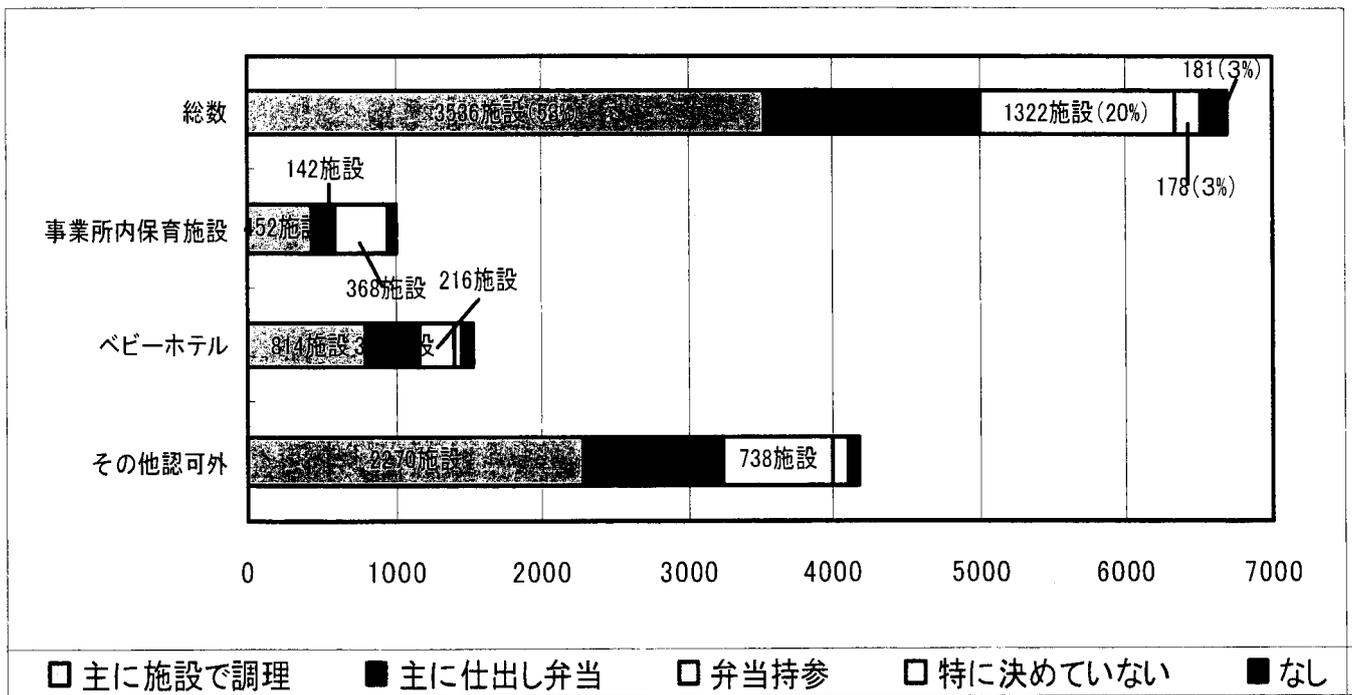
「③ 不明」・・・保育室面積の回答がなかった施設

※ なお、最低基準上は、0歳児又は1歳児を入所させる場合は、乳児室(1.65㎡)又はほふく室(3.3㎡)を設けることとしており、実際上は、個々の乳幼児のほふくを始める段階に応じて面積基準を適用することとなるが、計算の便宜上、0歳児は乳児室、1歳児はほふく室として計算。

(資料)平成18年地域児童福祉事業等調査報告を特別に集計したもの

認可外保育施設の水準（調理室）

○ 認可外保育施設の給食(昼食)の状況を見ると、半数は自園調理を行っているが、2割は外部搬入、2割は弁当持参となっており、認可外保育施設の半数は調理室を有していない可能性が高い。



(資料)厚生労働省「地域児童福祉事業等調査報告」(平成18年)

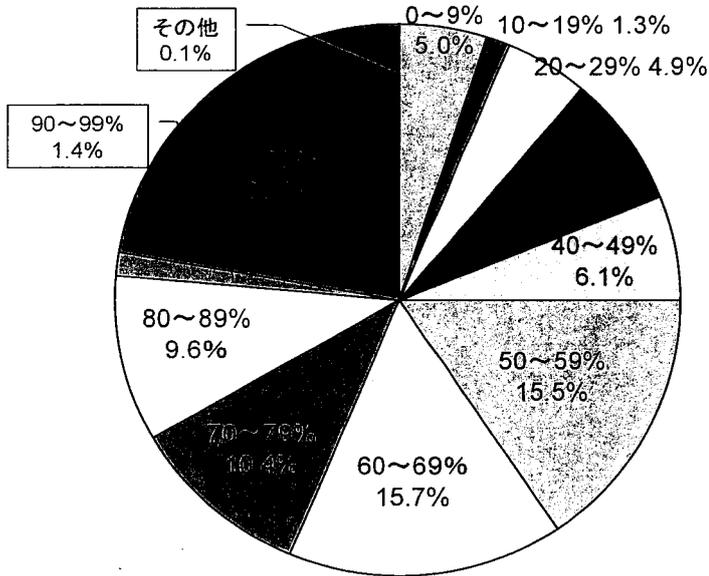
認可外保育施設の水準(保育士比率)① (全体)

- 認可外保育施設全体の保育従事者に占める保育士比率の割合は、平均的には約6割にとどまっている。
- 施設別に見ると、保育士比率100%(全員保育士)という施設も多い一方、50%を下回る施設も1/4見られ、認可外保育施設間の差が大きい。

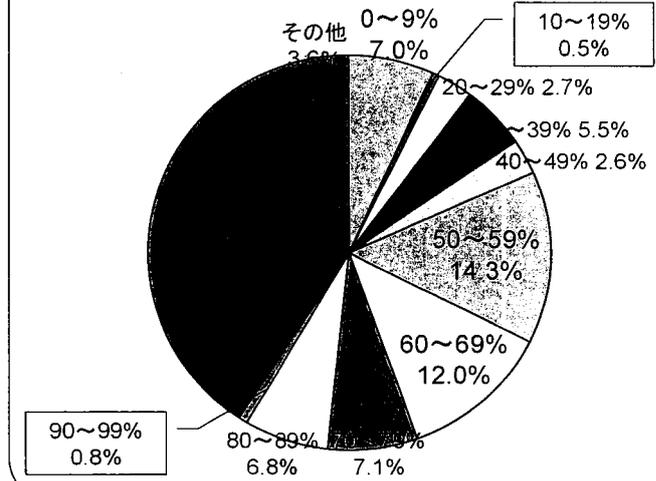
保育従事者に占める保育士比率別にみた認可外保育施設割合

認可外保育施設全体 (6,694カ所)

常勤職員・非常勤職員の合算



うち常勤職員

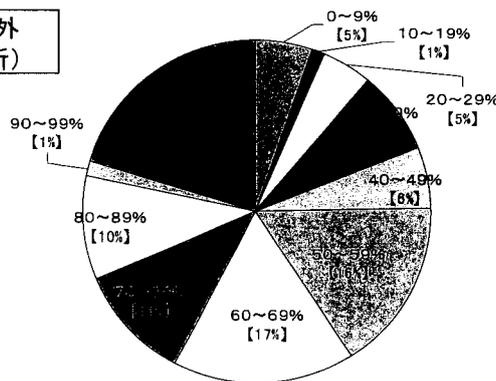


(資料)平成18年地域児童福祉事業等調査報告を特別に集計したもの

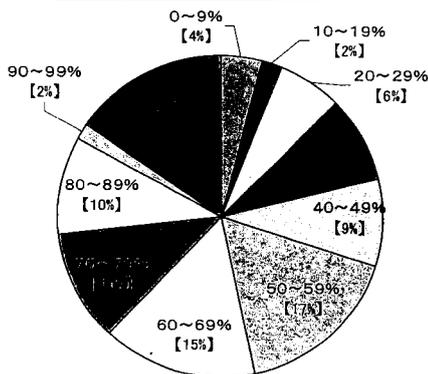
認可外保育施設の水準(保育士比率)② (施設種類別)

- 施設種類別に見ると、事業所内保育施設は保育士100%である割合が高い。

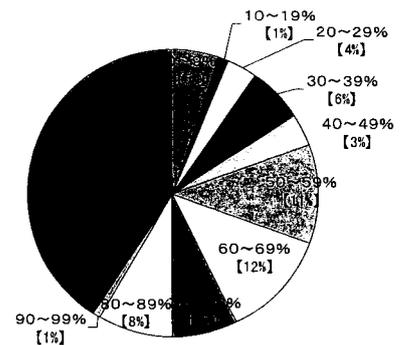
その他認可外
(4,162カ所)



ベビーホテル
(1,525カ所)



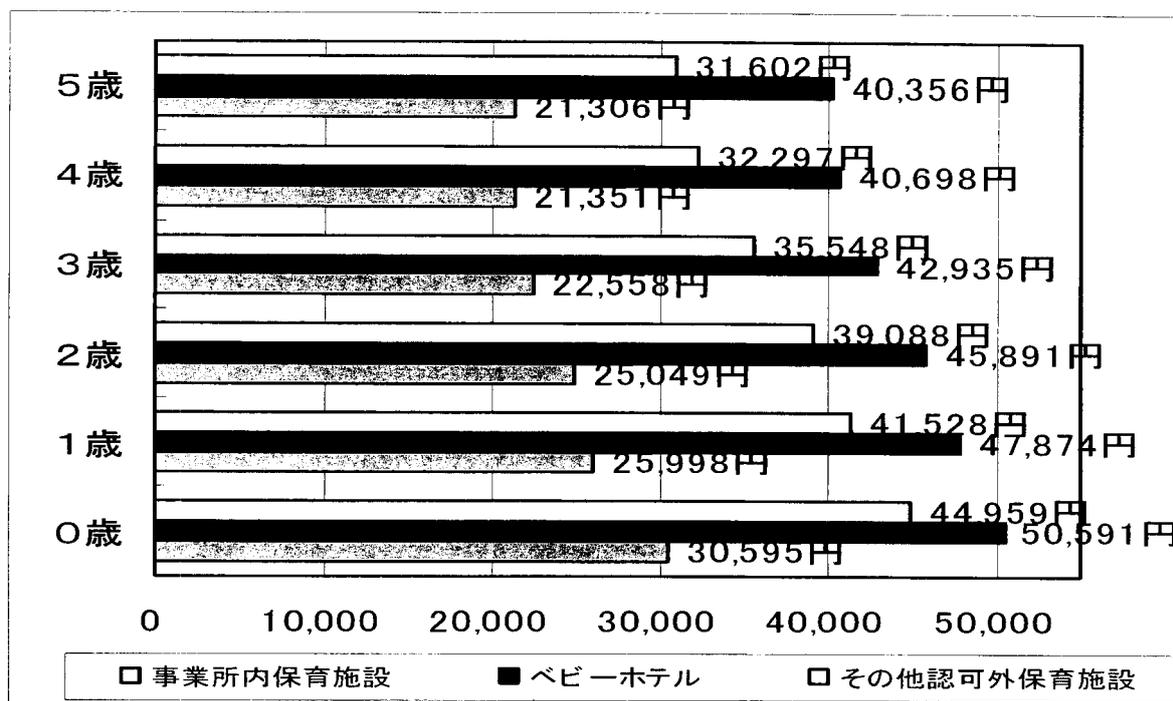
事業者内保育施設
(1,007カ所)



(資料)平成18年地域児童福祉事業等調査報告を特別に集計したもの

認可外保育施設の利用料

○ 認可外保育施設の利用料をみると、企業からの補助等のある事業所内保育施設に比べ、他の種類の施設の利用料が高い傾向にあるが、平均的におおむね約3～5万程度の水準となっている。



(資料)厚生労働省「地域児童福祉事業等調査報告」(平成18年)63

(参考) 認可保育所の利用料

保育サービスに係る年齢別保育単価と費用徴収基準額

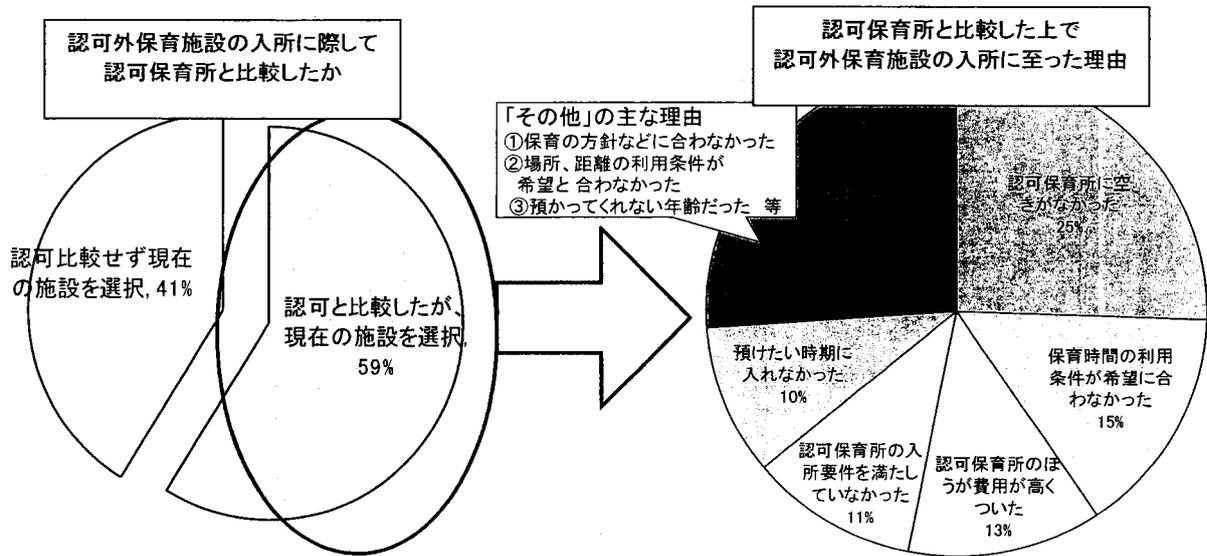
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳～6歳
		15.1万円	8.9万円		4.3万円	3.7万円
} 保育単価 (月額)						
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留法人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円		0円		
第2階層	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	9,000円		6,000円	
第3階層		市町村民税課税世帯	19,500円		16,500円	
第4階層		40,000円未満	30,000円		27,000円	
第5階層		40,000円以上 103,000円未満	44,500円		41,500円	
第6階層		103,000円以上 413,000円未満	61,000円		58,000円	
第7階層		413,000円以上	80,000円		77,000円	

※ 保育単価は平成20年度の定員90人、その他地域区分。

※ 上記の費用徴収基準額より、各地域区分ごとの保育単価が下回る場合は、その保育単価を限度とする。

認可外保育施設の利用者の選択の現状①（認可保育所と比較した者）

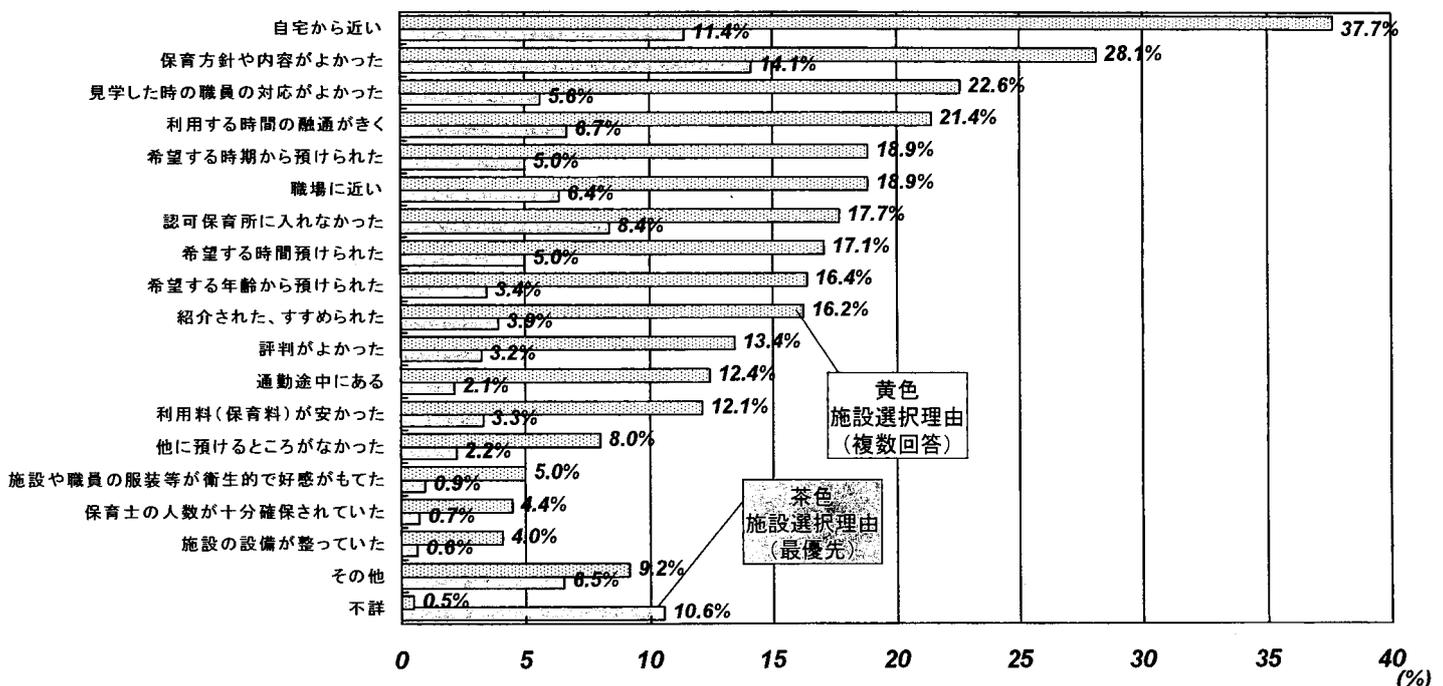
- 認可外保育施設の利用者の約6割は、認可保育所と比較した上で、認可外保育施設の利用に至っている。
- 「認可保育所に空きがなかった」「預けたい時期に入れなかった」などの認可保育所の供給量不足に起因するものが4割を占める。



(出典) 厚生労働省「地域児童福祉事業等調査報告(平成16年) 65

認可外保育施設の利用者の選択の現状 ②（全体）

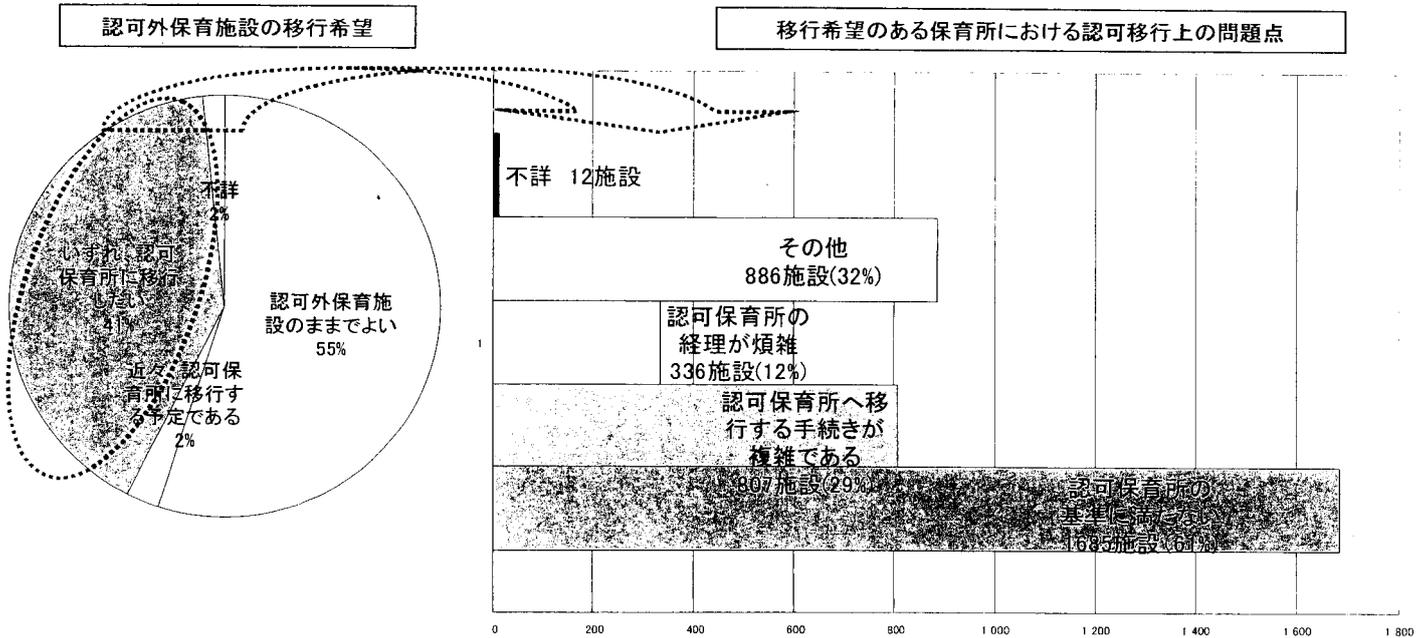
- 認可外保育施設の利用者全体(※認可保育所と比較したかどうかを問わず、認可外保育施設を積極的に選択した者を含む)の選択理由を見ると、「自宅から近い」が多く、地理的要素が保育所選択において重視されている。また、「保育方針や内容」で認可外保育施設を選択しているケースも多い。



(出典) 厚生労働省「地域児童福祉事業等調査報告」(平成16年)

認可外保育施設の認可保育所への移行希望・移行上の問題点①

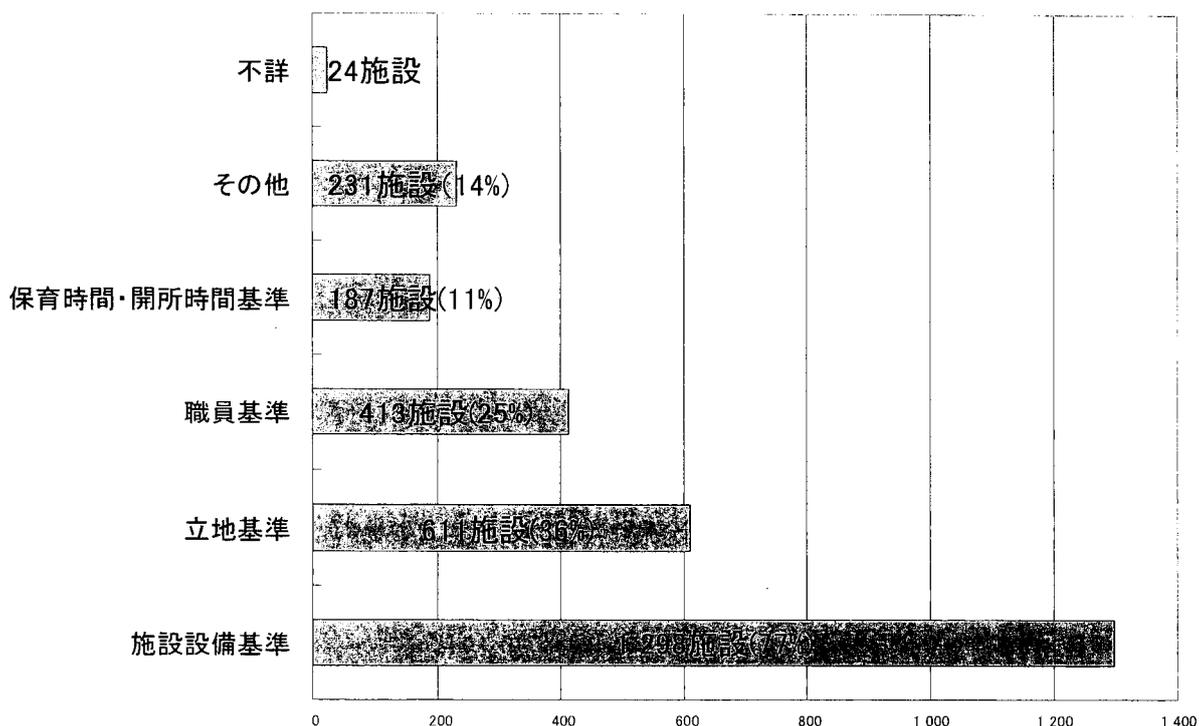
- 認可外保育施設の約4割は、認可保育所への移行希望を有している。
- 認可保育所への移行希望のある施設にとっての問題点は、「基準に満たない」ケースが約6割を占めるほか、手続や経理の煩雑さを挙げる施設も多く見られる。



(資料)厚生労働省「地域児童福祉事業等調査報告」(平成18年) 67

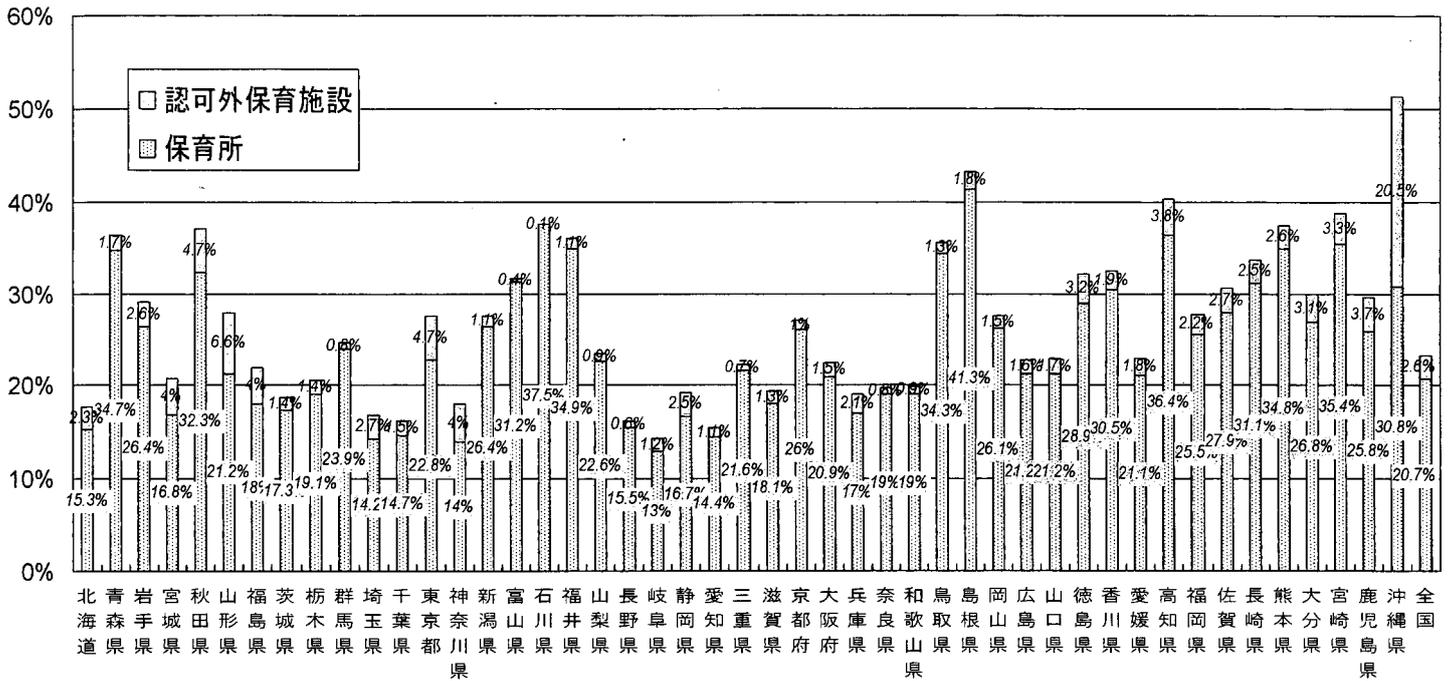
認可外保育施設の認可保育所への移行上の問題点②

- 認可保育所への移行を希望する施設であって認可基準を満たせない施設のうち、約8割が施設設備基準を挙げている。



(資料)厚生労働省「地域児童福祉事業等調査報告」(平成18年) 68

3歳未満児における保育所・認可外保育施設利用率【都道府県別】



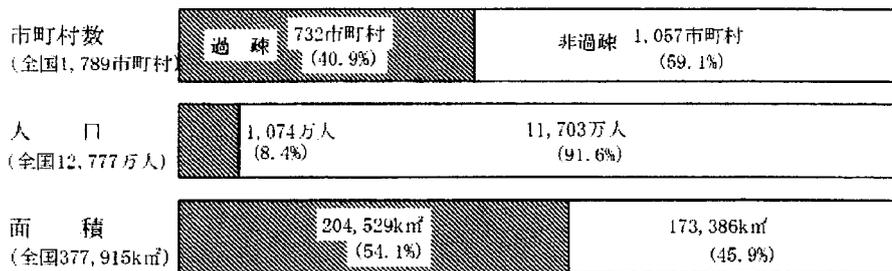
※【保育サービス利用率】＝【保育所利用児童数（3歳未満児）】÷【3歳未満人口】
 ※【認可外保育施設利用率】＝【認可外保育施設利用児童数（3歳未満児）】÷【3歳未満人口】
 ※「保育所利用児童（3歳未満児）」：福祉行政報告例【厚生労働省（平成20年4月1日現在）】
 ※「認可外保育施設利用児童数（3歳未満児）」：厚生労働省保育課調べ（平成19年3月31日現在）
 「3歳未満人口」：平成17年国勢調査【総務省統計局（平成17年10月1日現在）】

過疎地域の現状①

（過疎地域の現状）

○ 過疎地域は、人口では全国の約8%であるが、過疎地域を含む市町村数では全国の4割を占める。

図表2 過疎地域が全国に占める割合



（備考）1 市町村数は平成20年4月1日現在、過疎地域の市町村数は過疎関係市町村数による。
 人口及び面積は平成17年国勢調査による。

2 東京都特別区は1団体とみなす。

《過疎地域の要件》3 () は構成割合である。

○ 「過疎地域」とは、以下の「人口要件」と「財政力要件」に該当する地域。

(1) 人口要件：以下のいずれかに該当すること

- 1) 昭和35年～平成7年の人口減少率が30%以上
 - 2) 昭和35年～平成7年の人口減少率が25%以上、高齢者比率（65歳以上）24%以上
 - 3) 昭和35年～平成7年の人口減少率が25%以上、若年者比率（15歳以上30歳未満）15%以下
 - 4) 昭和45年～平成7年の人口減少率が19%以上
- *ただし、1)2)3)の場合、昭和45年～平成7年の25年間で10%以上人口増加している団体は除く。

(2) 財政力要件：平成8年度～平成10年度の3ヶ年平均の財政力指数が0.42以下、かつ公営競技収益が13億円以下であること（施行令第1条）。

【追加公示】 平成12年の国勢調査の確定人口に基づき、追加公示を行う（法第32条）。

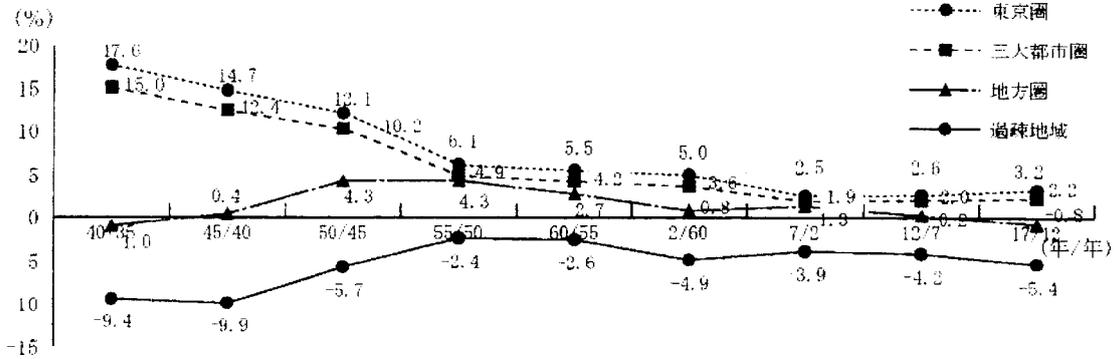
- (1) 人口要件：上記要件中、各対象年次を5年ずつずらして適用。
- (2) 財政力要件：上記要件を、平成10年度～平成12年度の3ヶ年平均の財政力指数として適用。

過疎地域の現状②(人口の動向)

(過疎地域の人口の動向)

- 過疎地域の人口減少率は、昭和35～45年には10%程度と著しく人口が減少していたが、その後人口減少率は低下し、平成12～17年の減少率は5.4%となっているものの、平成7年以降の減少率は緩やかに拡大。

図表4 過疎地域、三大都市圏、地方圏等の人口増減率の推移



(備考) 1 国勢調査による。

2 過疎地域は、平成20年4月1日現在。

3 三大都市圏とは、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の一部）、大阪圏（京都府、大阪府及び兵庫県の一部）、名古屋圏（岐阜県、愛知県及び三重県の一部）をいい、地方圏とは三大都市圏以外の区域をいう。

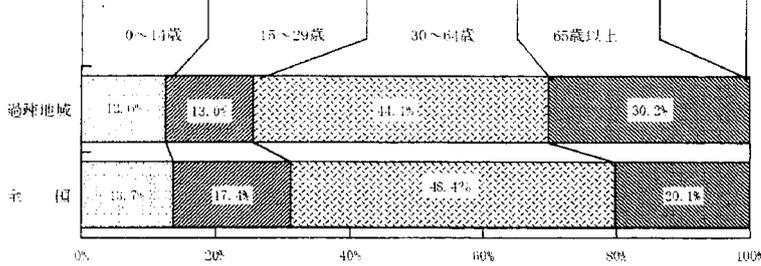
【出典：総務省『「過疎対策の現況」について』(平成20年9月)】

過疎地域の現状③(人口構成)

(過疎地域の人口構成)

- 過疎地域における年少人口(0～14歳)の割合は、全国と大きな差は見られない。
- 年少人口(0～14歳)の推移は、全国に比べ緩やかではあるが、一貫して減少傾向にある。

図表6 過疎地域及び全国の年齢階層別人口構成



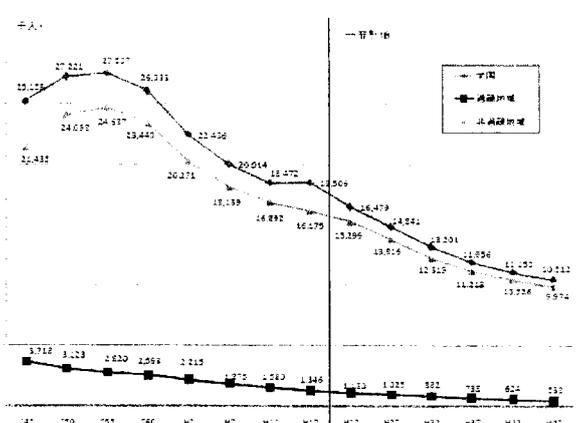
(備考) 平成17年国勢調査による。

<参考>

圏域	年少人口(0～14歳) (単位:千人)	全国の年少人口に占める 各圏域の割合
全 国	17,521	
三大都市圏	8,407	48.0%
地方圏	9,114	52.0%
(うち過疎地域)	(1,346)	(7.7%)

H17国勢調査より

【図表17 0～14歳人口の推移について】



【出典：総務省『「過疎対策の現況」について』(平成20年9月)】

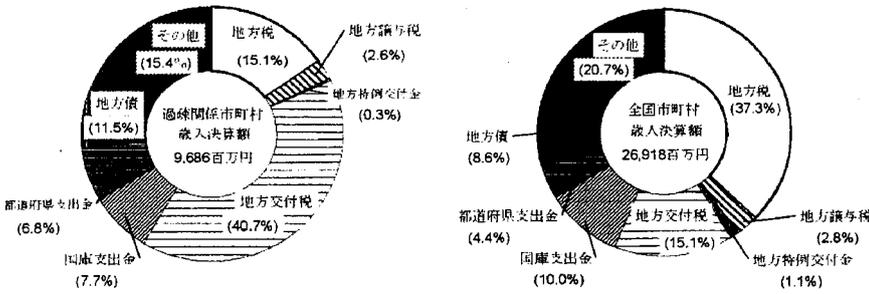
【出典：総務省「時代に対応した新たな過疎対策に向けて(これまでの議論の中間的整理)」(平成20年4月)】

過疎地域の現状④(財政状況)

(財政構造と財政力指数)

- 過疎関係市町村の1市町村当たりの歳入に占める地方税収割合は約15%(全国約37%)に過ぎない。
- 市町村に財政力を示す指標である財政力指数をみると、過疎関係市町村の平均は0.25(全国平均0.53)。

図表8 平成18年度 市町村歳入決算の状況



(備考) 1 総務省「平成18年度地方財政状況調査」による
 2 過疎地域は、平成20年4月1日現在
 3 一部過疎地域のうち、データを取得できない278区域について過疎関係市町村から除いている。

(備考)

- 1 総務省「地方財政状況調査」及び「地方交付税等関係計数資料」による。
- 2 過疎地域は、平成20年4月1日現在。
- 3 財政力指数は、平成16年度から平成18年度までの各年度ごとに地方交付税の算定に用いた基準財政収入額を基準財政需要額で除して求めた数値(小数点第3位を四捨五入)を平均したものである。なお、一部過疎地域については、合併前の旧市町村の数値(合併算定値)に基づく。
- 4 () は団体数合計に対する構成比である。
- 5 平均値は単純平均であり、全国平均値においては、一部過疎地域を有する市町村も一本算定を用いている。
- 6 分科合併した山梨県旧上九一色村については、1団体として算出する。

図表9 財政力指数段階別過疎関係市町村数

(単位: 団体、%)

区分	平成18年度	
	市町村	
過疎地域	0.1未満	9 (1.2)
	0.1以上0.2未満	233 (31.9)
	0.2以上0.3未満	291 (39.8)
	0.3以上0.42以下	165 (22.6)
	0.42超	33 (4.5)
計	731 (100.0)	
平均値 A	0.25	
全国平均値 B	0.53	
B-A	0.28	

【出典: 総務省『「過疎対策の現況」について』(平成20年9月)3

人口減少地域に関連する保育制度の概要① (小規模保育所(認可保育所))

- 認可保育所の定員は、原則60人以上とされているが、定員60人以上とすることが困難であり、20人以上の保育需要が継続することが見込まれ、他に適切な方法がない場合、以下の要件を満たせば、小規模保育所を設置することが可能。認可保育所として地域・定員規模等に応じた保育所運営費を支弁。

(1) 設備・運営について児童福祉施設最低基準に適合

(2) 次のいずれかに該当

- ① 要保育児童が多い地域に所在し、入所児童の概ね4割以上が3歳未満児
- ② 過疎地域をその区域とする市町村内に所在
- ③ 入所児童の概ね8割以上が3歳未満児、1割以上が乳児

(3) 定員20人以上

(4) 施設長は保育士を配置するよう努め、保育士その他の職員については最低基準等に定める所定数を配置

保育所の定員規模、設置、運営主体別施設数

定員規模別	公 営		私 営		計	
	実数 (カ所)	構成比 (%)	実数 (カ所)	構成比 (%)	実数 (カ所)	構成比 (%)
~30	613	65.2	631	65.8	1,244	65.5
	569	4.9	642	5.7	1,211	5.3
31~45	1,215	10.3	842	7.7	2,057	19.1
	1,190	10.3	874	7.8	2,064	9.1
46~60	2,155	18.3	2,635	24.2	4,790	21.2
	2,073	18.0	2,676	23.9	4,749	20.9
61~	7,769	66.1	6,764	62.3	14,533	64.2
	7,678	66.6	7,018	62.6	14,696	64.6
計	11,782	100.0	10,872	100.0	22,624	100.0
	11,510	100.0	11,310	100.0	22,720	100.0
	50.7		49.3		100.0	

資料 : 社会福祉施設調査報告(平成18年10月1日現在)
 上段括弧書きは、前年10月1日現在

人口減少地域に関連する保育制度の概要② (へき地保育所(認可外保育施設))

○ へき地保育所(認可保育所の設置が著しく困難な地域に設置される保育施設であって、市町村長が以下の基準に適合するものと認め、指定した認可外保育施設)に対して、次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)において補助(※20ポイント)。

(1) 設置場所が、以下の①～④にあること

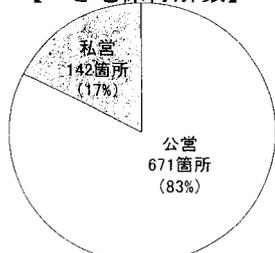
- ① へき地教育振興法の規定によるへき地手当の支給の指定を受けているへき地学校の通学区域内、
- ② 一般職の職員の給与に関する法律の規定による特地勤務手当の支給の指定を受けている公官署の4キロメートル以内、
- ③ ①・②を受けることとなる地域内
- ④ ①～③に準ずるものとして市町村長が認める地域内

(2) 設備・運営が以下の基準に合致すること

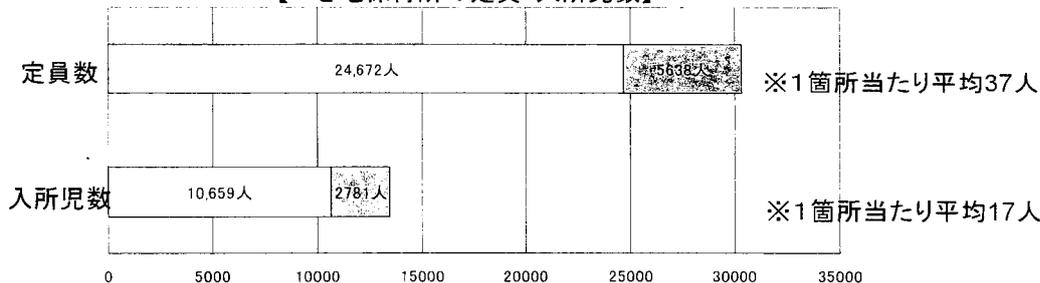
- ① 平均入所児童数が10人以上(※10人を下回る場合2年間は経過的に対象)であること
- ② 既存建物(学校等)の一部に設置する場合、設備をへき地保育所のために常時使用できること
- ③ 保育室・便所・屋外遊戯場(付近にある代わるべき場合含む)その他必要な設備を設けること
- ④ 必要な用具(医療器具、医薬品、机、椅子等)を備えること
- ⑤ 保育士を2人以上配置すること(※やむを得ない事情があるときは、うち1人は保育士以外の者で代えることができる)
- ⑥ 保育時間等については、地方の実情に応じて定めること

○ 入所決定は、市町村長が、保育を要する児童のほか、特に必要があるときはその他の児童につき実施。

【へき地保育所数】



【へき地保育所の定員・入所児数】

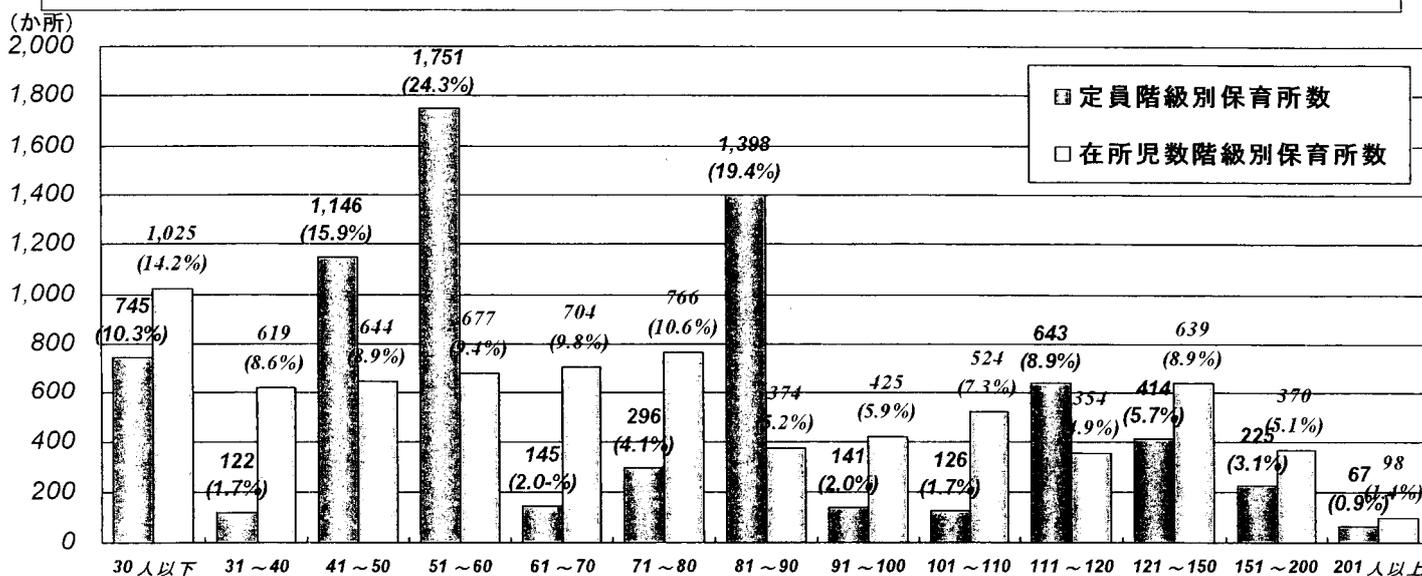


※なお、次世代育成支援対策交付金の平成18年度交付決定数は67.6箇所

【出典：平成18年社会福祉施設等調査】 75

過疎地域を含む市町村における認可保育所の現状 (定員・在所児数規模別の分布)

○ 過疎地域を含む市町村にある認可保育所の規模をみると、定員規模では51～60人の規模が多いが、在所児数規模では、30人以下が多い。



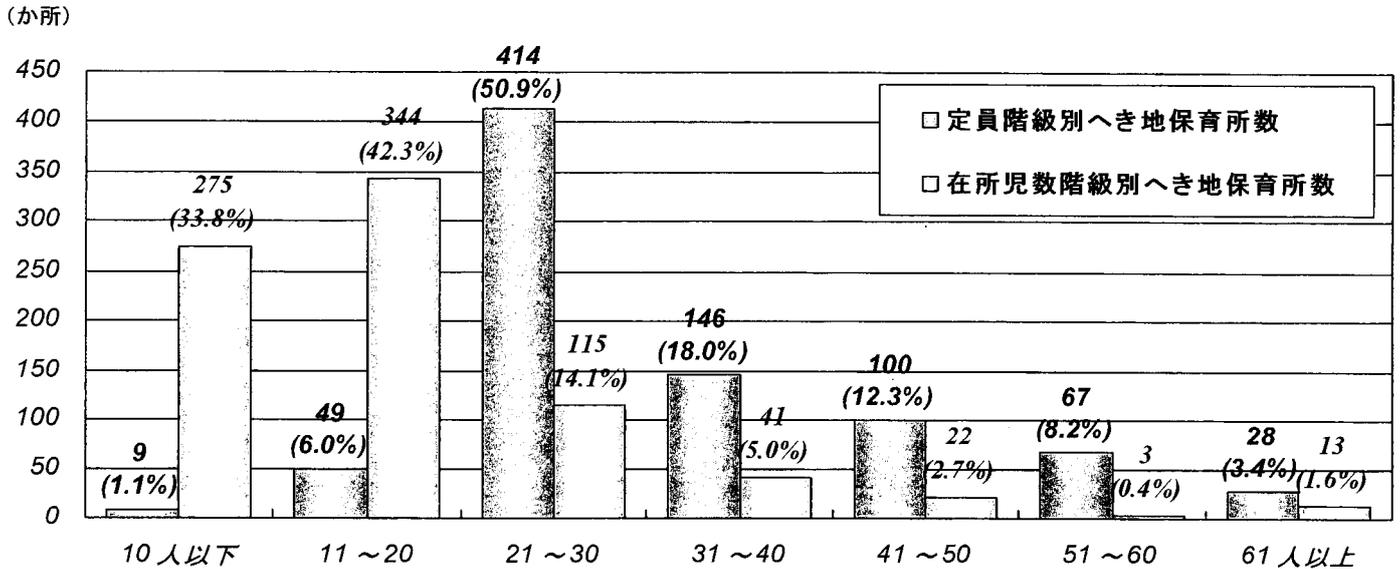
(出典)厚生労働省「平成18年 社会福祉施設等調査」における認可保育所の定員階級・在所児数階級ごとの保育所数につき、過疎地域を含む市町村(平成20年11月時点:731市町村)に係る数を特別集計したもの。
※なお、「過疎地域を含む市町村」には、過疎地域以外の地域を含む市町村が約3割ある。

(参考)
全国の定員規模別分布

定員60人以下：35.3%	定員61～90人以下：27.6%	定員91～120人以下：22%	定員120人超：15%
---------------	------------------	-----------------	-------------

へき地保育所の現状 (定員・在所児数規模別の分布)

○ へき地保育所の規模をみると、定員規模は21～30人が多いが、在所児数規模は20人以下が約8割を占める。



(出典)厚生労働省「平成18年 社会福祉施設等調査」におけるへき地保育所数を定員階級・在所児数階級ごとに特別集計したもの

過疎地域における幼児教育経験者比率

- 小学校就学前に幼稚園又は保育所(へき地保育所含む)を経験した比率を見ると、1970年頃は過疎地域と全国とで大きな格差があったが、近年はほぼ格差がなくなっている。
- 過疎地域においては、全国と比べ、幼稚園就園率が低く、保育所在籍比率が高い。

図表21 幼児教育経験者比率

区分	昭和45年度		昭和55年度		平成2年度		平成7年度		平成14年度		平成18年度	
	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国
幼児教育経験者比率	57.4	76.1	87.6	91.2	95.0	95.6	95.5	95.0	98.3	96.7	97.1	96.5
幼稚園就園率	18.5	53.8	35.4	64.4	34.9	64.0	34.2	62.8	34.9	59.9	36.1	57.7
保育所在籍率	39.1	22.4	52.2	26.8	60.1	31.5	61.3	32.2	63.4	36.8	61.0	38.8

(備考) 1 全国は文部科学省「学校基本調査」及び「社会福祉施設等調査」による。
2 過疎地域は総務省調べ。

※備考

<幼児教育経験者比率>

①全国は、各年度の文部科学省「学校基本調査」(数値は各年度5月1日)及び前年度の厚生労働省「社会福祉施設調査」による。

②過疎地域は総務省調べ。

③それぞれの数値は、次の算式による。なお、保育所にはへき地保育所を含む。

$$\text{幼児教育経験者比率} = \text{幼稚園就園率} + \text{保育所在籍率}$$

$$\text{幼稚園就園率} = \frac{\text{幼稚園修了者数}}{\text{小学校第1学年児童数}}$$

$$\text{保育所在籍率} = \frac{\text{前年度保育所在所児数(5歳/2+6歳)}}{\text{小学校第1学年児童数}}$$

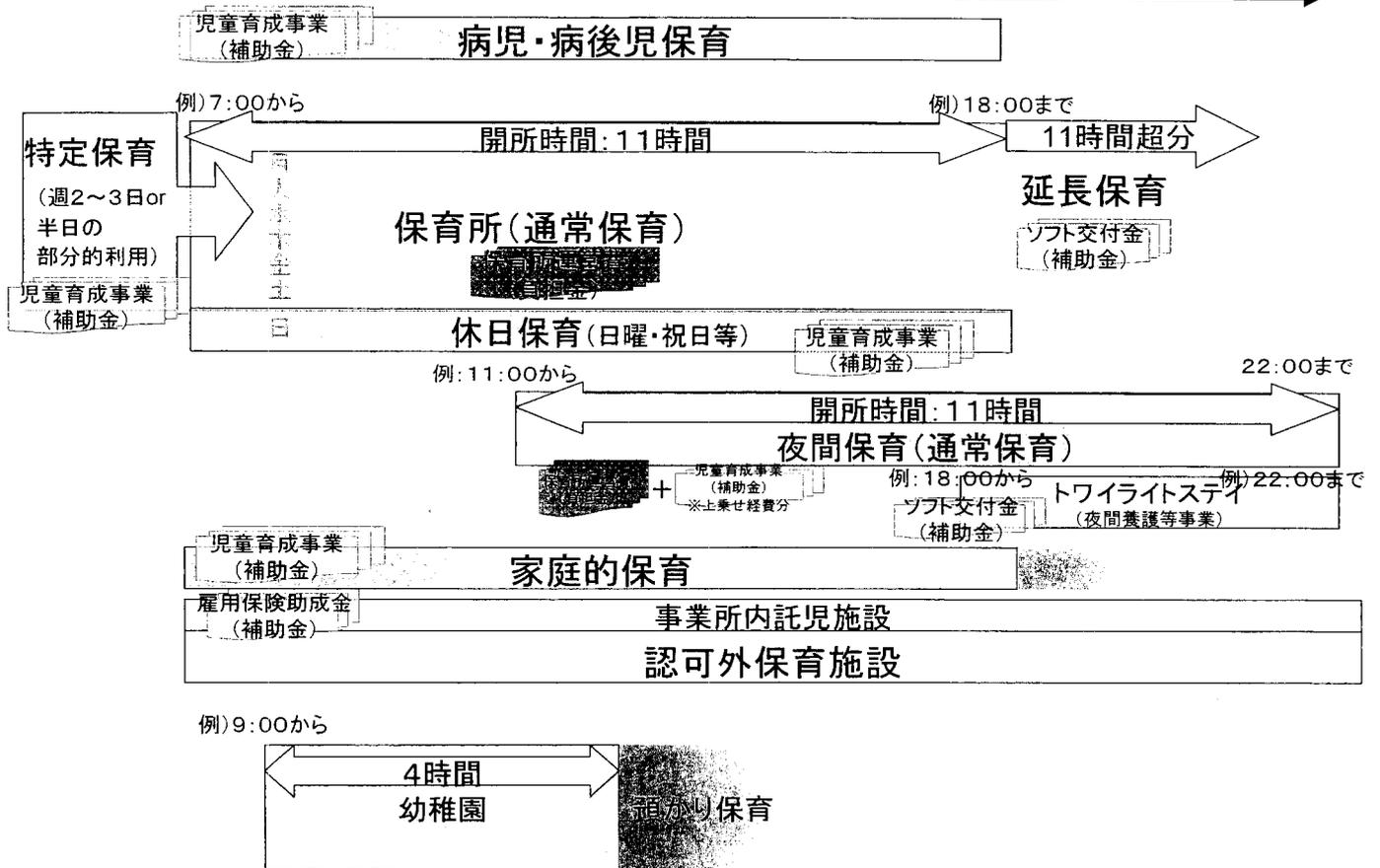
【出典:総務省『「過疎対策の現況」について』(平成20年9月)】

【出典:総務省「時代に対応した新たな過疎対策に向けて(これまでの議論の中間的整理)」(平成20年4月)】

保育サービスの全体像

時間軸:(早朝)

(深夜)→



79

多様な保育の取組の現状

《事業名》	《事業内容》	《19年度実績》	《地域における箇所数》
認可保育所	日中就労等している保護者に代わって、保育に欠ける乳幼児を保育する施設(原則として、開所時間11時間、保育時間8時間、開所日数約300日)	保育所数:22,909箇所 利用児童数:202万人 (平成20年4月1日現在)	◆ 1小学校区当たり1.03か所
延長保育事業	11時間の開所時間を超えて保育を行う事業	15,076箇所 (平成19年度交付決定ベース)	◆ 認可保育所の65.8%
休日保育事業	日曜・祝日等の保育を行う事業 (※年間を通じて開所する保育所が実施)	875箇所 (平成19年度交付決定ベース)	◆ 認可保育所の3.8% ◆ 1市区町村当たり0.48か所
夜間保育事業	22時頃までの夜間保育を行う事業 (※開所時間は概ね11時間)	74か所 (平成20年3月31日現在)	◆ 認可保育所の0.32% ◆ 1市区町村当たり0.04か所
特定保育事業	週2~3日程度又は午前か午後のみ、必要に応じて柔軟に保育を行う事業	927か所 (H19年度交付決定ベース)	◆ 認可保育所の4.0% ◆ 1市区町村当たり0.51か所
病児・病後児保育事業	《病児対応型》病院・保育所等の付設の専用スペースで、看護師等が地域の病児を一時的に預かる事業 《病後児対応型》病院・保育所等の付設の専用スペースで、地域の病後児を一時的に預かる事業 《体調不良児型》保育所において、体調不良となった児童を一時的に預かる事業	745箇所 (H19年度交付決定ベース)	◆ 認可保育所利用児童2,714人当たり1か所 ◆ 1市区町村当たり0.41か所
家庭的保育事業	保育に欠ける乳幼児について、保育士又は看護師の資格を有する家庭的保育者の居宅等において、保育所と連携しながら、少数の主に3歳未満児を保育するもの	家庭的保育者数:99人 利用児童数:331人 (H19年度交付決定ベース)	◆ 1市区町村当たり家庭的保育者0.05人

注:市区町村の総数は1,827(平成19年4月1日現在)。小学校区としての国公立小学校数は22,270(文部科学省「平成20年度学校基本調査(速報)」(平成20年5月1日現在)。

80

放課後児童クラブについて

【事業の内容】

- 共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、児童館や学校の余裕教室、公民館などで、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る。
- 放課後児童クラブは、平成9年の児童福祉法改正により事業が法定化され、当該事業の実施については、市町村の努力義務として規定されている。

〔児童福祉法(昭和22年法律第164号)〕

第六条の二 (略)

② この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学しているおおむね十歳未満の児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。

③ (略)

第21条の10 市町村は、児童の健全な育成に資するため、地域の実情に応じた放課後児童健全育成事業を行うとともに、当該市町村以外の放課後児童健全育成事業を行う者との連携を図る等により、第六条の二第二項に規定する児童の放課後児童健全育成事業の利用の促進に努めなければならない。

対象児童

- 保護者が労働等により昼間家にいない小学1～3年の就学児童
- その他、健全育成上指導を要する児童(特別支援学校の児童、小学校4年生以上の児童)

実施場所

小学校の余裕教室、小学校敷地内の専用施設、児童館・児童センター、公民館などの公的施設、民家・アパート、保育所、幼稚園、団地集会所、その他専用施設など

運営主体

市区町村、社会福祉法人、NPO法人、保護者会、保護者や地域住民等により構成される運営委員会、任意団体など

職員体制

- 放課後児童指導員を配置
- 放課後児童指導員は、児童福祉施設最低基準第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい。



81

【現状】(平成20年5月現在)

- クラブ数 17,583か所(全国の小学校区約22,000校のおよそ8割程度)
⇒平成19年度に「放課後子どもプラン」を創設し、原則としてすべての小学校区での実施をめざす
- 登録児童数 794,922人(全国の小学校1～3年生約353万人の2割程度)
- 利用できなかった児童数(待機児童数) 13,096人[利用できなかった児童がいるクラブ数 2,289か所]

【事業に対する国の助成[児童手当勘定(特別会計)から事業実施市町村への補助]】

○平成20年度予算額 186.9億円(28.4億円増)

○運営費

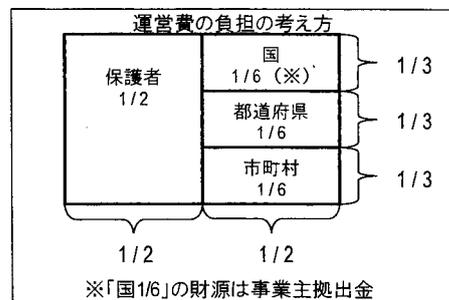
- ・概ね1/2を保護者負担で賄うことを想定。
- ・残りの1/2分について、児童数が10人以上で、**原則、長期休暇(8時間以上開所)を含む年間250日以上開設するクラブに補助。**
- ・児童数36～70人の場合、基準額:240.8万円

※ 6時間以上開所しているクラブが、18時以降開所延長する場合に長時間開所に係る加算あり

○整備費

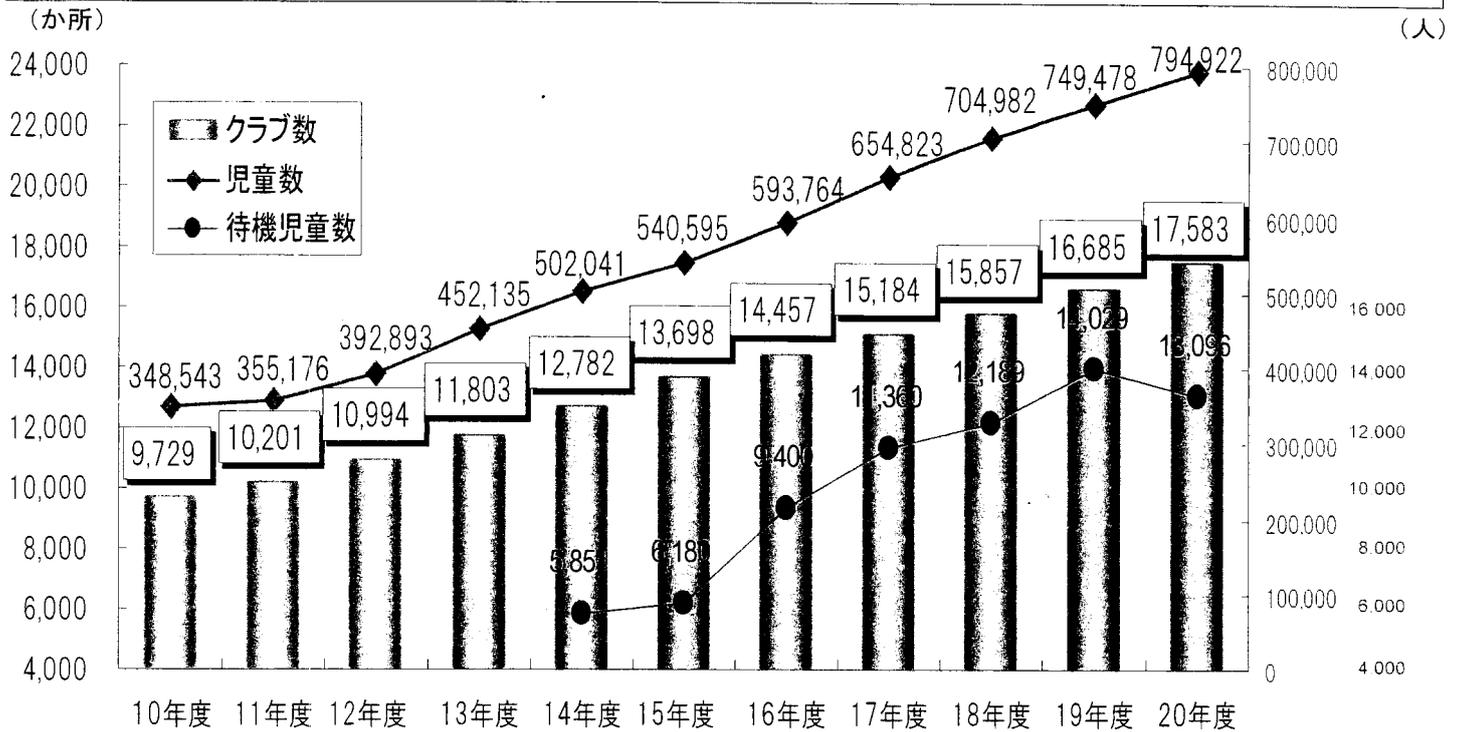
- ・新たに施設を創設する場合(基準額:1,250万円)のほか、学校の余裕教室等を改修する場合(基準額:700万円)、備品購入のみの場合(基準額:100万円)も助成

※運営費又は整備費(創設費を除く)は、国、都道府県、市町村が3分の1ずつ、整備費(創設費)は、国、都道府県、市町村又は設置者(社会福祉法人等)が3分の1ずつ負担



放課後児童クラブ数及び登録児童数等の推移

○ 平成20年では、クラブ数は17,583か所、登録児童数は79万4,922人となっており、平成10年と比較すると、クラブ数は約8,000か所、児童数は約45万人の増となっている。また、クラブを利用できなかった児童数(待機児童数)は対前年933人減の1万3,096人となった。



※各年5月1日現在(育成環境課調)

83

放課後児童クラブに係る補助要件について

1. 実施主体

市町村(特別区を含む。)、社会福祉法人その他の者

2. 対象児童

- ・ 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1～3年の就学児童
- ・ その他健全育成上指導を要する児童(特別支援学校の小学部及び小学校4年生以上)

3. 職員体制

放課後児童指導員を配置すること。

4. 開所日・開所時間

- ・ 年間250日以上開所すること。(ただし、平成21年度までは、特例として200日以上でも国庫補助対象)
- ・ 開所時間については、1日平均3時間以上とすること。ただし、長期休暇期間などについては、原則として1日8時間以上開所。

5. 施設・設備

- ・ 活動に要する遊具、図書及び児童の所持品を収納するためのロッカーの他、生活の場として必要なカーペット、畳等を備えること。
- ・ 同じ建物内で、すべての子どもを対象とした活動拠点(居場所)の提供を併せて行う場合には、放課後児童のために間仕切り等で区切られた専用スペース又は専用部屋を設け、生活の場としての機能が十分確保されるよう留意すること。

6. 事業の内容

- (1) 放課後児童の健康管理、情緒の安定の確保
- (2) 出欠確認をはじめとする放課後児童の安全確認、活動中及び来所・帰宅時の安全確保
- (3) 放課後児童の活動状況の把握
- (4) 遊びの活動への意欲と態度の形成
- (5) 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと
- (6) 連絡帳等を通じた家庭との日常的な連絡、情報交換の実施
- (7) 家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援
- (8) その他放課後児童の健全育成上必要な活動

84

放課後児童クラブガイドラインについて

趣旨・目的

- 子育てと仕事の両立支援に対するニーズの増大を背景に、放課後児童クラブ数が年々増加していることから、クラブを生活の場としている子どもの健全育成を図ることを目的として、補助金の交付・不交付を問わず、クラブとして望ましい運営内容を目指すためのガイドラインを国において初めて策定。
- 本ガイドラインを参考に、各クラブにおいて定期的に自己点検を行うなどにより資質の向上を図る。

ガイドラインの概要

「放課後児童クラブガイドラインについて」(平成19年10月19日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

1. 対象児童

- ・ 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1～3年の就学児童。
- ・ その他健全育成上指導を要する児童(特別支援学校の小学部及び小学校4年生以上)

2. 規模

- ・ 集団の規模については、おおむね40人程度までとすることが望ましい。
- ・ 1放課後児童クラブの規模については、最大70人までとすること。

3. 開所日・開所時間

- ・ 子どもの放課後の時間帯、地域の実情や保護者の就労状況を考慮。
- ・ 土曜日、長期休業期間等は、保護者の就労実態等を踏まえて8時間以上開所。
- ・ 新1年生については、保育所との連続を考慮し4月1日より受け入れること。

4. 施設・設備

- ・ 専用の部屋または間仕切り等で区切られた専用スペースを設け、生活の場としての機能が十分確保されるよう留意すること。
- ・ 子どもが生活するスペースについては児童1人当たり1.65㎡以上が望ましい。なお、体調が悪い時等に休息できる静養スペースを確保すること。
- ・ 施設・設備は衛生及び安全が確保されているとともに、事業に必要な設備・備品を備えること。

5. 職員体制

- ・ 放課後児童指導員を配置すること。
- ・ 放課後児童指導員は、児童福祉施設最低基準第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい。

6. 放課後児童指導員の役割

- ・ 子どもの人権の尊重、個人差への配慮、体罰等の禁止、プライバシー保護等に留意のうえ、次の活動を行うこと。
- ① 子どもの健康管理、出席確認等の安全確保、情緒の安定を図る。
- ② 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培う。
- ③ 子どもが宿題・自習等の学習活動を自主的に行える環境を整え、必要な援助を行う。
- ④ 基本的な生活習慣についての援助、自立に向けた手助けを行うとともに、その力を身につけさせる。
- ⑤ 活動内容について家庭との日常的な連絡、情報交換を行うとともに、家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援を行う。
- ⑥ 児童虐待の早期発見に努め、児童虐待等により福祉的介入が必要とされるケースについては、市町村等が設置する要保護児童対策地域協議会等を活用しながら、児童相談所や保健所等の関係機関と連携して対応。
- ⑦ その他放課後における子どもの健全育成上必要な活動を行う。

○その他

- 7. 保護者への支援・連携
 - ・ 保護者自身が互いに協力して子育ての責任を果たせるよう支援。
- 8. 学校との連携
 - ・ 学校、放課後子ども教室との連携を図る。
- 9. 関係機関・地域との連携
- 10. 安全対策
- 11. 特に配慮を必要とする児童への対応
- 12. 事業内容等の向上について
 - ・ クラブは、事業内容について定期的に自己点検、自ら事業内容向上に努める。
- 13. 利用者への情報提供等
- 14. 要望・苦情への対応

放課後児童クラブの実施状況①

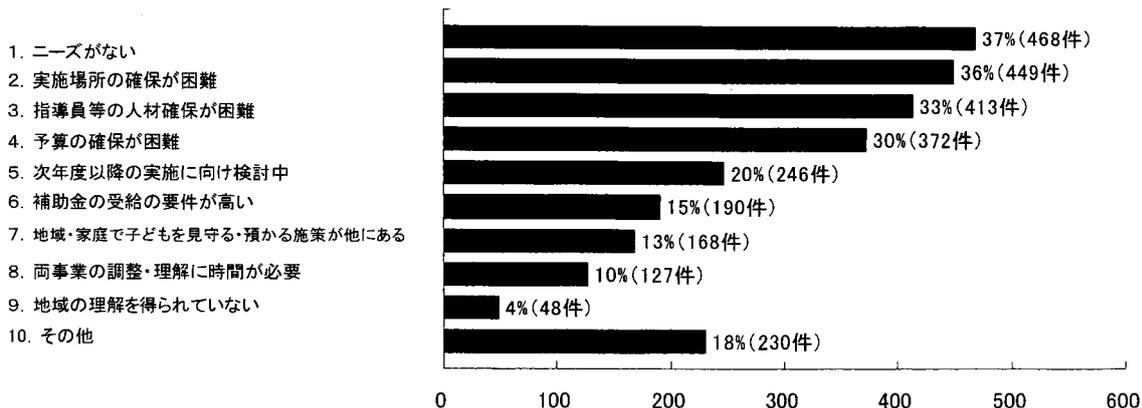
(1)放課後児童クラブに係る小学校区別実施状況

31.5%の小学校区において放課後児童クラブが未実施となっている。

	小学校で実施	小学校外で実施	未実施
小学校区数 (割合)	7,766小学校区 (35.5%)	7,227小学校区 (33.0%)	6,881小学校区 (31.5%)

(2)放課後児童クラブを実施していない理由

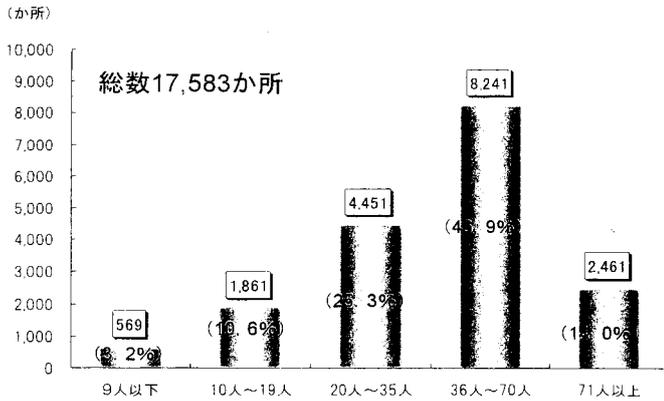
放課後児童クラブを実施していない小学校区における未実施の理由については、「ニーズが無い」が37%、「実施場所の確保が困難」が36%、「指導員等の人材確保が困難」が33%となっている。



放課後児童クラブの実施状況②

実施規模別クラブ数の状況

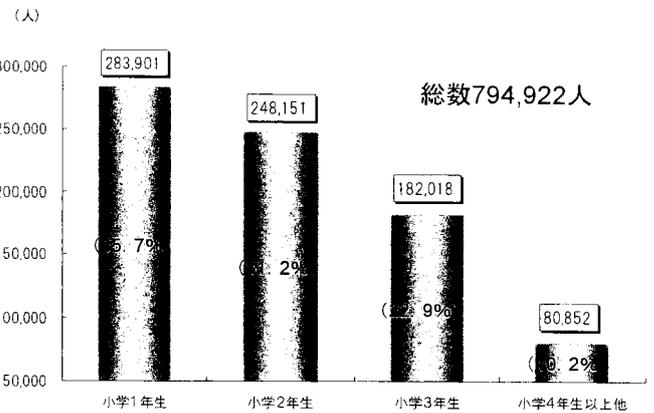
児童数36～70人のクラブが全体の46.9%を占めているが、71人以上の大規模クラブも14%に上っている。



注：()内は総数に対する割合。

学年別登録児童数の状況

登録児童は、約9割が3年生以下となっている。



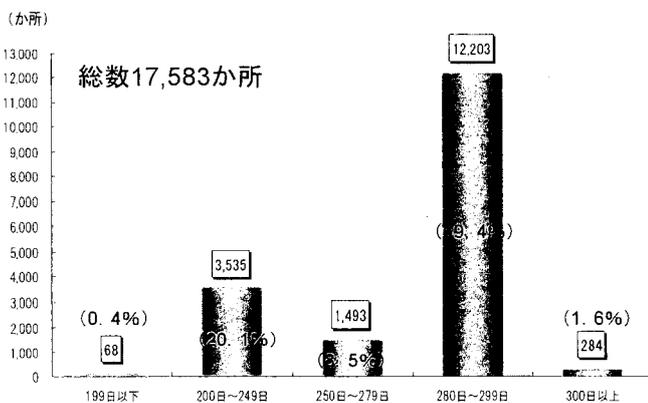
注：()内は総数に対する割合。計数には、障害児数も含む。

※平成20年5月1日現在(育成環境課調)

87

年間開設日数別クラブ数

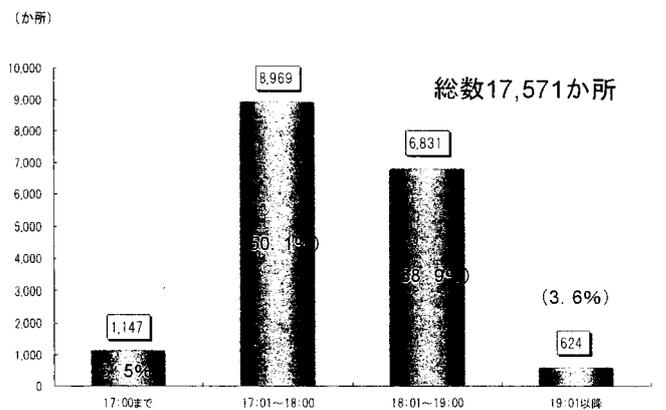
年間の開設日数は7割以上のクラブが280日以上となっているが、250日未満のクラブも約2割に上っている。



注：()内は総数に対する割合。

平日の終了時刻の状況

18:00までに閉所するクラブが5割を超えている。



注1：()内は総数に対する割合。

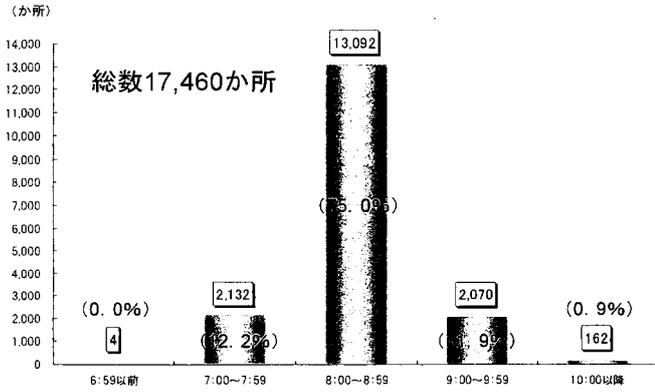
注2：総数の17,571か所は平日に開所しているクラブ数

※平成20年5月1日現在(育成環境課調)

88

土曜日等の開所時刻の状況

土曜日等については、8時台に開所するクラブが7割を超えている。

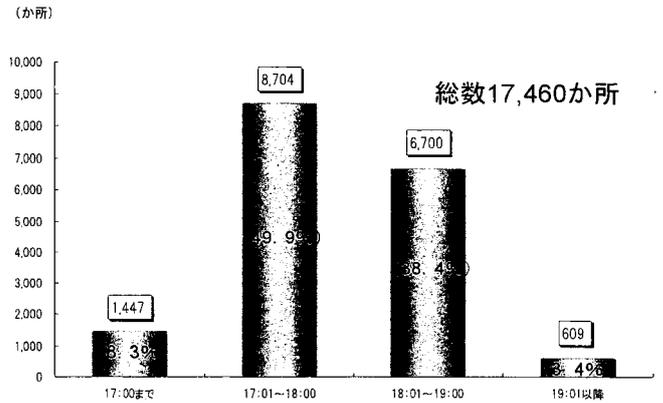


注1: ()内は総数に対する割合。

注2: 総数の17,460か所は土曜日等に開所しているクラブ数

土曜日等の終了時刻の状況

土曜日等においても、18:00までに閉所するクラブが5割を超えている。



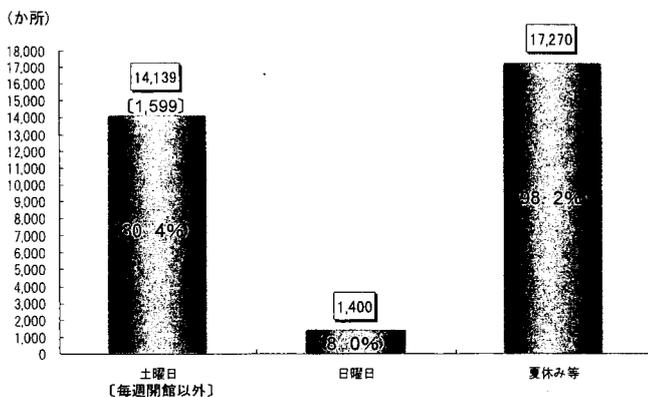
注1: ()内は総数に対する割合。

注2: 総数の17,460か所は土曜日等に開所しているクラブ数

※平成20年5月1日現在(育成環境課調)

土曜日等の開館状況

土曜日については8割以上が、夏休み等については、ほぼ全てのクラブが開所している。

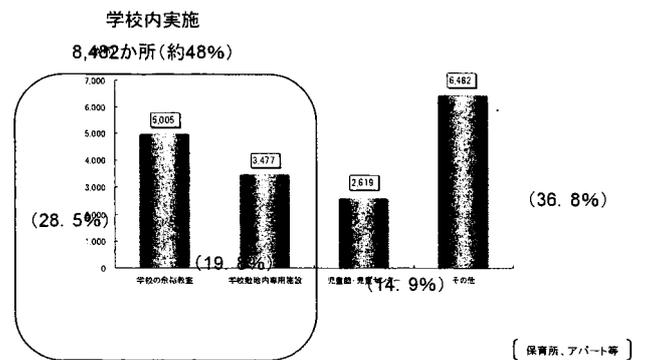


注1: ()内は全クラブ数(17,583か所)に対する割合。

注2: []内は毎週開館以外のクラブ数であり、内数である。

実施場所の状況

実施場所については、約半数が学校内で実施されている。

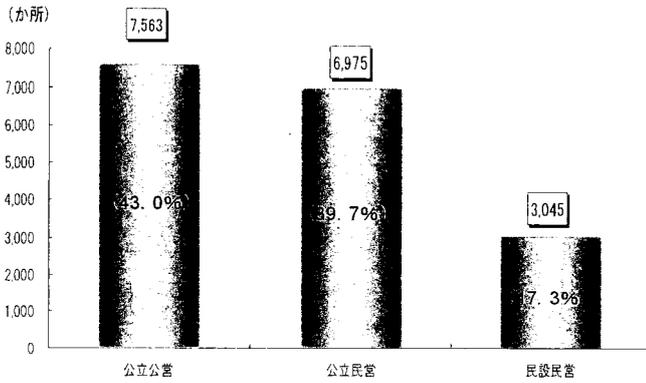


注: ()内は全クラブ数(17,583か所)に対する割合。

※平成20年5月1日現在(育成環境課調)

設置・運営主体別クラブ数の状況

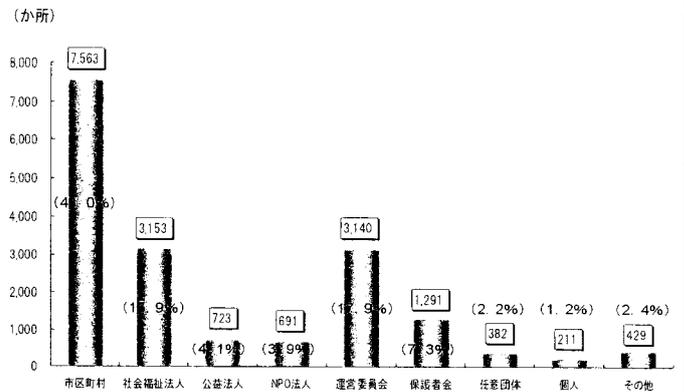
公立による実施が8割を超えている。



注: ()内は全クラブ数(17,583カ所)に対する割合。

運営主体別クラブ数の状況

運営主体については、市区町村が約4割、社会福祉法人、運営委員会がそれぞれ約2割となっている。



注1: ()内は全クラブ数(17,583カ所)に対する割合。

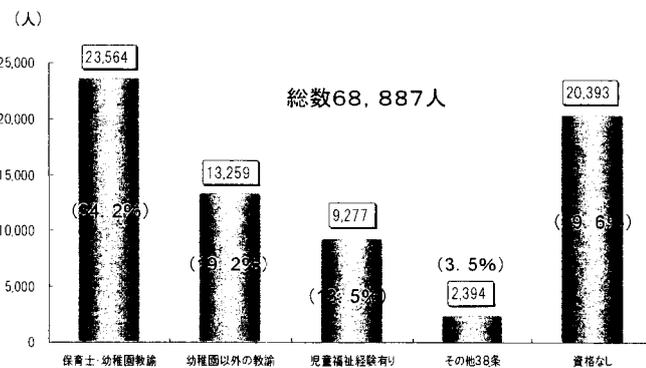
注2: 運営委員会とは、保護者や地域住民等により構成される組織が運営を行うもの。

※平成20年5月1日現在(育成環境課調)

91

放課後児童指導員の資格の状況

保育士、幼稚園教諭、幼稚園教諭以外の教諭の資格を有する者が5割を超えている。



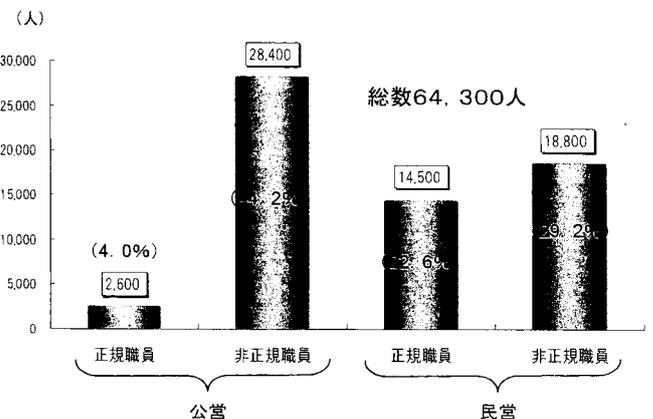
注1: ()内は総数に対する割合である。数値はボランティアを含めず、常勤・非常勤を区別しない。また、1人の指導員に対し、1つの資格を計上。

注2: 「その他38条」は「保育士・幼稚園教諭」、「幼稚園以外の教諭」、「児童福祉経験有り」以外で児童福祉施設最低基準第38条第2項に該当する者。

※平成20年5月1日現在(育成環境課調)

放課後児童指導員の雇用形態

公営・民営ともに非正規職員(非常勤、臨時、嘱託、パートなど)の割合が多い。



注: ()内は総数(64,300人)に対する割合。

※平成19年5月1日現在(全国学童保育連絡協議会調)

92

放課後児童クラブの実施状況③

放課後児童クラブに係る利用者負担については、2,000円～10,000円の間で設定されている割合が高い。

	2003年調査	2007年調査
5,000円未満	49.1%	41.8%
5,000～10,000円未満	40.3%	46.4%
10,000～15,000円未満	9.4%	10.1%
15,000～20,000円未満	1.1%	1.7%
20,000円以上	0.1%	0%

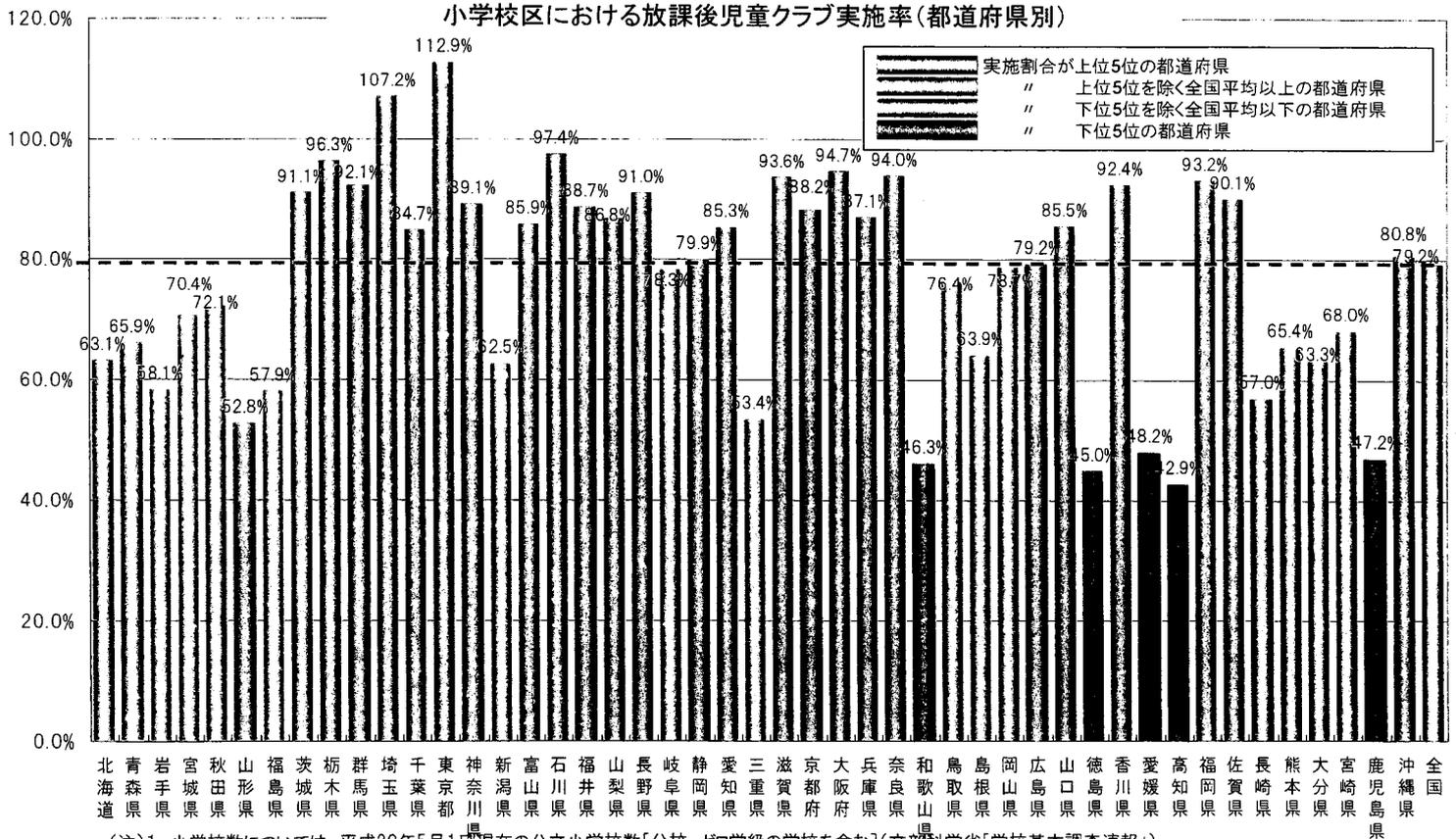
<平成15年及び平成19年(全国学童保育連絡協議会調べ)>

	割合
利用料なし	9.4%
2,000円未満	8.0%
2,000～4,000円未満	19.8%
4,000～6,000円未満	20.1%
6,000～8,000円未満	15.4%
8,000～10,000円未満	6.9%
10,000～12,000円未満	7.8%
12,000～14,000円未満	3.6%
14,000～16,000円未満	2.9%
16,000円以上	3.1%

<平成13年地域児童福祉事業等調査(厚生労働省)>

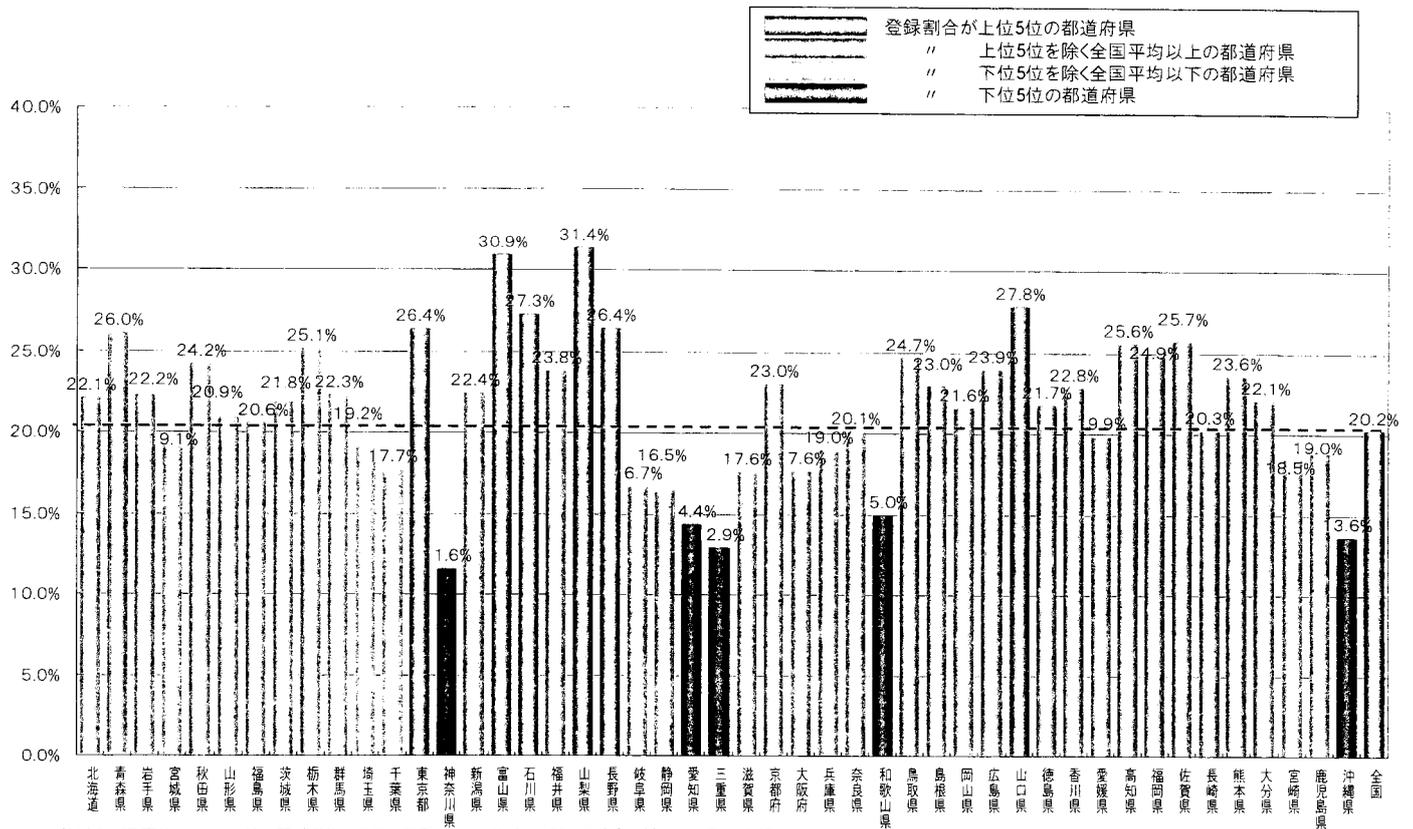
放課後児童クラブの実施状況④

小学校区における放課後児童クラブ実施率(都道府県別)



(注)1. 小学校数については、平成20年5月1日現在の公立小学校数[分校、ゼロ学級の学校を含む](文部科学省「学校基本調査速報」)。
 2. 放課後児童クラブ実施か所数については、平成20年5月1日現在のか所数(厚生労働省育成環境課調)。
 3. 一つの小学校区で放課後児童クラブを複数か所実施することにより、数値が100%を超える場合がある。

小学校1～3年生の児童数に占める放課後児童クラブ登録児童数の割合(都道府県別)

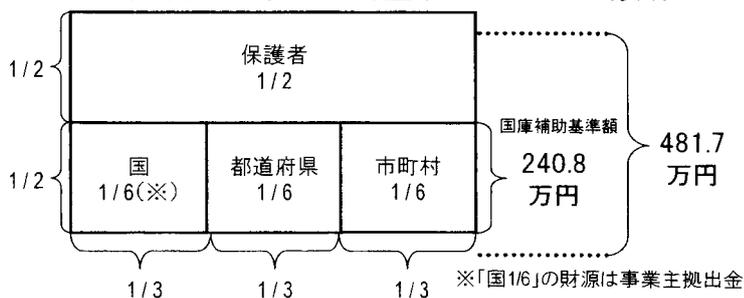


(注)1. 児童数については、平成20年5月1日現在の人数(文部科学省「学校基本調査速報」)。
 2. 放課後児童クラブ登録児童数については、平成20年5月1日現在の人数(厚生労働省「育成環境課調」)。
 3. 割合については、児童数(小学校1～3年生)に対する登録児童数(小学校1～3年生)の割合。

放課後児童クラブの国庫補助について

【運営費に対する国の助成(児童手当勘定(特別会計))】

運営費の負担の考え方(児童数36～70人の場合)



- 全体の概ね1/2を保護者負担で賄うことを想定。
- 残りの1/2分について、児童数が10人以上で、原則、長期休暇(8時間以上開所)を含む年間250日以上開設するクラブに補助。
- 児童数36～70人の場合、国庫補助基準額:240.8万円
- その他、開設日数・開設時間に応じて加算

※ 250日は、授業日=200日、長期休暇45日、クラブ運営上必要な日(遠足等を想定)土日で5日を想定。

児童1人当たりの公費負担額 (保育所との比較)

【放課後児童クラブ】(1人当たり月額)

公費負担額
2,900円

※平成20年度放課後児童健全育成事業費予算額を基に算出

【保育所】(1人当たり月額)

年齢区分	公費負担額
0歳児	13.8万円
1・2歳児	6.8万円
3歳児	2.2万円
4歳以上児	1.7万円

※平成20年度保育所運営費負担金予算額を基に算出

(参考)放課後児童クラブにかかる平成21年度概算要求額 278.5億円(91.6億円増)

指導員の処遇について

指導員の平均勤続年数は、常勤で5年未満が約4割、非常勤で3年未満が約5割となっており、短期間なものとなっている。

(施設数)

		1年未満	1～3年未満	3～5年未満	5～10年未満	10～20年未満	20年以上	合計
常勤		8 (0.8%)	89 (8.8%)	274 (27.0%)	354 (34.9%)	152 (15.0%)	138 (13.6%)	1,015
	公立公営	0 (0.0%)	3 (1.2%)	22 (8.8%)	19 (7.6%)	80 (32.1%)	125 (50.2%)	249
	公立民営	6 (1.0%)	54 (9.0%)	213 (35.4%)	284 (47.2%)	39 (6.5%)	6 (1.0%)	602
	民立民営	2 (1.2%)	32 (19.5%)	39 (23.8%)	51 (31.1%)	33 (20.1%)	7 (4.3%)	164
非常勤		58 (6.5%)	378 (42.2%)	311 (34.7%)	124 (13.8%)	22 (2.5%)	3 (0.3%)	896
	公立公営	38 (16.6%)	110 (48.0%)	44 (19.2%)	32 (14.0%)	5 (2.2%)	0 (0.0%)	229
	公立民営	13 (2.4%)	199 (36.7%)	240 (44.3%)	74 (13.7%)	14 (2.6%)	2 (0.4%)	542
	民立民営	7 (5.6%)	69 (55.2%)	27 (21.6%)	18 (14.4%)	3 (2.4%)	1 (0.8%)	125

＜「学童保育の実態と課題に関する調査研究」2008年2月独立行政法人国民生活センター＞

97

常勤指導員の月給の平均は、約20万円であり、非常勤指導員の月給の平均は、約8.2万円となっている。

(施設数)

		5万円未満	5万円～ 10万円未満	10万円～ 15万円未満	15万円～ 20万円未満	20万円～ 25万円未満	25万円～ 30万円未満	30万円～ 40万円未満	40万円以上	合計
常勤		4 (0.4%)	29 (3.1%)	102 (10.9%)	568 (60.5%)	80 (8.5%)	18 (1.9%)	74 (7.9%)	64 (6.9%)	939
	公立公営	1 (0.5%)	6 (2.9%)	18 (8.8%)	36 (17.6%)	5 (2.4%)	7 (3.4%)	71 (34.6%)	61 (29.7%)	205
	公立民営	2 (0.3%)	19 (3.3%)	49 (8.5%)	473 (81.8%)	30 (5.2%)	3 (0.5%)	0 (0.0%)	2 (0.3%)	578
	民立民営	1 (0.6%)	4 (2.6%)	35 (22.4%)	59 (37.8%)	45 (28.8%)	8 (5.1%)	1 (0.6%)	3 (1.9%)	156
非常勤		273 (31.2%)	365 (41.8%)	92 (10.5%)	101 (11.6%)	41 (4.7%)	1 (0.1%)	0 (0.0%)	1 (0.1%)	874
	公立公営	68 (28.6%)	30 (12.6%)	18 (7.6%)	83 (34.9%)	38 (16.0%)	1 (0.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	238
	公立民営	172 (33.0%)	288 (55.3%)	46 (8.8%)	12 (2.3%)	2 (0.4%)	0 (0.0)	0 (0.0%)	1 (0.2%)	521
	民立民営	33 (28.7%)	47 (40.9%)	28 (24.3%)	6 (5.2%)	1 (0.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	115

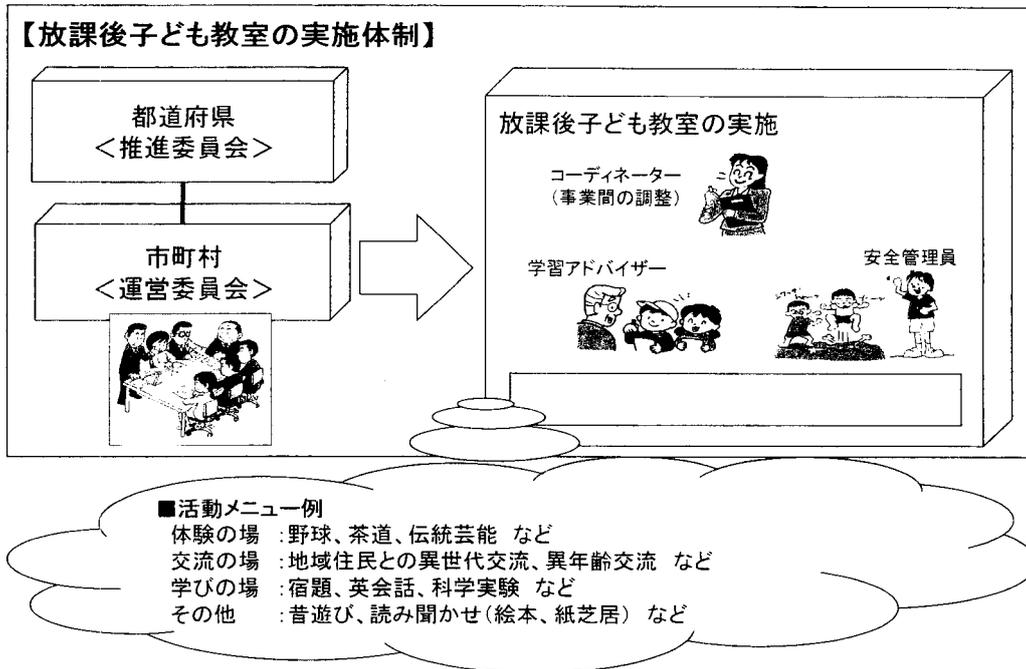
＜「学童保育の実態と課題に関する調査研究」2008年2月独立行政法人国民生活センター＞

98

【放課後子ども教室推進事業についての内容・目的】

青少年の問題行動の深刻化や地域の教育力の低下等の緊急的課題に対応するため、放課後や週末等にすべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、さまざまな体験活動や交流活動等の取り組みを推進する。

【放課後子ども教室の実施体制】



放課後児童クラブと放課後子ども教室について

	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	放課後子ども教室推進事業																						
趣旨・対象	共働き家庭の児童(小学校おおむね1~3年生)を対象として、放課後等に適切な遊びや生活の場を提供 【児童福祉法第6条の2第2項に規定】	すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの居場所を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進																						
20予算額	186.9億円(20,000か所分)	77.7億円(15,000か所分)																						
補助率	1/3(国、都道府県、市町村がそれぞれ負担) ※別途保護者(利用料)負担あり	1/3(国、都道府県、市町村がそれぞれ負担)																						
補助基準額 (20年度)	運営費:481.6万円(児童36人~70人の場合) 創設費:1,250万円、改修費:700万円、 備品費:100万円	運営費:文部科学大臣が認めた額(執行上、制限無し) 備品費:文部科学大臣が認めた額(執行上、制限無し)																						
指導員等	放課後児童指導員(専任)を配置	地域の大人、退職教員等を安全管理員、学習アドバイザー等として配置																						
実施場所	<table border="0"> <tr><td>学校内(余裕教室)</td><td>28.5%</td></tr> <tr><td>学校内(専用施設)</td><td>19.8%</td></tr> <tr><td>児童館</td><td>14.9%</td></tr> <tr><td>専用施設</td><td>10.7%</td></tr> <tr><td>既存公的施設</td><td>9.1%</td></tr> <tr><td>その他(民家、保育所等)</td><td>17.0%</td></tr> </table> (平成20年5月)	学校内(余裕教室)	28.5%	学校内(専用施設)	19.8%	児童館	14.9%	専用施設	10.7%	既存公的施設	9.1%	その他(民家、保育所等)	17.0%	<table border="0"> <tr><td>小学校</td><td>67%</td></tr> <tr><td>公民館</td><td>12%</td></tr> <tr><td>児童館</td><td>5%</td></tr> <tr><td>その他</td><td>16%</td></tr> <tr><td colspan="2">(集会所、文化センター、公園など)</td></tr> </table> (平成19年度)	小学校	67%	公民館	12%	児童館	5%	その他	16%	(集会所、文化センター、公園など)	
学校内(余裕教室)	28.5%																							
学校内(専用施設)	19.8%																							
児童館	14.9%																							
専用施設	10.7%																							
既存公的施設	9.1%																							
その他(民家、保育所等)	17.0%																							
小学校	67%																							
公民館	12%																							
児童館	5%																							
その他	16%																							
(集会所、文化センター、公園など)																								
実施か所数	17,583か所(平成20年5月)[対前年898か所増]	7,821か所(平成20年度《予定》)																						
利用児童数	登録児童数 約79万人(平成20年5月) [対前年4.5万人増]	年間延べ参加児童数 2,110万人 ・1教室当り年間平均参加児童数 2,550人 ・1回当り参加児童数 30.6人 (平成18年度)																						
実施形態等	原則として年間250日以上開所(夏休み等の長期休暇や必要に応じて土曜日も開所)	概ね年間を通じて断続的・単発的に実施(平成20年度は1か所あたり平均126日)																						

「放課後子どもプラン」の基本的考え方【要旨】

趣旨・目的

「放課後子どもプラン」の推進について(平成19年3月14日 文部科学省生涯学習政策局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知)

- 各市町村において、教育委員会が主導して、福祉部局と連携を図り、原則としてすべての小学校区で、放課後等の子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを進め、「放課後子ども教室推進事業」(文部科学省)と「放課後児童健全育成事業」(厚生労働省)を一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策(放課後子どもプラン)を推進

1. 「放課後子どもプラン」の定義

- 市町村が策定する「事業計画」と同計画に基づく「放課後対策事業」(放課後子ども教室推進事業・放課後児童健全育成事業)の総称

2. 実施主体

- 事業計画の策定主体: 市町村
- 事業の実施主体: 市町村、社会福祉法人、特定非営利活動法人他

3. 事業経費

- 国において、二つの事業を「放課後子どもプラン推進事業」として、交付要綱等を一本化し、都道府県・指定都市・中核市に交付
- 都道府県においても、国に準じて交付要綱等を一本化し、国・市町村との事務手続を基本的に教育委員会が一括して処理

4. 事業計画の策定

- 市町村は、教育委員会と福祉部局の具体的な連携方策、21年度までの「放課後子どもプラン推進事業」の小学校区単位の実施計画等を盛り込んだ事業計画策定に努めることとする。
- また、本事業計画が、次世代育成支援行動計画の内容を前倒して実施するもの等であっても、行動計画の変更は必ずしも必要としない。

5. 都道府県の体制、役割等

- 都道府県は、実施主体である市町村において円滑な取組促進が図られるよう、以下の支援を実施
 - ・ 行政、学校、社会教育、福祉の各関係者及び学識経験者等で構成される「推進委員会」を設置し、プランの実施方針、指導者研修の企画、事後検証・評価等、域内におけるプランの総合的な在り方を検討
 - ・ コーディネーター、安全管理員、放課後児童指導員等の事業関係者の資質向上や情報交換・情報共有を図るための研修の合同開催
 - ・ 基本的に教育委員会が主管部局となるが、都道府県の実情に応じて福祉部局が主管部局となっても差し支えない。
 - ・ 主管部局は、推進委員会事務局、補助申請事務等の業務を行うに当たり、福祉部局(又は教育委員会)と緊密な連携を図る。

6. 市町村の体制、役割等

- 市町村は、行政、学校、放課後児童クラブ、社会教育、児童福祉、PTAの各関係者及び地域住民等で構成される「運営委員会」を設置し、事業計画、活動プログラムの企画、事後検証・評価等を検討
- 基本的に教育委員会が主管部局となるが、市町村の実情に応じて福祉部局が主管部局となっても差し支えない。
- 主管部局は、運営委員会事務局、補助申請事務等の業務を行うに当たり、福祉部局(又は教育委員会)と緊密な連携を図る。

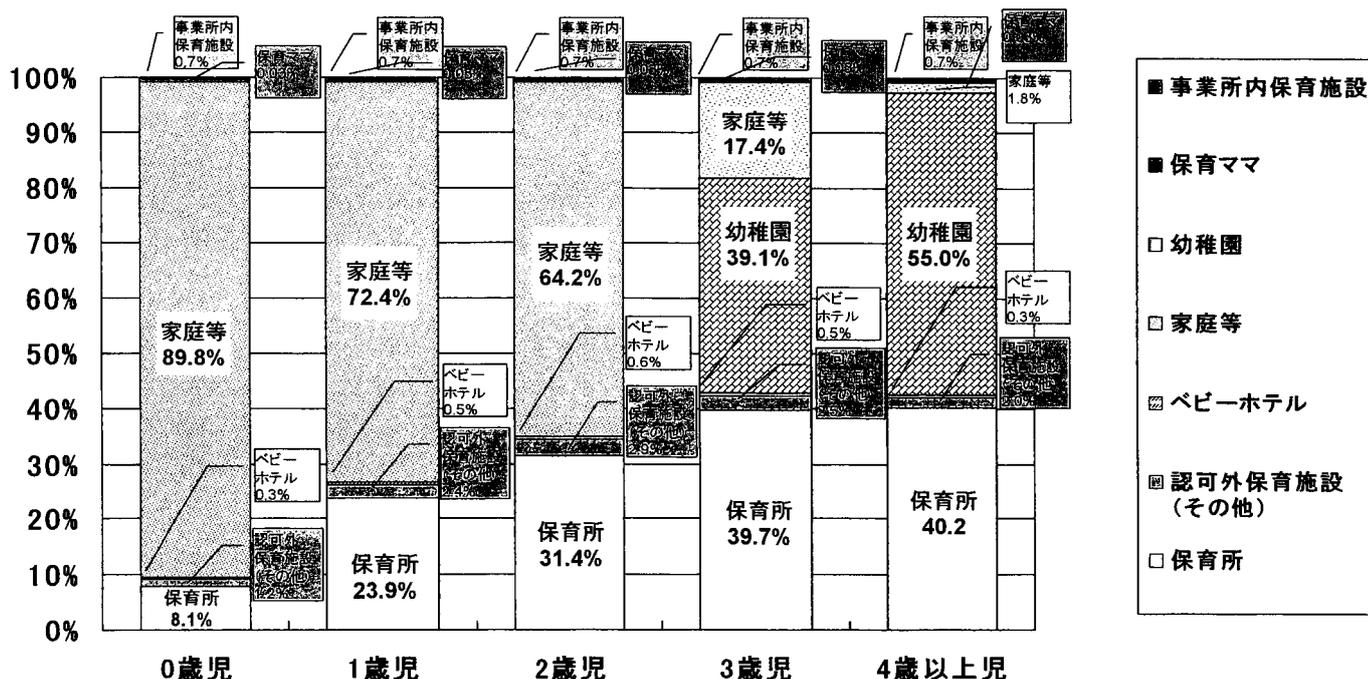
7. 市町村における事業の実施

- 余裕教室の利用や小学校敷地内での実施を基本とし、体育館、保健室等の学校諸施設の弾力的な活用を努めることとするが、現に公民館や児童館など小学校外で事業を実施している、余裕教室が無いなどの場合に、地域の実情に応じて小学校外で実施しても差し支えない。
- 各小学校区毎に、学校や関係機関・団体等との連絡調整、活動プログラムの企画・策定等を行うコーディネーターを配置
- 学習活動やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の様々な活動機会の提供や、放課後児童クラブ対象児童に対する現行水準と同様のサービス(適切な指導員の配置、専用のスペースの確保等)の提供

101

就学前児童が育つ場所

○就学前児童が日中育てられている場所を年齢別に見ると、以下のとおり。



出典) 就学前児童数: 平成19年人口推計年報【総務省統計局(平成19年10月1日現在)】
 幼稚園就園児童数: 学校基本調査(速報)【文部科学省(平成20年5月1日現在)】
 保育所利用児童数: 福祉行政報告例(概数)【厚生労働省(平成20年4月1日現在)】
 認可外保育施設、ベビーホテル: 厚生労働省保育課調べ
 保育ママ、事業所内保育施設: 厚生労働省保育課調べの年齢別の入所児童数を按分した数値
 家庭等: 就学前児童数と各施設入所児童数総計との差

102

各種の子育て支援事業の制度的な位置付け

- 市町村による各種の子育て支援事業の実施については、保育のような実施義務はなく、体制整備や着実な実施に向けた措置の努力義務にとどまっている。
- また、市町村に対し、各種の子育て支援事業に関する情報提供、相談・助言、コーディネート^①の義務がかかっている。

◎ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)

(市町村の責務)

第21条の8 市町村は、次条に規定する子育て支援事業に係る福祉サービスその他地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスが積極的に提供され、保護者が、その児童及び保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況に応じて、当該児童を養育するために最も適切な支援が総合的に受けられるように、福祉サービスを提供する者又はこれに参画する者の活動の連携及び調整を図るようすることその他の地域の実情に応じた体制の整備に努めなければならない。

第21条の9 市町村は、児童の健全な育成に資するため、その区域内において、放課後児童健全育成事業及び子育て短期支援事業並びに次に掲げる事業であつて主務省令で定めるもの(以下「子育て支援事業」という。)が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない。

- 一 児童及びその保護者又はその他の者の居宅において保護者の児童の養育を支援する事業
- 二 保育所その他の施設において保護者の児童の養育を支援する事業
- 三 地域の児童の養育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業

(市町村の情報提供等)

第21条の11 市町村は、子育て支援事業に関し必要な情報の提供を行うとともに、保護者から求めがあつたときは、当該保護者の希望、その児童の養育の状況、当該児童に必要な支援の内容その他の事情を勘案し、当該保護者が最も適切な子育て支援事業の利用ができるよう、相談に応じ、必要な助言を行うものとする。

- ② 市町村は、前項の助言を受けた保護者から求めがあつた場合には、必要に応じて、子育て支援事業の利用についてあつせん又は調整を行うとともに、子育て支援事業を行う者に対し、当該保護者の利用の要請を行うものとする。
- ③ 市町村は、第一項の情報の提供、相談及び助言並びに前項のあつせん、調整及び要請の事務を当該市町村以外の者に委託することができる。
- ④ 子育て支援事業を行う者は、前二項の規定により行われるあつせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

※国会へ再提出予定の「児童福祉法等の一部を改正する法律案」においては、第21条の9について、子育て支援事業の例示に、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業及び一時預かり事業を追加する改正が盛り込まれている。

103

各種の子育て支援事業に対する財政措置

- 市町村の各種子育て支援事業に対する財政措置は、主として「次世代育成支援対策交付金」(ソフト交付金)と、「児童育成事業費」により行われている。

	次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)	児童育成事業費
(1)制度概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村が地域行動計画に基づき策定した毎年度の事業計画に対し、一定の算定基準に基づいた額を国が補助するもの。 ○ 具体的には、事業量と児童人口等により、各年度の国庫予算額を配分。 ※ 事業毎に一定額が補助される仕組みではない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村等が行う一定の事業に対し、児童手当制度における事業主拠出金を財源として、事業毎に定められた一定額を国が補助するもの。 ※ 児童手当の支給に支障がない範囲内において実施。
(2)対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳児全戸家庭訪問事業 ・ 養育支援家庭訪問事業 ・ ファミリー・サポート・センター事業 ・ 子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ) ・ 延長保育促進事業 ・ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 ・ 地域における仕事と生活の調和推進事業 ・ へき地保育所事業 ・ 家庭支援推進保育事業 ・ その他事業(※地域の創意工夫を活かした事業) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) ・ 病児・病後児保育事業 ・ 家庭的保育事業 ・ 認可化移行促進事業 ・ 休日・夜間保育事業 ・ 特定保育事業 ・ 一時保育(一時預かり)事業 ・ 地域子育て支援拠点事業 ・ 民間児童館活動事業 <p style="text-align: right;">等</p>
(3)財源	国1/2、市町村1/2	事業主1/3、都道府県1/3、市町村1/3

104

他の社会保障制度における市町村事業の仕組み

介護保険制度	障害者自立支援法	次世代育成支援
<p>〔地域支援事業〕 (事業内容) 市町村において実施する以下の事業 1. 必須事業 ①介護予防事業 ②包括的支援事業(介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務) 2. 任意事業 ①介護給付費等費用適正化事業 ②家族介護支援事業 ③その他の事業(※各自治体の創意工夫による事業実施が可能)</p> <p>(財政支援・財源構成) 地域支援事業の実施に必要な費用について、上限額(※)の範囲内において、以下の財源構成により、関係者が負担。 ※当該市町村の介護給付費の3%以内</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>介護予防事業</p> <p>市町村 12.5%</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>包括的支援事業・任意事業</p> <p>市町村 20.9%</p> </div> </div> <p>※「1号」…65歳以上の保険料 ※「2号」…40～64歳の保険料</p>	<p>〔地域生活支援事業〕 (事業内容) 市町村において実施する以下の事業 1. 必須事業 ①相談支援事業 ②コミュニケーション支援事業 ③日常生活用具給付等事業 ④移動支援事業 ⑤地域活動支援センター機能強化事業 2. 任意事業 福祉ホーム事業などのメニュー事業のほか、各自治体の創意工夫による事業実施が可能。</p> <p>(財政支援・財源構成) 地域生活支援事業の実施に必要な費用について、一定の算定基準に基づいた額を国が補助。 具体的には、事業実績と人口による基準により、各年度の国庫予算額を配分 (国:1/2、都道府県:1/4、市町村:1/4)</p> <p>※なお、市町村による事業のほか、都道府県による事業(専門性の高い相談支援事業や研修事業等)あり。</p>	<p>〔次世代育成支援対策交付金〕 (事業内容) 市町村において実施する以下の事業 (※必須事業はなく、すべて任意。) ・乳児全戸家庭訪問事業 ・養育支援家庭訪問事業 ・ファミリー・サポート・センター事業 ・子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ) ・延長保育促進事業 等 ・その他事業(※各自治体の創意工夫による事業実施が可能。)</p> <p>(財政支援・財源構成) 市町村が地域行動計画に基づき策定した毎年度の事業計画に対し、一定の算定基準に基づいた額を国が補助するもの。 具体的には、事業量と児童人口等により、各年度の国庫予算額を配分。 ※事業毎に一定額が補助される仕組みではない。 (国:1/2、市町村:1/2)</p>

105

各種子育て支援事業の取組の現状

	《事業名》	《事業内容》	《19年度実績》	《地域における箇所数》
訪問支援	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うもの。	1,063市区町村 (平成19年度交付決定ベース)	全市区町村の 58.2%
	養育支援訪問事業	養育支援が必要な家庭に対して、訪問による育児・家事の援助や技術指導等を行うもの。	784市区町村 (平成19年度交付決定ベース)	全市区町村の 42.9%
親や子の集う場	地域子育て支援拠点事業	地域において子育て親子の交流の促進、子育て等に関する相談・援助等を行うもの。	4,409か所 (平成19年度交付決定ベース)	1小学校区当たり 0.20か所
	児童館事業	児童に対する遊びを通じた集団的・個別的指導、放課後児童の育成・指導、母親クラブ等の地域組織活動の育成、年長児童の育成・指導、子育て家庭への相談等。	4,718か所 (公営3,125か所、 民営1,593か所) (平成18年10月現在)	1小学校区当たり 0.21か所
預かり	一時預かり(一時保育)事業	保護者の疾病、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等による緊急・一時的な保育サービスを提供するもの。	7,214か所 (平成19年度交付決定ベース)	1小学校区当たり 0.32か所
	支子育て事業 短期入所生活援助(ショートステイ)事業	保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う(原則として7日以内)。	584か所 (平成19年度交付決定ベース)	1市区町村当たり 0.32か所
	支子育て事業 夜間養護等(トワイライトステイ)事業	保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かるもの。宿泊可。	301か所 (平成19年度交付決定ベース)	1市区町村当たり 0.16か所
相互援助	ファミリー・サポート・センター事業	児童の預かり等の援助を受けることを希望する者(利用会員)と、援助を行うことを希望する者(提供会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を実施するもの。	540か所 (平成19年度交付決定ベース)	1市区町村当たり 0.30か所

注: 市区町村の総数は1,827(平成19年4月1日現在)。小学校区としての国公立小学校数は22,270(文部科学省「平成20年度学校基本調査(速報)」(平成20年5月1日現在)。

各種の子育て支援事業の都道府県別・取組状況①

(平成19年度「生後4か月までの全戸訪問事業」及び「育児支援家庭訪問事業」)

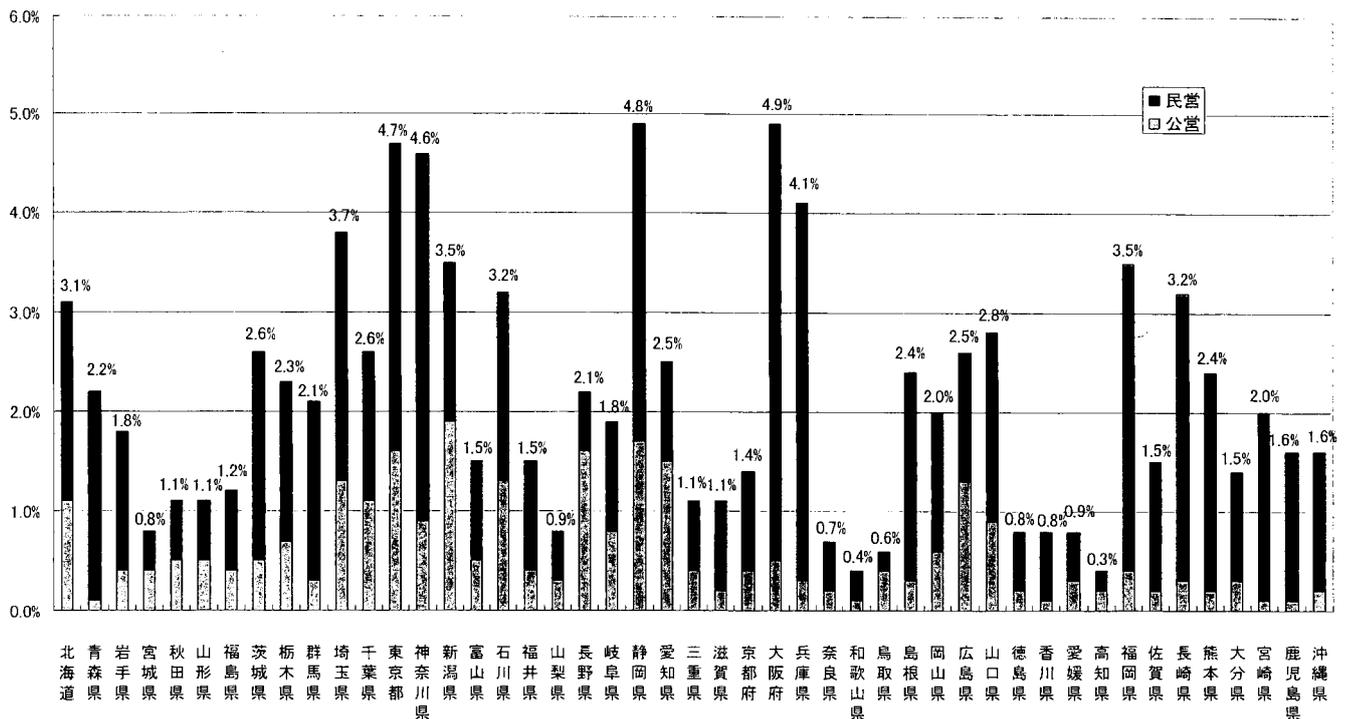
	生後4か月までの全戸訪問事業 (こんには赤ちゃん事業)		育児支援家庭訪問事業			生後4か月までの全戸訪問事業 (こんには赤ちゃん事業)		育児支援家庭訪問事業	
	実施市区町村数	実施率	実施市区町村数	実施率		実施市区町村数	実施率	実施市区町村数	実施率
北海道	103	57.2%	70	38.9%	滋賀県	18	69.2%	13	50.0%
青森県	19	47.5%	11	27.5%	京都府	16	61.5%	14	53.8%
岩手県	30	85.7%	20	57.1%	大阪府	18	41.9%	31	72.1%
宮城県	35	97.2%	31	86.1%	兵庫県	28	68.3%	23	56.1%
秋田県	13	52.0%	4	16.0%	奈良県	16	41.0%	15	38.5%
山形県	28	80.0%	20	57.1%	和歌山県	10	33.3%	6	20.0%
福島県	26	43.3%	14	23.3%	鳥取県	15	78.9%	3	15.8%
茨城県	24	54.5%	20	45.5%	島根県	17	81.0%	11	52.4%
栃木県	18	58.1%	17	54.8%	岡山県	17	63.0%	16	59.3%
群馬県	26	68.4%	15	39.5%	広島県	18	78.3%	11	47.8%
埼玉県	27	38.6%	25	35.7%	山口県	14	63.6%	10	45.5%
千葉県	27	48.2%	15	26.8%	徳島県	12	50.0%	9	37.5%
東京都	27	43.5%	42	67.7%	香川県	10	58.8%	6	35.3%
神奈川県	12	36.4%	15	45.5%	愛媛県	7	35.0%	5	25.0%
新潟県	25	71.4%	16	45.7%	高知県	19	54.3%	11	31.4%
富山県	11	73.3%	4	26.7%	福岡県	31	47.0%	31	47.0%
石川県	19	100.0%	19	100.0%	佐賀県	19	82.6%	8	34.8%
福井県	14	82.4%	6	35.3%	長崎県	21	91.3%	16	69.6%
山梨県	20	71.4%	19	67.9%	熊本県	29	60.4%	13	27.1%
長野県	47	58.0%	28	34.6%	大分県	11	61.1%	9	50.0%
岐阜県	21	50.0%	15	35.7%	宮崎県	10	33.3%	5	16.7%
静岡県	30	71.4%	18	42.9%	鹿児島県	23	46.9%	10	20.4%
愛知県	29	46.0%	35	55.6%	沖縄県	33	80.5%	17	41.5%
三重県	20	69.0%	12	41.4%	全国平均	1,063	58.2%	784	42.9%
					平成18年度	-	-	451	24.6%

※ 各都道府県には政令指定都市・中核市を含む。
 ※ 平成19年度次世代育成支援対策交付金交付決定ベース

各種の子育て支援事業の都道府県別・取組状況②

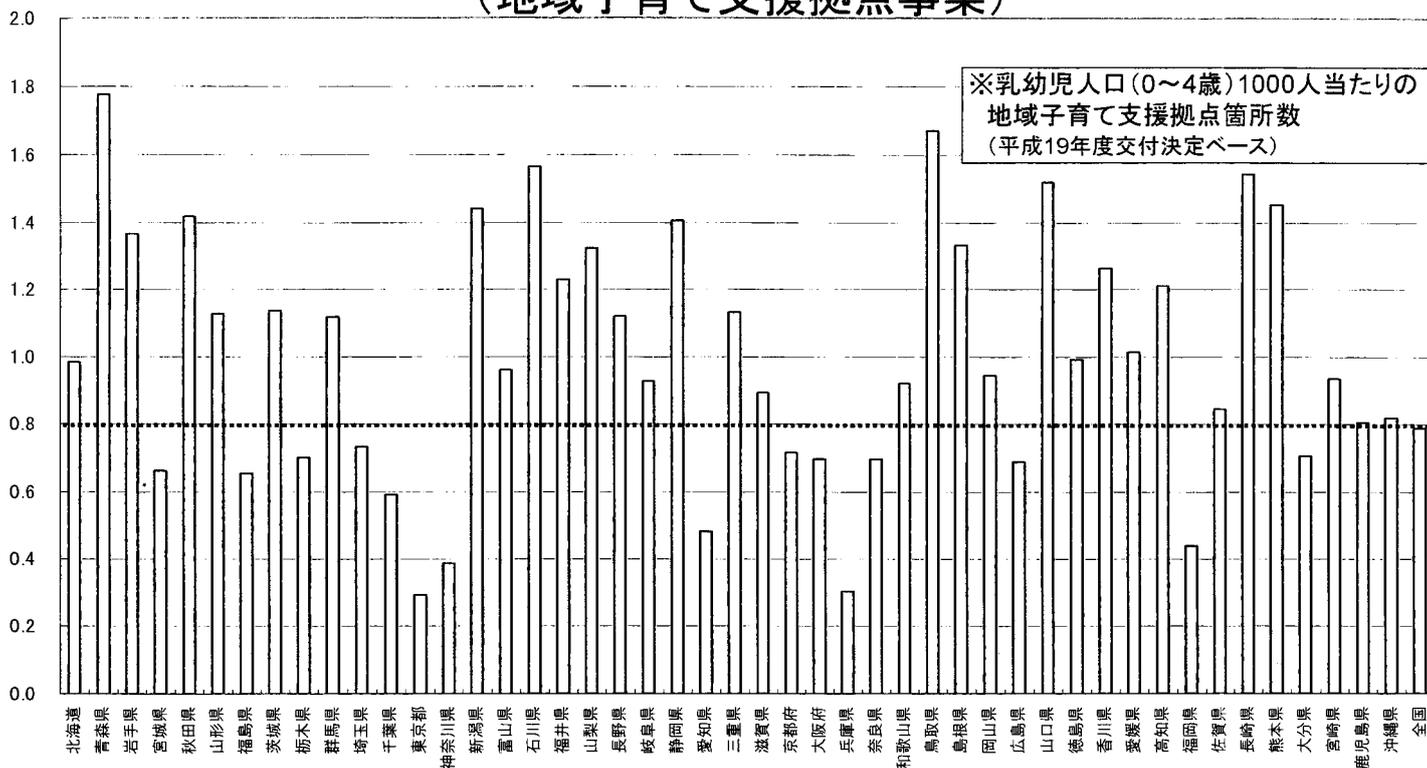
(一時預かり)

実施割合(%)



*1 実施割合は、一時保育実施保育所数(総数)に占める各都道府県の一時保育実施保育所数の割合である。(平成19年度交付決定ベース)
 *2 都道府県の実施割合は、その区域内の政令指定都市・中核市に係る実施割合を含んだものである。

各種の子育て支援事業の都道府県別・取組状況③ (地域子育て支援拠点事業)



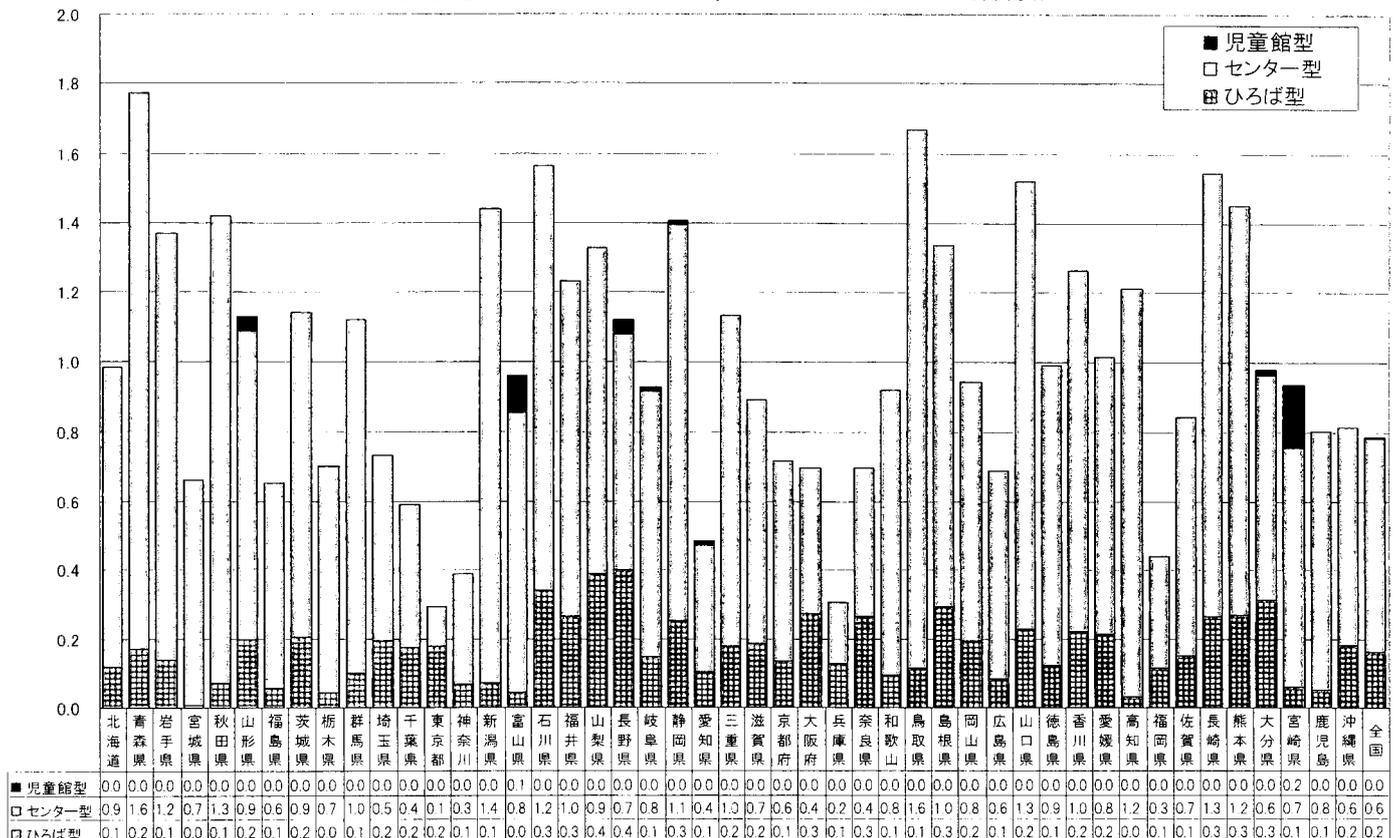
※各都道府県の乳幼児人口(0~4歳)については平成17年国政調査による。
※地域子育て支援拠点箇所数については、平成19年度交付決定ベース。

地域子育て支援拠点事業の都道府県別実施状況

	市区町村数	実施市区町村数	実施率		市区町村数	実施市区町村数	実施率
北海道	180	126	70.0%	滋賀県	26	21	80.8%
青森県	40	29	72.5%	京都府	26	25	96.2%
岩手県	35	30	85.7%	大阪府	43	41	95.3%
宮城県	36	31	86.1%	兵庫県	41	35	85.4%
秋田県	25	19	76.0%	奈良県	39	29	74.4%
山形県	35	29	82.9%	和歌山県	30	17	56.7%
福島県	59	24	40.7%	鳥取県	19	18	94.7%
茨城県	44	40	90.9%	島根県	21	18	85.7%
栃木県	31	25	80.6%	岡山県	27	21	77.8%
群馬県	38	24	63.2%	広島県	23	22	95.7%
埼玉県	70	57	81.4%	山口県	20	18	90.0%
千葉県	56	40	71.4%	徳島県	24	21	87.5%
東京都	62	37	59.7%	香川県	17	15	88.2%
神奈川県	33	24	72.7%	愛媛県	20	17	85.0%
新潟県	31	30	96.8%	高知県	34	19	55.9%
富山県	15	14	93.3%	福岡県	66	50	75.8%
石川県	19	19	100.0%	佐賀県	20	13	65.0%
福井県	17	16	94.1%	長崎県	23	19	82.6%
山梨県	28	17	60.7%	熊本県	47	40	85.1%
長野県	81	49	60.5%	大分県	18	17	94.4%
岐阜県	42	37	88.1%	宮崎県	30	20	66.7%
静岡県	38	38	100.0%	鹿児島県	45	30	66.7%
愛知県	61	53	86.9%	沖縄県	41	22	53.7%
三重県	29	26	89.7%	全国平均	1,805	1,382	76.6%

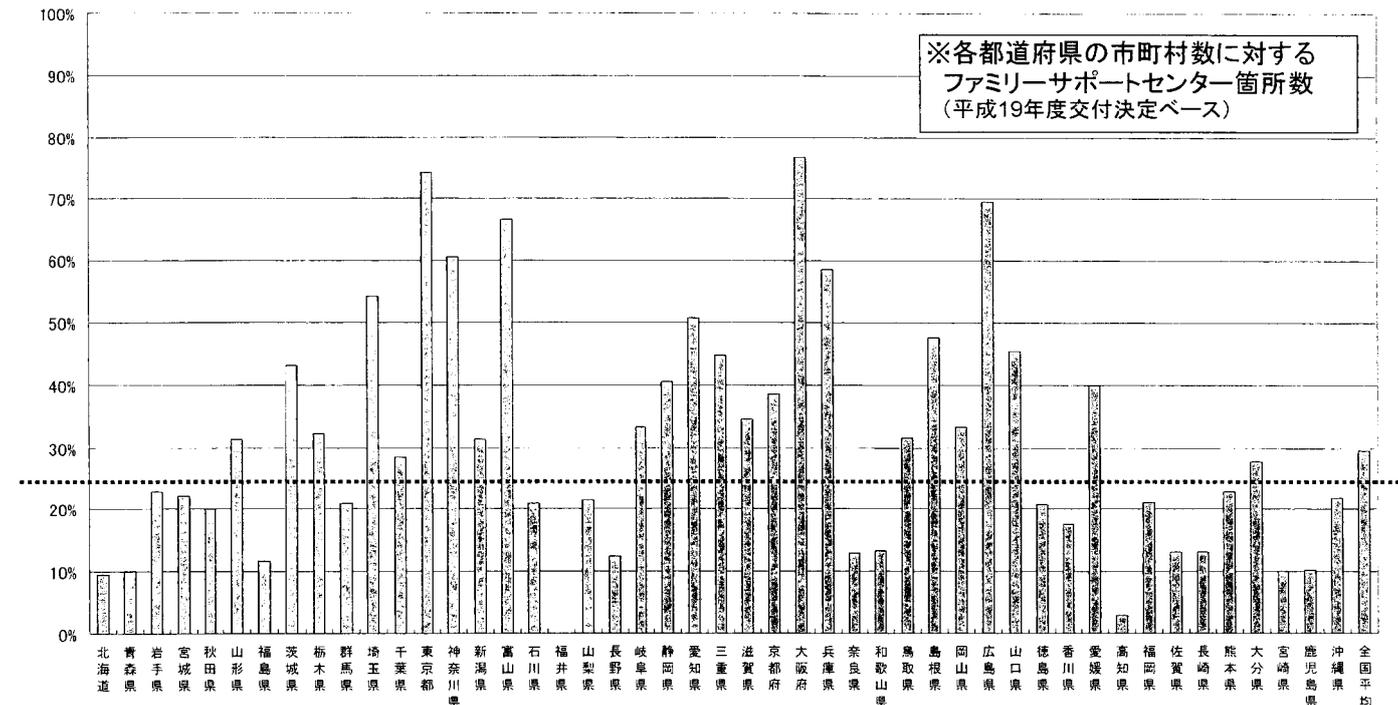
注1)市区町村数は、平成20年11月1日現在。各都道府県には政令指定都市、中核市を含む。
注2)平成19年度児童環境づくり基盤整備事業費補助金交付決定ベース

地域子育て支援拠点事業の都道府県別実施状況 (乳幼児人口(0~4歳)1,000人当たりのか所数)



注1)各都道府県の乳幼児人口(0~4歳)については、平成17年国勢調査による。
注2)地域子育て支援拠点か所数については、平成19年度児童環境づくり基盤整備事業費補助金交付決定ベース。

各種の子育て支援事業の都道府県別・取組状況③ (ファミリー・サポート・センター事業)



※各都道府県の市町村数(特別区含む)に対するファミリー・サポート・センター箇所数をグラフ化したもの。

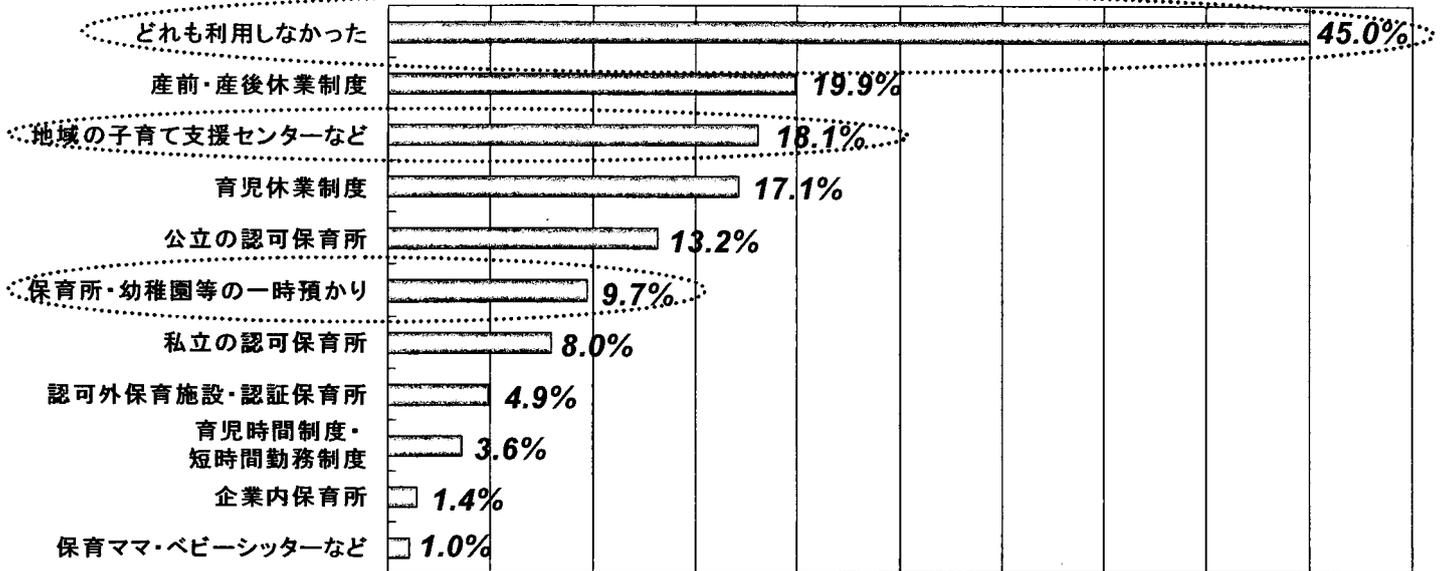
各種子育て支援サービス・制度の利用状況

○ 各種子育て支援サービス・制度の利用状況を見ると、どれも利用したことがない家庭が半数近くを占める。

○ 利用したことがある制度・サービス(1歳以上の子どもをもつ初婚どうし夫婦)

(%)

0 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50



(資料) 社会保障・人口問題研究所「第13回出生動向基本調査」における子どもの出生年が2001年以降の夫婦に係る数値を基に作成。

113

各自治体における多様な取組み(事例) ①

○ 各自治体においては、次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)や児童育成事業費によるメニュー事業のほか、多種多様な取組がなされている。

事業名	取組自治体	事業概要
地域在宅子育て支援制度「みなどっ子」	港区	妊娠時から「かかりつけ保育園」制度、一時保育体験、各種育児体験への参加、看護師、栄養士、保育士による育児相談、保育園の行事への参加、「保育園であそぼう」への参加、毎月のお便り送付などがある。
マイ保育園登録事業	石川県内市町村	妊娠中から出産後の育児不安を解消するために、身近な保育所で育児教室や育児相談を受けることができる制度。保育所は登録制になっており、「マイ保育園利用券」を使って平日午前半日保育を無料で3回受けることができる。
マイ保育園みんな子育て応援事業	石川県	子育てコーディネーターを配置し、「子育て支援プラン」を作成する。これは、介護保険のケアプランの育児版のようなもので、継続的・計画的な保育サービスの利用を促し、育児不安を解消し、子どもの発達を支援するもの。
派遣型一時保育事業	港区	保護者の傷病、入院等により、一時的に保育が必要となる子どもの自宅に保育者を派遣して保育を行う。一時保育の他、病後児保育、新生児保育もあり。
派遣型保育サービス	七尾市	市に保育ママとして登録されている子育て経験者が、子どもを預かる派遣型保育サービス。(1)産後の母親の身の回りの世話や新生児の世話(産後・安心ヘルパー派遣サービス)、(2)病気の回復期にある子どもの一時預かり(病後児童在宅保育サービス)、(3)保護者が病気の時や冠婚葬祭の時などの子どもの一時預かり(訪問型一時保育サービス)が含まれる。保育の実施場所は、保育ママの自宅もしくは子どもの自宅。

事業名	取組自治体	事業概要
協定家庭による子どもショートステイ事業	新宿区	(1)病氣や出産のため入院、(2)家族の病氣の介護、(3)冠婚葬祭、(4)事故や災害、(5)その他、家庭で養育できない事情ができた場合、0歳から小学校6年生までの子どもをショートステイ協力家庭で預かる(1日3000円、減免あり)。
すみずみ子育てサポート事業	福井県	NPO法人やシルバー人材センターなどが行う、一時預かりや家事支援等の利用料を助成。(標準利用料1時間350円)
子育て応援券	杉並区	就学前の子どものいる家庭に、一時保育や親子コンサートなど、地域の子育て支援サービスに利用できる券を配付。
子育てファミリー世帯居住支援	鹿沼市、新宿区、大原市他	転居一時金、家賃の差額及び引越費用を助成(条件あり)。
子育て世帯に適した住宅・住環境ガイドライン	愛知県	子育て世帯に適した住まいの基本的な考え方を県民・事業者に向けた住宅・住環境ガイドラインとして提示。
子育て支援マンション認定制度	豊田区	区内に供給される、ソフト・ハードの両面で子育てに配慮されたマンションを認定・支援することにより、子育てしやすい居住環境を整備。
高齢者世帯と子育て世帯の住替えモデル事業	横浜府	高齢者住み替え相談、子育て世帯への転居支援、高齢者向け優良賃貸住宅の供給を一体的に実施。
道営であえる	北海道	道営住宅について、子育て支援仕様の住空間、子育て支援サービスを一体的に整備。子どもの年齢に基づく期限付き入居を導入。

114

各自治体における多様な取組み(事例) ②

事業名	取組自治体	事業概要	事業名	取組自治体	事業概要
妊婦健康診査費用助成制度		妊婦健康診査健診費用を自治体で負担。	「子ども条例」制定に向けた子どもの参画	豊田市	子どもの権利を保障し、社会全体で子どもの育ちを支え合う地域社会を実現することを目的に制定、検討過程で、公算子ども委員、地域子ども会議(26 中学校区)、3回のハブリックコメントなどを実施。
出産費用助成		分娩や入院にかかる出産費用のうち、出産育児一時金を差し引いた金額の助成等。	子ども部会の討議による知事への提案	三重県	子どもの未来づくり審議会「子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例」に基づく設置の子ども部会で特定のテーマをもとに検討し、知事に提案。
乳幼児医療費助成		乳幼児にかかる医療費の助成	子どもを虐待から守る条例	三重県 地	条例に基づき、子育て支援指針、早期発見対応指針、保護支援指針を策定し、未然防止・早期発見・回復・再構築の支援を図る。
南科検診		乳幼児健診とあわせて、南科検診の実施。	みえ次世代育成応援ネットワーク	三重県	三重県の企業と地域の団体が連携して、子育てに優しい地域社会づくりに取り組む地域密着型子育て応援ネットワーク。マッチング機能、企画の支援などを実施。
聴覚健診	羽島市 揖保川町 也	新生児聴覚検査費の助成	子育てネットの運営・マップづくり	三重県 地	様々な子育て情報や子育て相談を行うサイトの運営や、乳幼児のいる子育て家庭を対象にした市内まちあるきマップの作成を企業やNPOと協働して実施。
フリースペース事業	世田谷区	住民との協働により、フリースペースや地域ボランティアのもと、子どもたちの好奇心を大切に、自由にやりたいことができる遊び場づくりを実施。	子育て総合支援センター事業	徳島県	市町村・NPO・子育てサークル等の子育て関係組織の取組を総合的にコーディネートすることや、人材育成、子育て支援情報の集積・発信など、子育て支援活動を支援。
おもちゃ図書館		障害のある子どもたちにおもちゃを用意し、気に入ったおもちゃを選んで遊ぶ機会を提供し、家でも遊べるよう貸し出しを行う。家族にも仲間作りや情報交換の場となっている。	子育て家庭優待事業		子育て家庭にカードを配布し、県内の協賛店舗・施設で商品の割引や優待サービスなど様々な特典が受けられる。
子育て相談室	高安市	育児相談の総合窓口を開設し、独自に養成した「子育てケアマネージャー」が子育ての悩み全般に対し、適切な支援サービスを案内。	チャイルドライン		18歳までの子どもがかけられる電話として、子どもの声に耳を傾ける場の醸成など、子どもの健全な成長のための社会基盤づくりの取組。
			父親の子育て参加促進事業	三重県 地	働き方の見直しとともに、地域や職域において父親の意識醸成や父親同士の仲間づくりを進め、子育て参加の意識を高める。
			出合いの場づくり・結婚応援事業		イベント等の開催による結婚を望む男女の出会いの機会提供や結婚相談の実施によるお相手紹介

115

社会保障国民会議 第3分科会 (持続可能な社会の構築(少子化・仕事と生活の調和)分科会) 中間とりまとめ(平成20年6月19日) (抜粋)

3. (2) 地域全体が支える、世代を超えて支える子育て支援

子育てには時間と人手がかかるが、それだけに得られる幸福感も大きい。

しかしながら、地域での子どもとのふれあいの減少などにより、親になるまでに子育てに肯定的な感情を持っていないこと、親になっても、子育てについて身近に悩みを相談する相手がいないことなどから、親が子どもとのきずなを見いだせない、子育ての負担ばかりを感じがちであるといったケースが増えてきている。子どもに関わる豊かな時間を生み出し、子どもと一緒に暮らし、子どもとともに親も成長する充実感、子育ての本当の楽しさを実感できるような子育て支援が必要とされてきている。

子育て支援は地域が支えることが重要である。町内会・自治会、NPOなどの市民団体や、企業、シニアや若者をはじめとする地域住民など、多様な主体が担い手となって、地域全体が子育てに関われるような支援、子育て家庭のリスクにもきめ細かくに対応できるような地域のネットワークが必要である。子育て支援のサービスの担い手としては、依然として行政や社会福祉協議会などの半公的な主体が大半を占めているものがあり、新規参入のNPO等が参入しづらい現状がある。このため、今後、担い手の育成という視点も含め多様な主体の参画に向けた検討がなされるべきである。地方公共団体における政策の決定過程やサービスの現場等においても、親を一方的なサービスの受け手としてではなく、相互支援や、サービスの質の向上に関する取組などに積極的に参画し得る方策を探るべきである。

また、親自身が、やがて支援側に回れるような循環を地域に生み出し、高齢者も含めた地域の力(例えば地域の「社会的祖父力・祖母力」)の活用による世代間交流などを有効に引き出すことができるよう、子育てに優しいまちづくりの視点も含めた環境づくりが必要である。多子世帯に配慮した支援なども重要である。

これからの子育て支援は、すべての家庭を対象に、子ども自身の視点に立つとともに、親の主体性とニーズを尊重し、子育てが孤立化しないように、子ども自身と親の成長に寄り添う形で支援することが重要である。

幼少期から長期的展望に立って子育てに関心を持つ、「心を育てる」取組を幅広く進めるとともに、子どもを持ち、育てる喜びを認識し、共有するための情報発信にも力を入れていくことも必要である。

現行の情報公表・情報提供の仕組み①

(認可保育所に関する情報)

- 現行制度においては、市町村に対し、認可保育所の運営状況等に関する情報提供義務が課せられている。
- また、保育所に対して、地域住民への当該保育所の保育に関する情報提供の努力義務が課せられている。

◎ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抄)

第二十四条 (略)

2~4 (略)

5 市町村は、第一項に規定する児童の保護者の保育所の選択及び保育所の適正な運営の確保に資するため、厚生労働省令の定めるところにより、その区域内における保育所の設置者、設備及び運営の状況その他の厚生労働省令の定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。

第四十八条の三 保育所は、当該保育所が主として利用される地域の住民に対してその行う保育に関し情報の提供を行い、並びにその行う保育に支障がない限りにおいて、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めなければならない。

2 (略)

◎ 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)(抄)

第二十五条 法第二十四条第五項に規定する厚生労働省令の定める事項は、次のとおりとする。

一 保育所の名称、位置及び設置者に関する事項

一の二 当該保育所が認定こども園(就学前保育等推進法第六条第二項に規定する認定こども園をいう。以下この条において同じ。)である場合にあっては、その旨

二 保育所の施設及び設備の状況に関する事項

三 次に掲げる保育所の運営の状況に関する事項

イ 保育所の入所定員、入所状況、職員の状況及び開所している時間

ロ 保育所の保育の方針

ハ 当該保育所が認定こども園である場合にあっては、就学前保育等推進法第四条第一項第三号及び第四号に掲げる子どもの数

ニ 当該保育所が私立認定保育所である場合にあっては、第二十四条の二第二項の規定により都道府県知事に届け出た選考の方法

ホ その他保育所が行う事業に関する事項

四 法第五十六条第三項の規定により徴収する額又は就学前保育等推進法第十三条第四項の規定による保育料の額に関する事項

四の二 当該保育所が認定こども園である場合にあっては、法第三十九条第一項に規定する乳児又は幼児以外の子どもに関する利用料の額

五 保育所への入所手続に関する事項

六 市町村の行う保育の実施の概況

② 法第二十四条第五項に規定する情報の提供は、地域住民が当該情報を自由に利用できるような方法で行うものとする。

117

◎ 保育所保育指針(平成20年厚生労働省告示第141号)(抄)

第一章 総則

4 保育所の社会的責任

(1) (略)

(2) 保育所は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に、当該保育所が行う保育の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

第六章 保護者に対する支援

2 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援

(1) (略)

(2) 保護者に対し、保育所における子どもの様子や日々の保育の意図などを説明し、保護者との相互理解を図るよう努めること。

現行の情報公表・情報提供の仕組み② (認可外保育施設に関する情報)

- 現行制度においては、認可外保育施設に対し、利用料、保育士等の配置数及び勤務体制、保険に関する事項等について、都道府県に対する報告を義務付けている。
- 都道府県知事は、必要と認める事項を取りまとめ、市町村長に通知するとともに、公表するものとされている。

◎ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抄)

第五十九条の二の五 第五十九条の二第一項に規定する施設の設置者は、毎年、厚生労働省令で定めるところにより、当該施設の運営の状況を都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、毎年、前項の報告に係る施設の運営の状況その他第五十九条の二第一項に規定する施設に関し児童の福祉のため必要と認める事項を取りまとめ、これを各施設の所在地の市町村長に通知するとともに、公表するものとする。

◎ 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)

第四十九条の七 法第五十九条の二の五第一項の規定による報告は、次の各号に掲げる事項を都道府県知事の定める日までに提出することにより行うものとする。

- 一 施設の名称及び所在地
- 二 設置者の氏名及び住所又は名称及び主たる事務所の所在地
- 三 建物その他の設備の規模及び構造
- 四 施設の管理者の氏名及び住所
- 五 開所している時間
- 六 提供するサービス内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- 七 報告年月日の前日において保育している乳幼児の人数
- 八 入所定員
- 九 報告年月日の前日において保育に従事している保育士その他の職員の配置数及び勤務の体制
- 十 保育士その他の職員の配置数及び勤務の体制の予定
- 十一 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- 十二 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- 十三 その他施設の管理及び運営に関する事項

119

現行の情報公表・情報提供の仕組み③ (認定こども園)

- 現行制度においては、都道府県に対し、認定こども園を利用しようとする者に対し、施設の名称・所在地等を周知する義務が課せられている。

◎ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)

(認定こども園に係る情報の提供等)

第六条 都道府県知事は、第三条第一項又は第二項の認定をしたときは、インターネットの利用、印刷物の配布その他適切な方法により、当該認定を受けた施設において提供されるサービスを利用しようとする者に対し、第四条第一項各号に掲げる事項及び教育保育概要(当該施設において行われる教育及び保育並びに子育て支援事業の概要をいう。次条第一項において同じ。)についてその周知を図るものとする。第三条第三項の規定による公示を行う場合も、同様とする。

2 (略)

(認定の申請)

第四条 前条第一項又は第二項の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、その申請に係る施設が同条第一項各号又は第二項各号に掲げる要件に適合していることを証する書類を添付して、これを都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 施設の名称及び所在地
- 三 施設において保育する児童福祉法第三十九条第一項に規定する乳児又は幼児の数(満三歳未満の者の数及び満三歳以上の者の数に区分するものとする。)
- 四 施設において保育する児童福祉法第三十九条第一項に規定する乳児又は幼児以外の子どもの数(満三歳未満の者の数及び満三歳以上の者の数に区分するものとする。)
- 五 その他文部科学省令・厚生労働省令で定める事項

2 (略)

◎ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成十八年文部科学省・厚生労働省令第3号)

(法第四条第一項第五号の文部科学省令・厚生労働省令で定める事項)

第四条 法第四条第一項第五号の文部科学省令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 認定を受ける施設について幼稚園、保育所又は児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするものの別
- 二 認定こども園の名称
- 三 認定こども園の長(認定こども園の一体的な管理運営をつかさどる者をいう。)となるべき者の氏名
- 四 教育及び保育の目標並びに主な内容
- 五 第二条各号に掲げる事業のうち認定こども園が実施するもの

120

現行の情報公表・情報提供の仕組み④ (子育て支援事業)

○ 現行制度においては、市町村に対し、子育て支援事業に関する必要な情報提供の義務が課せられている。

◎ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抄)

第二十一条の十一 市町村は、子育て支援事業に関し必要な情報の提供を行うとともに、保護者から求めがあつたときは、当該保護者の希望、その児童の養育の状況、当該児童に必要な支援の内容その他の事情を勘案し、当該保護者が最も適切な子育て支援事業の利用ができるよう、相談に応じ、必要な助言を行うものとする。

② 市町村は、前項の助言を受けた保護者から求めがあつた場合には、必要に応じて、子育て支援事業の利用についてあつせん又は調整を行うとともに、子育て支援事業を行う者に対し、当該保護者の利用の要請を行うものとする。

③ 市町村は、第一項の情報の提供、相談及び助言並びに前項のあつせん、調整及び要請の事務を当該市町村以外の者に委託することができる。

④ 子育て支援事業を行う者は、前二項の規定により行われるあつせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

◎ 保育所保育指針(平成20年厚生労働省告示第141号)(抄)

第六章 保護者に対する支援

3 地域における子育て支援

(1) 保育所は、児童福祉法第48条の3の規定に基づき、その行う保育に支障がない限りにおいて、地域の実情や当該保育所の体制等を踏まえ、次に掲げるような地域の保護者等に対する子育て支援を積極的に行うよう努めること。

ア 地域の子育ての拠点としての機能

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 地域の子育て支援に関する情報の提供

他の社会保障制度における情報提供制度の例① (医療)

医療機能情報の提供制度の創設 平成19年4月1日施行

医療機関に対し、医療機関の医療機能に関する一定の情報について、都道府県への報告を義務付け、都道府県が情報を集約してわかりやすく提供する仕組みを創設(薬局についても同様の仕組みを創設)

改正前制度

【患者が医療情報を得る手段】

- 医療機関の行う広告
- インターネット等による広報
- ※ 医療機関側による任意の情報
- 利用者に対する医療機関内の院内掲示

【見直しの視点】

- 必要な情報は一律に提供
- 情報を集約化
- 客観的な情報をわかりやすく提供
- 相談・助言機能の充実

現行制度

医療機関

医療機関の管理者に対し、医療機能に関する一定の情報について、報告を義務化

都道府県

- 集約した情報をインターネット等でわかりやすく提供
- 医療安全支援センター等による相談、助言

住民

- 「一定の情報」は医療機関でも閲覧可能
- 正確かつ適切な情報の積極的な提供を行うよう努める責務
- 患者等からの相談に適切に応ずるよう努める責務

【「一定の情報」の例】※具体的な範囲は、厚生労働省医政局内に常設する検討会で検討

- 管理・運営・サービス等に関する事項(診療科目、診療日、診療時間、病床数、外国語対応 等)
- 提供サービスや医療連携体制に関する事項(専門医[※広告可能なものに限る]、保有する設備、対応可能な疾患・治療内容、対応可能な在宅医療、セカンドオピニオン対応、地域医療連携体制等)
- 医療の実績、結果に関する事項(医療安全対策、院内感染対策、クリティカルパスの実施、診療情報管理体制、情報開示体制、治療結果に関する分析の有無、患者数、平均在院日数 等)

※死亡率など治療結果情報のアウトカム指標については、今後、データの適切な開示方法等、客観的な評価が可能となったものから順次追加予定

医療機関の医療機能に関する情報【病院】

1. 管理・運営・サービス等に関する事項		注記
(1) 基本情報		
1 病院の名称		※正式名称(フリガナ)・英語表記(ローマ字表記)
2 病院の開設者		
3 病院の管理者		
4 病院の所在地		※郵便番号・住所(フリガナ)・英語表記
5 案内用電話番号及びファクシミリ番号		
6 診療科目		※医療法施行令第3条の2に基づく診療科目名
7 診療日(診療科目別)		※表記方法は都道府県の任意
8 診療時間(診療科目別)		※表記方法は都道府県の任意
9 病床種別及び届出・許可病床数		
(2) 病院へのアクセス		
10 病院までの主な利用交通手段		※表記方法は都道府県の任意
11 病院の駐車場	有無	
	駐車台数	
	有料・無料の別	
12 案内用ホームページアドレス		
13 案内用電子メールアドレス		
14 外来受付時間(診療科目別)		※表記方法は都道府県の任意
15 予約診療の有無		※表記方法は都道府県の任意(診療科の別、初診・再診の別、予約用電話番号等)
16 時間外対応		※別表
17 面会の日及び時間帯		
(3) 院内サービス等		
18 院内処方の有無		
19 対応することができる外国語の種類		※表記方法は都道府県の任意
20 障害者に対するサービス内容		※別表
21 車椅子利用者に対するサービス内容		※別表
22 受動喫煙を防止するための措置		※別表
23 医療に関する相談に対する体制の状況	医療に関する相談窓口の設置の有無	
	相談員の人数	
24 病院内の売店又は食堂の有無		
25 入院食の提供方法		

123

(4) 費用負担等		
26 保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類		※別表
27 選定療養	「特別の療養環境の提供」に係る全病床に占める差額ベッド数及びその金額	
	「予約に基づく診察」に係る特別の料金の徴収の有無及びその金額	
	「保険医療機関が表示する診療時間以外の時間における診察」に係る特別の料金の徴収の有無及びその金額	
	「病床数が200以上の病院について受けた初診」に係る特別の料金の徴収の有無及びその金額	
	「病床数が200以上の病院について受けた再診」に係る特別の料金の徴収の有無及びその金額	
28 治験の実施の有無及び契約件数		報告を行う年度の前年度の治験実施に係る契約件数
29 クレジットカードによる料金の支払いの可否		
30 先進医療の実施の有無及び内容		※記入式(文字数等の制限可)
2. 提供サービスや医療連携体制に関する事項		
(1) 診療内容、提供保健・医療・介護サービス		
31 専門医の種類及び人数		※別表
32 保有する施設設備		※別表
33 併設している介護施設		※別表
34 対応することができる可能な疾患・治療内容		※別表
35 対応することができる短期滞在手術		※別表
36 専門外来の有無及び内容		※記入式(文字数等の制限可)
37 健康診断、健康相談の実施	健康診断実施の有無及び内容	※記入式(文字数等の制限可)
	健康相談実施の有無及び内容	※記入式(文字数等の制限可)
38 対応することができる予防接種		※別表
39 対応することができる在宅医療		※別表
40 対応することができる介護サービス		※別表
41 セカンド・オピニオンに関する状況	セカンド・オピニオンのための診療情報提供の有無	
	セカンド・オピニオンのための診療の有無及び料金	
42 地域医療連携体制	医療連携体制に対する窓口設置の有無	
	地域連携クリティカルパスの有無	
43 地域の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に対する窓口設置の有無		

3. 医療の実績、結果に関する事項		
44 病院の人員配置	医療従事者の人数	※別表
	外来患者を担当する医療従事者の人数	※別表
	入院患者を担当する医療従事者の人数	※別表
45 看護師の配置状況		※一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床別の看護配置
46 法令上の義務以外の医療安全対策	医療安全についての相談窓口設置の有無	
	医療安全管理者の配置の有無及び専任又は兼任の別	
	安全管理部門の設置の有無及び部門の構成員の職種	
47 法令上の義務以外の院内感染対策	医療事故情報収集等事業への参加の有無	
	院内感染対策を行う者の配置の有無及び専任又は兼任の別	
	院内感染対策部門の設置の有無及び部門の構成員の職種	
48 入院診療計画策定時における院内の連携体制の有無		
49 診療情報管理体制	院内での感染症の発症率に関する分析の実施の有無	
	オーダリングシステムの導入の有無及び導入状況	
	ICDコードの利用の有無	
	電子カルテシステムの導入の有無	
50 情報開示に関する窓口の有無		
51 症例検討体制	診療録管理専任従事者の有無及び人数	
	臨床病理検討会の有無	
52 治療結果情報	予後不良症例に関する院内検討体制の有無	
	死亡率、再入院率、疾患別・治療行為別の平均在院日数等治療結果に関する分析の有無	
53 患者数	死亡率、再入院率、疾患別・治療行為別の平均在院日数等治療結果に関する分析結果の提供の有無	
	病床種別ごとの患者数	前年度の1日平均患者数
	外来患者の数	前年度の1日平均患者数
54 平均在院日数	在宅患者の数	前年度の1日平均患者数
		前年度の日数
55 患者満足度調査	患者満足度調査実施の有無	
	患者満足度調査結果の提供の有無	
56 (財)日本医療機能評価機構による認定の有無		

125

他の社会保障制度における情報提供制度の例②（介護）

介護サービス情報の公表制度の主旨

【介護サービス情報の公表の制度とは】

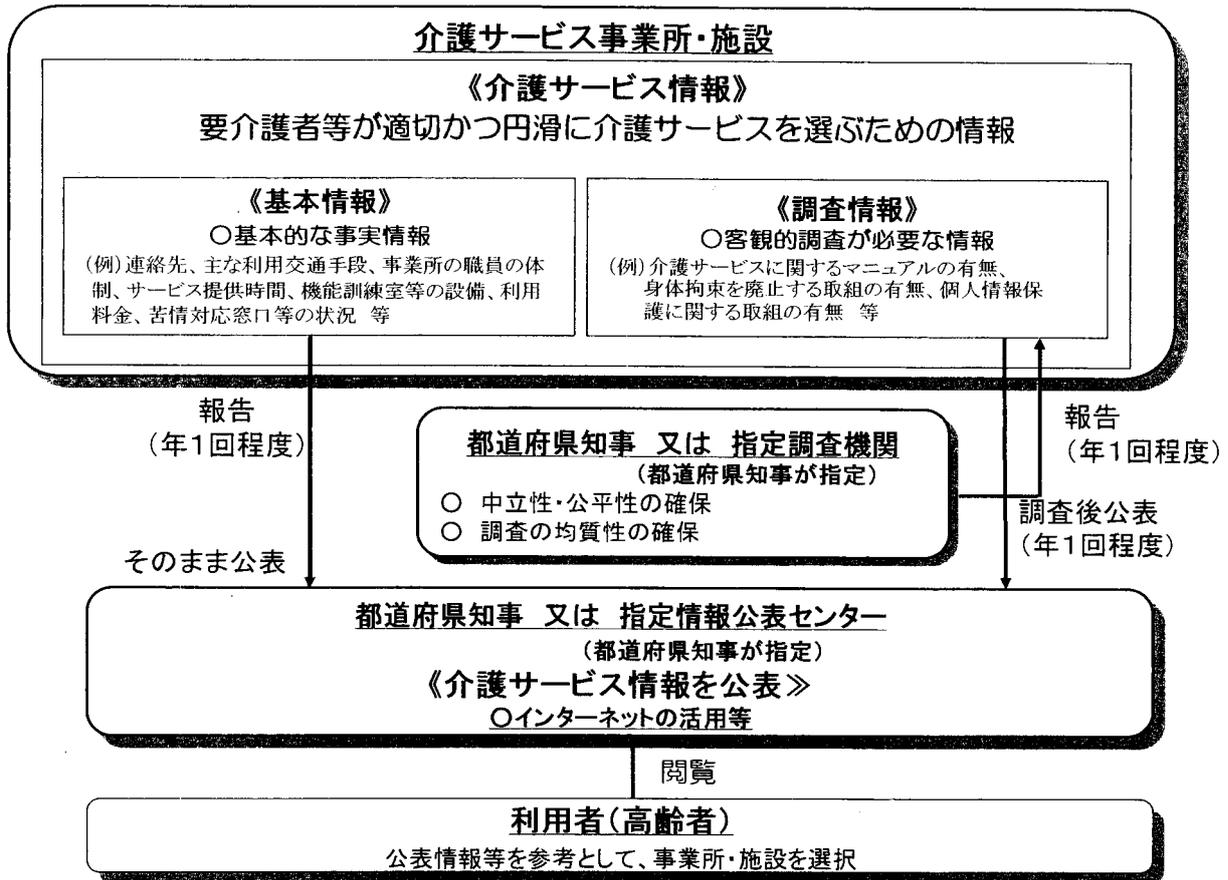
- ・ 基本的に全ての介護サービス事業所が、利用者の選択に資する情報を自ら公表し、標準化された項目についての情報を第三者が客観的に調査・確認し、定期的に公表される仕組み
- ※ 事業所の評価、格付け、画一化を目的としない。
- ※ 情報について、公平に、いつでも、誰でも閲覧可能とするため、インターネットでの情報開示を基本とする。
- ・ 利用者が介護サービス事業所を比較検討・選択することを支援
- ・ 事業者の努力が適切に評価され選択されることを支援



- ・ 利用者が介護サービス事業所に関する情報を入手し、活用することで、主体的に適切な介護サービス事業所を選択することができる。
- ・ 利用者の選択が適切に機能することで、介護サービス事業所においてはサービス改善への取組が促進され、サービスの質による競争が機能することにより、介護サービス全体の質の向上が期待される。

126

介護サービス情報の公表制度の仕組み



介護サービス情報の公表事項① 【報告事項】

- 一 事業所又は施設（以下この表において「事業所等」という。）を運営する法人又は法人でない病院、診療所若しくは薬局（以下この号において「法人等」という。）に関する事項
 - イ 法人等の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先
 - ロ 法人等の代表者の氏名及び職名
 - ハ 法人等の設立年月日
 - ニ 法人等が介護サービスを提供し、又は提供しようとする事業所等の所在地を管轄する都道府県の区域内において提供する介護サービス
 - ホ その他介護サービスの種類に応じて必要な事項
- 二 当該報告に係る介護サービスを提供し、又は提供しようとする事業所等に関する事項
 - イ 事業所等の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先
 - ロ 介護保険事業所番号
 - ハ 事業所等の管理者の氏名及び職名
 - ニ 当該報告に係る事業の開始年月日若しくは開始予定年月日又は指定若しくは許可を受けた年月日（指定又は許可の更新を受けた場合にはその直近の年月日）
 - ホ 事業所等までの主な利用交通手段
 - ヘ その他介護サービスの種類に応じて必要な事項
- 三 事業所等において介護サービスに従事する従事者（以下この号において「従業者」という。）に関する事項
 - イ 職種別の従業者の数
 - ロ 従業者の勤務形態、労働時間、従業者一人当たりの利用者、入所者又は入院患者数等
 - ハ 従業者の当該報告に係る介護サービスの業務に従事した経験年数等
 - 三 従業者の健康診断の実施状況
 - ホ その他介護サービスの種類に応じて必要な事項
- 四 介護サービスの内容に関する事項
 - イ 事業所等の運営に関する方針
 - ロ 当該報告に係る介護サービスの内容等
 - ハ 当該報告に係る介護サービスの利用者、入所者又は入院患者への提供実績
 - ニ 利用者等（利用者又はその家族をいう。以下同じ。）、入所者等（入所者又はその家族をいう。以下同じ。）又は入院患者等（入院患者又はその家族をいう。以下同じ。）からの苦情に対応する窓口等の状況
 - ホ 当該報告に係る介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応に関する事項
 - ヘ 事業所等の介護サービスの提供内容に関する特色等
 - ト 利用者等、入所者等又は入院患者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等
 - チ その他介護サービスの種類に応じて必要な事項
- 五 当該報告に係る介護サービスを利用するに当たっての利用料等に関する事項
- 六 その他都道府県知事が必要と認める事項

介護サービス情報の公表事項② 【調査事項】（抄）

第一 介護サービスの内容に関する事項

- 一 介護サービスの提供開始時における利用者等、入所者等又は入院患者等に対する説明及び契約等に当たり、利用者、入所者又は入院患者等の権利擁護等のために講じている措置
 - イ 共通事項（（3）については福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を、（4）については居宅介護支援を除く。）
 - （1） 介護サービスの提供開始時における利用者等、入所者等又は入院患者等に対する説明及び利用者等、入所者等又は入院患者等の同意の取得の状況
 - （2） 利用者等、入所者等又は入院患者等に関する情報の把握及び課題の分析の実施の状況
 - （3） 利用者、入所者又は入院患者の状態に応じた当該介護サービスに係る計画の作成及び利用者等、入所者等又は入院患者等の同意の取得の状況
 - （4） 利用者等、入所者等又は入院患者等に対する利用者、入所者又は入院患者が負担する利用料に関する説明の実施の状況
 - ロ～ニ （略）
- 二 利用者本位の介護サービスの質の確保のために講じている措置
 - イ 共通事項
 - （1） 認知症の利用者、入所者又は入院患者に対する介護サービスの質の確保のための取組の状況
 - （2） 利用者、入所者又は入院患者のプライバシーの保護のための取組の状況
 - ロ～ワ （略）
- 三 相談、苦情等の対応のために講じている措置
 - 共通事項
 - 相談、苦情等の対応のための取組の状況
- 四 介護サービスの内容の評価、改善等のために講じている措置
 - イ 共通事項（福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。）
 - （1） 介護サービスの提供状況の把握のための取組の状況
 - （2） 介護サービスに係る計画等の見直しの実施の状況
 - ロ （略）

129

五 介護サービスの質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携

- イ 共通事項
 - （（1）については訪問介護（中略）に限る。）
 - （1） 介護支援専門員等との連携の状況
 - （2） 主治の医師等との連携の状況
 - （3） 地域包括支援センターとの連携の状況
- ロ～ヌ （略）

第二 介護サービスを提供する事業所又は施設の運営状況に関する事項

- 一 適切な事業運営の確保のために講じている措置
 - 共通事項
 - （1） 従業者等に対する従業者等が守るべき倫理、法令等の周知等の実施の状況
 - （2） 計画的な事業運営のための取組の状況
 - （3） 事業運営の透明性の確保のための取組の状況
 - （4） 介護サービスの提供に当たって改善すべき課題に対する取組の状況
 - 二 事業運営を行う事業所の運営管理、業務分担、情報の共有等のために講じている措置
 - 共通事項（（3）については、訪問介護（中略）に限る。）
 - （1） 事業所又は施設における役割分担等の明確化のための取組の状況
 - （2） 介護サービスの提供のために必要な情報について従業者間で共有するための取組の状況
 - （3） 従業者からの相談に対する対応及び従業者に対する指導の実施の状況
 - 三 安全管理及び衛生管理のために講じている措置
 - 共通事項
 - 安全管理及び衛生管理のための取組の状況
 - 四 情報の管理、個人情報保護等のために講じている措置
 - 共通事項
 - （1） 個人情報の保護の確保のための取組の状況
 - （2） 介護サービスの提供記録の開示の実施の状況
 - 五 介護サービスの質の確保のために総合的に講じている措置
 - 共通事項
 - （1） 従業者等の計画的な教育、研修等の実施の状況
 - （2） 利用者等、入所者等又は入院患者等の意向等を踏まえた介護サービスの提供内容の改善の実施の状況
 - （3） 介護サービスの提供のためのマニュアル等の活用及び見直しの実施の状況

第三 都道府県知事が必要と認めた事項

130

社会福祉事業の評価に関する枠組み

○ 社会福祉事業については、社会福祉法により、サービスの質の評価を行うこと等により、良質かつ適切なサービスを提供する努力義務が課せられている。

◎ 社会福祉法(昭和26年法律第45号)(抄)

(福祉サービスの質の向上のための措置等)

第七十八条 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立つて良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

2 国は、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するために、福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならない。

131

保育所の自己評価に関する枠組み

○ 保育所については、保育所保育指針により、保育の質の向上を図るため、保育所の保育内容等について自己評価を行い、その結果を公表する努力義務が課せられている。

◎ 保育所保育指針(平成20年厚生労働省告示第141号)(抄)

第四章 保育の計画及び評価

2. 保育の内容の自己評価

(2) 保育所の自己評価

ア 保育所は、保育の質の向上を図るため、保育の計画の展開や保育士等の自己評価結果を踏まえ、当該保育所の保育の内容等について自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

イ 保育所の自己評価を行うに当たっては、次の事項に留意しなければならない。

(ア) 地域の実情や保育所の実態に即して、適切に評価の観点や項目等を設定し、全職員による共通理解を持って取り組むとともに、評価の結果を踏まえ、当該保育所の保育の内容等の改善を図ること。

(イ) 児童福祉施設最低基準第36条の趣旨を踏まえ、保育の内容等の評価に関し、保護者及び地域住民等の意見を聴くことが望ましいこと。

132

「福祉サービス第三者評価事業」の概要

1. 福祉サービス第三者評価事業の趣旨・目的

○ 意義

事業者の提供するサービスの質を当事者以外の公正・中立な第三者評価機関が専門的かつ客観的な立場から評価する事業。

○ 目的

個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけること。また、福祉サービス第三者評価を受けた結果が公表されることにより、結果として利用者の適切なサービス選択に資するための情報となること。

2. 福祉サービス第三者評価事業の推進方策

○ 指針の策定

福祉サービス第三者評価事業の普及・促進を図るため「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」を发出。（平成16年5月7日）

さらにガイドラインを元に、サービス分野別のガイドラインを検討し、順次通知として发出。

○ 推進体制

【全国の推進組織】

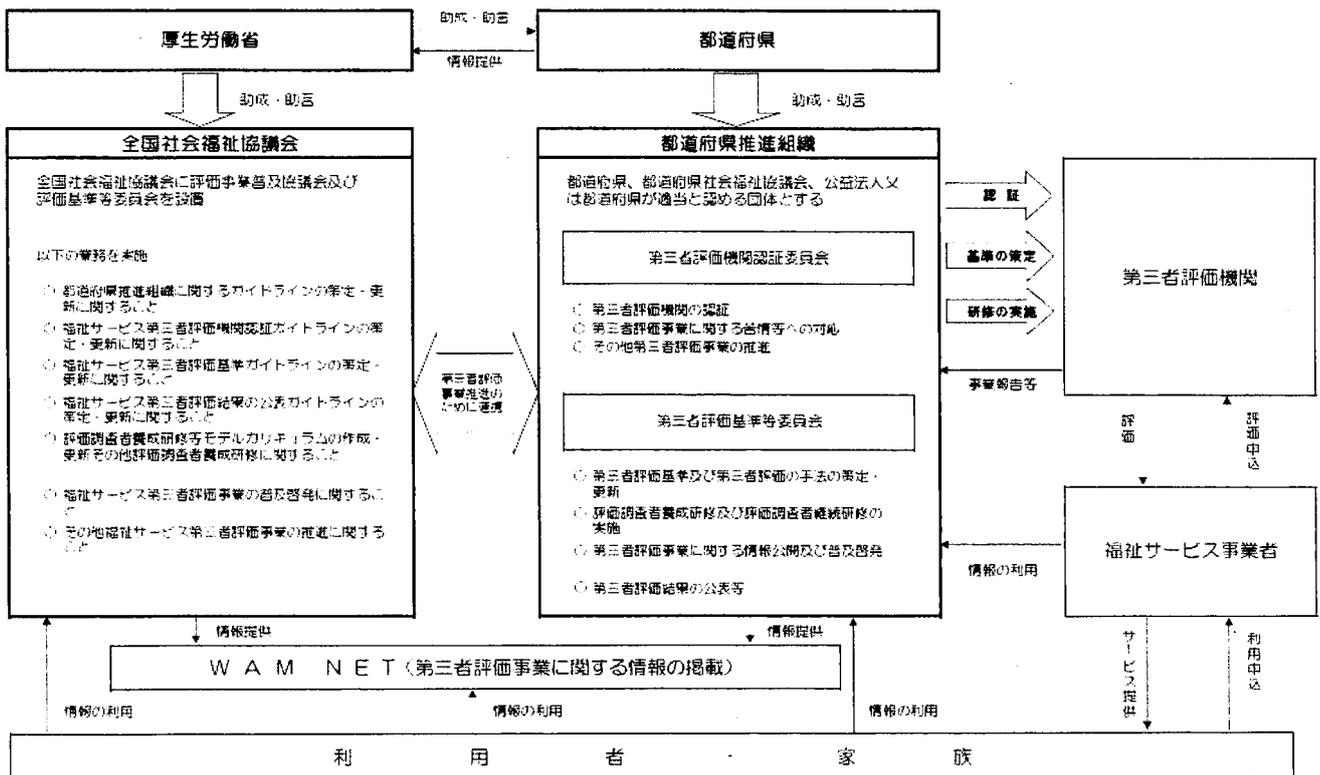
全国社会福祉協議会が、評価事業普及協議会・評価基準等委員会を設置し、福祉サービス第三者評価事業の推進及び都道府県推進組織に対する支援を行う。

【都道府県の推進組織】

都道府県推進組織が、第三者評価機関認証委員会・第三者評価基準等委員会を設置し、第三者評価機関の認証、第三者評価基準の策定、第三者評価基準結果の公表等を行う。

133

「福祉サービス第三者評価事業」の推進体制



「福祉サービス第三者評価事業」の 保育所における受審の状況

	受審件数			受審率		
	H17年度	H18年度	H19年度	H17年度	H18年度	H19年度
社会福祉施設等	1,766	2,155	3,048	1.87%	2.24%	3.17%
うち保育所	529	650	977	2.34%	2.86%	4.28%

※ 受審率について、各年10月1日時点の施設数を基に算出(平成19年度は集計中のため、平成18年度の施設数を使用。)

135

次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方(抜粋) (平成20年5月20日社会保障審議会少子化対策特別部会)

2 サービスの量的拡大

(1) 「質」が確保された「量」の拡充

- 次世代育成支援に対する財政投入全体の規模の拡充が必要であるが、緊急性の高さや実施や普及に時間がかかることを考慮し、とりわけサービス(現物給付)の拡充に優先的に取り組む必要がある。

6 すべての子育て家庭に対する支援等

- 育児休業の取得促進には育児休業給付が重要であるなど、現金給付についても議論が必要である。

社会保障国民会議 最終報告(抜粋)

(平成20年11月4日社会保障国民会議)

3 中間報告後の議論

(5) 新たな制度体系構築に向けた基本的視点

③ 国民負担についての合意形成

少子化対策は社会保障制度全体の持続可能性の根幹にかかわる政策であり、その位置づけを明確にした上で、効果的な財源投入を行うことが必要。

国民の希望する結婚、出産・子育てを実現した場合の社会的コストの追加所要額は、昨年末、「子どもと家族を応援する日本“重点戦略”」において、1.5兆円～2.4兆円と推計されているところ。

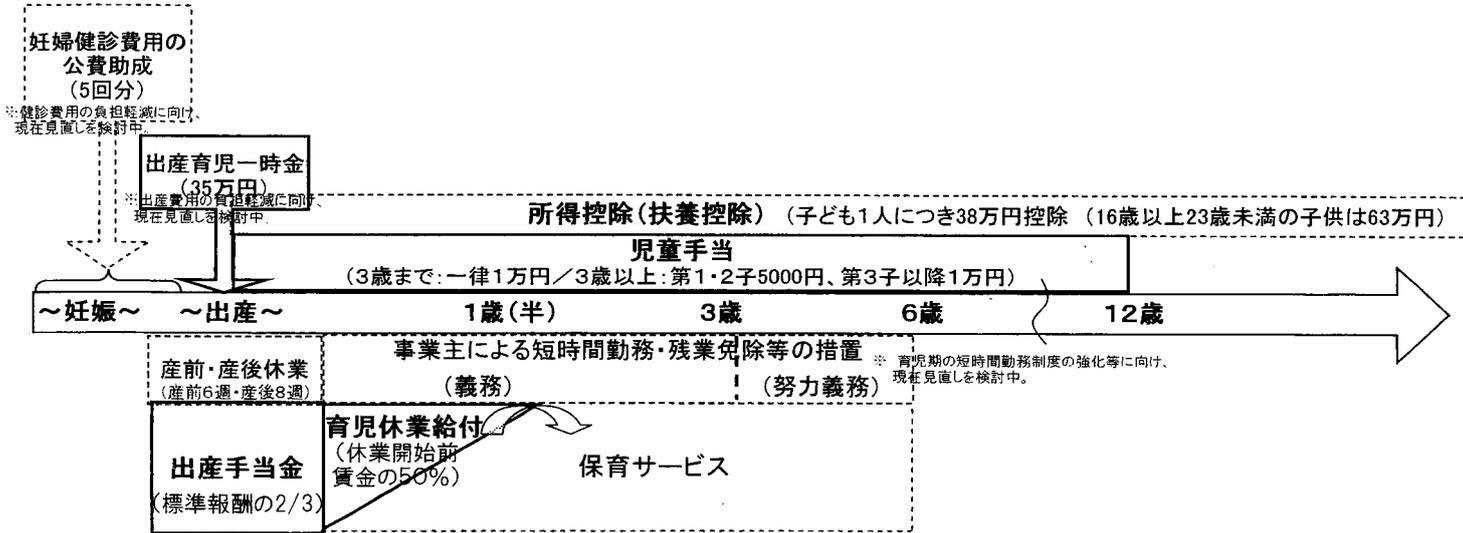
また、同試算には含まれていないが、施設整備やサービスの質の維持・向上のためのコスト、社会的養護など特別な支援を必要とする子ども達に対するサービスの充実に要するコスト、さらには児童手当をはじめとする子育てに関する経済的支援の充実に、緊急性の高い保育をはじめとするサービスの充実に優先の必要性にも留意しつつ併せて検討すべき。

少子化対策は「未来への投資」として、国、地方公共団体、事業主、国民が、それぞれの役割に応じ、費用を負担していくよう、合意形成が必要。

136

妊娠・出産・子育てに関連した経済的支援

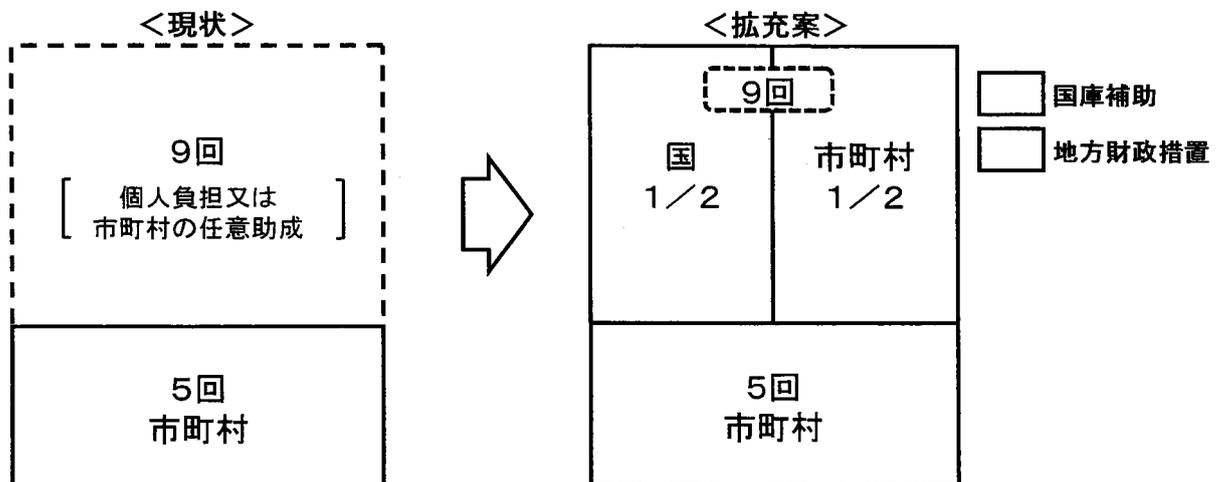
- 妊娠・出産・子育てに関連した経済的支援としては、
 - ・ 「出産育児一時金」… 出産費用の負担軽減
 - ・ 「出産手当金」「育児休業給付」… 産前産後休業・育児休業中の所得保障
 - ・ 「児童手当」… 児童を養育する者に対する手当
 が主なものとなっている。
- 育児休業(給付)や短時間勤務等の措置は、保育サービスと必要性・量等の面において表裏の関係にある。



妊婦健診の公費負担の拡充について

内容

- 妊婦が、健診費用の心配をせずに、必要な回数(14回程度)の妊婦健診を受けられるよう、公費負担を拡充。
- 現在、地方財政措置されていない残りの9回分について、平成22年度までの間、国庫補助(1/2)と地方財政措置(1/2)により支援。



子育てしながら働くことが普通にできる社会の実現に向けて (今後の仕事と家庭の両立支援に関する研究会報告書 平成20年7月1日)

仕事と家庭の両立の現状

○就労している女性の約7割が第1子出産を機に退職

※女性の育児休業取得率は7割超

※「仕事を続けたかったが仕事と子育ての両立の難しさで辞めた」女性労働者が多い。

○育児休業後に両立を続けられる見通しが立たない

○男性の育児へのかかわりが十分とはいえない

※休業取得率は0.50%に過ぎない。一方、育児休業を取得したいと考えている男性労働者は約3割

○男性の家事・育児分担の度合いが低いため、妻の子育て不安が大きく、少子化の一因となっている

※男性の家事・育児分担の度合いが高いと、妻の出産意欲が高い

○父母と子どもとの時間が十分にとれない

○家族の介護等のために5年間で約45万人が離転職

○要介護者を日常的に介護する期間に、年休・欠勤等で対応している労働者も多い

現行の育児・介護休業法では十分に対応できていない。(長期の休業(1歳までの育児休業や93日間の介護休業)が制度のコア)

今後の両立支援の基本的な考え方

○育児休業からの復帰後も継続就業しながら子育ての時間確保ができる働き方の実現

＝保育所への送り迎えが余裕を持ってできる

※育児のための短時間勤務の導入企業は約3割

○全ての企業の労働者が育児期に短時間勤務が選べるようにする必要

○父親も子育てにかかわることができる働き方の実現

○父親の育児休業取得などの育児参加を促進する必要

○労働者の子育て・介護の状況に応じた両立支援制度の整備

○労働者の子育て・介護の状況はさまざまであり、状況に応じた利用しやすい制度とする必要

子育てや介護をしながら働くことが普通にできる社会への転換

父母と子が接する時間も多く取れるようになる。

139

各論

①育児休業後も継続就業しながら子育ての時間確保ができる働き方の実現

(短時間勤務及び所定外労働免除)

○父親と母親が保育所への送り迎えを余裕を持ってでき、子育ての時間確保ができるなど、育児休業を取得した後の働き方を見通すことができるよう、柔軟な働き方を選べる雇用環境を整備していくことが重要。

○子を養育する労働者からの希望が高く、子育ての時間確保を容易にすることができる短時間勤務と所定外労働の免除について、3歳に達するまでの子を養育する労働者に関しては、原則としてどの企業においても、労働者が選択できる制度とすることが必要。

(在宅勤務)

○在宅勤務制度(テレワーク)を子育てや介護と仕事の両立に資する制度として、勤務時間短縮等の措置の一つとして位置づけるべき。

(子の看護休暇)

○年5日の看護休暇を子どもの人数に応じた制度とするべき。

②父親も子育てにかかわることができる働き方の実現

(労使協定による育児休業取得除外規定の見直し)

○専業主婦の方が子育てへの不安感を抱えていることが多いこと等も踏まえ、配偶者が専業主婦(夫)等であっても、夫(妻)が育児休業を取得できる中立的な制度にするべき。

(出産後8週間の父親の育休取得促進)

○出産後8週間の時期の父親の育児休業を「パパ休暇」として取得を促進し、この間に取得した場合には再度の育児休業の取得を認めるべき。

(父母ともに育児休業を取得した場合の育休期間の延長)

○父母がともに育児休業を取得する場合に、休業期間を現行よりも延長できるようなメリット(「パパ・ママ育休プラス(育休プラス)」)を設けるべき。

(期間は、ドイツ、スウェーデンの例等を踏まえ、2か月程度)

④両立支援制度の実効性の確保

(不利益取扱い)

○短時間勤務等の申出等を理由とする不利益取扱いについて、基準を明確化することを検討するべき。

(苦情・紛争の解決の仕組みの創設)

○育児休業の申出等に係る不利益取扱い等について「調停制度」等による紛争解決援助の仕組みを検討するべき。

(広報・周知・指導等)

○制度の周知徹底を図るとともに、父親の子育て参加、育児休業取得に関し、社会的なムーブメントを起こしていくような広報活動等について検討するべき。

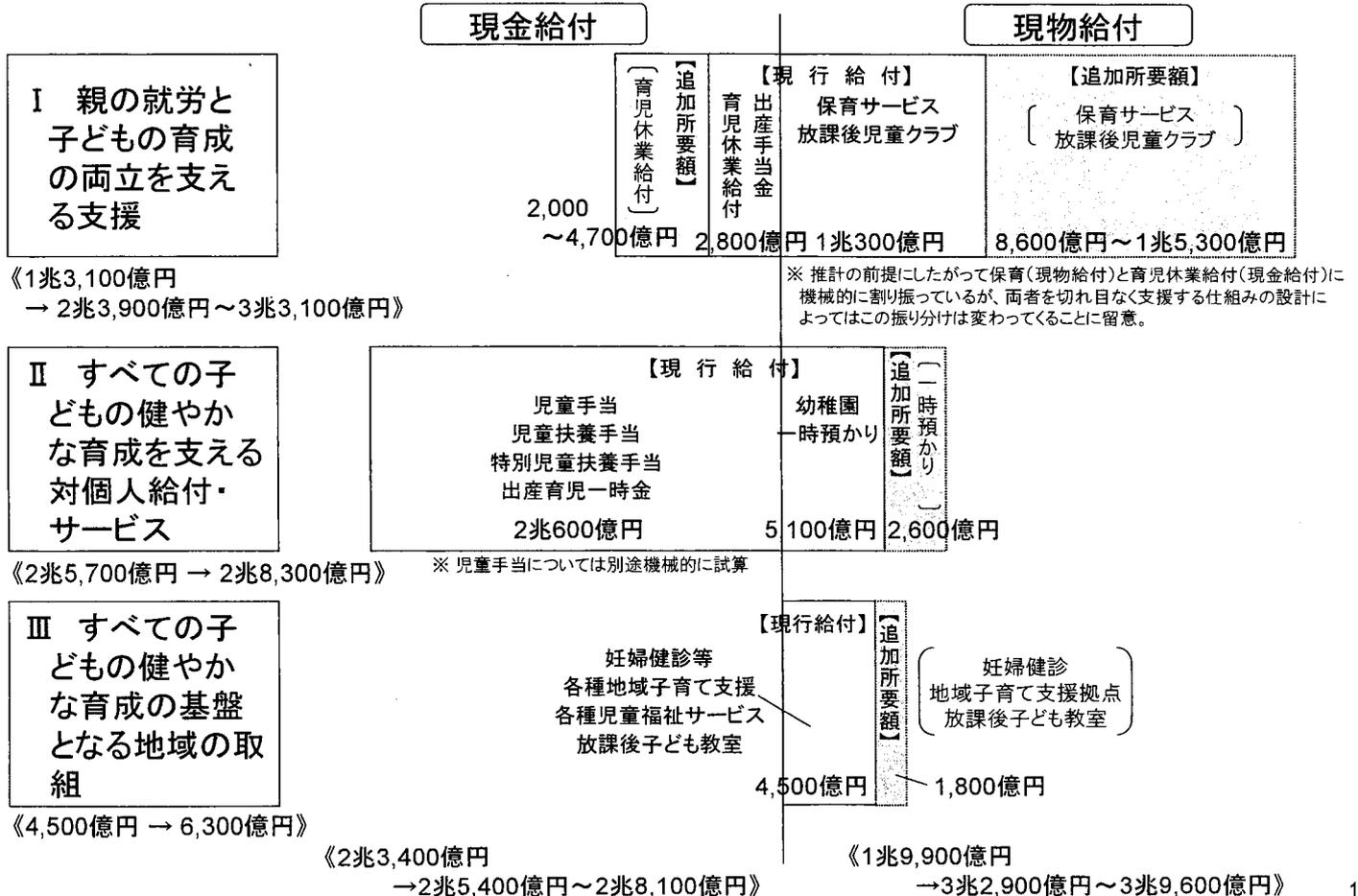
140

主要国の児童手当、税制による子育て支援の比較

	イギリス	スウェーデン	ドイツ	フランス	アメリカ	日本	
児童手当	支給対象	・16歳未満の児童(全日制教育又は無報酬の就労訓練を受けている場合は20歳未満) ・第1子から	・18歳未満の児童(多子割増手当については16歳以上20歳未満の学生も支給対象) ・第1子から	・18歳未満の児童(失業者は21歳未満、学生は27歳未満) ・第1子から	・20歳未満の児童 ・第2子から	・小学校修了までの児童 ・第1子から	
	支給月額(2007年)	・第1子 週€18.10(月額換算約1.7万円) ・第2子以降 週€12.10(月額換算約1.2万円)	・子1人当たり SEK1,050(約1.7万円) ・多子割増手当 2人 SEK100(約0.2万円) 3人 SEK454(約0.7万円) 4人 SEK1,314(約2.1万円) 5人 SEK2,363(約3.8万円)	・第3子まで 154€(約2.3万円) ・第4子以降 179€(約2.7万円)	・第2子 119.13€(約1.8万円)、第3子以降 152.62€(約2.3万円) ・11歳以上の児童には加算(11~15歳33.51€(約0.5万円)、16歳以上59.57€(約0.9万円))	制度なし	3歳まで 月10,000円 3歳~小学校卒業 ・第2子まで月5,000円 ・第3子以降月10,000円
	所得制限	なし	なし	なし(ただし、所得が大きい場合には税の控除が適用)	なし	なし	非被用者780万円未満、被用者860万円未満(夫婦、子2人の世帯)
	財源	・全額国庫負担	・全額国庫負担	・全額公費負担(連邦政府74%、州政府及び自治体26%)	・事業主拠出金(拠出金率5.4%)と一般福祉税(CSG、年金や医療保険充当金を合わせ税率7.5%)	・国、地方公共団体及び事業主拠出金(拠出金率0.13%)	
税制	とられている措置	・児童税額控除制度 児童手当の支給対象となる子どもを養育する家庭に対し、最大、1家庭当たり€545(12.0万円)及び児童一人当たり€1,845(40.6万円)を税額控除(所得額が増加すると控除額は減少し、€58,000(約1,276万円)を超えると適用がなくなる。)	なし	・児童扶養控除 扶養する児童1人当たり5,808€(約86.5万円)の所得控除(両親がいる場合)。児童手当よりも控除税額が大きくなる場合に適用。(児童手当は一旦全員に支給され、児童扶養控除の適用については税の申告時に精算される。)	・n分n乗方式により、子どもの多い世帯ほど税負担が軽減(1946年より導入)	・児童税控除 17歳以下の扶養児童1人当たり1,000\$ (約11.7万円)の税額控除(夫婦の所得が110,000\$ (約1,287万円)までの世帯、それ以上の場合は控除額が所得に応じて減額) ・扶養家族課税控除 扶養家族1人当たり3,100\$ (約36万円)の所得控除 (児童税控除は2002年までは500\$であったが、2003年に1,000\$に引き上げられ、2004年に適用期限が2010年まで延長された。)	・扶養控除 扶養家族1人当たり38万円(所得税)、33万円(住民税)が所得控除。(16~23歳の扶養家族については25万円控除額が割増し)
	児童手当と税制上の関係、経緯	・1975年に児童手当と児童扶養控除を一元化し、児童手当を第1子から支給(以前は第2子から) ・その後、新たに児童税額控除制度が創設(児童手当制度と併存)	・1948年にそれまでの児童扶養控除を廃止し、児童手当制度を創設(児童手当制度に一本化)	・1995年に児童手当と児童扶養控除の選択制を導入、額も引上げ ・かつて、1975年に児童扶養控除を廃止し、児童手当を第1子から支給(以前は第2子から)したが、1983年に児童扶養控除が復活	・n分n乗方式は、1946年に財政法により導入(家族手当制度と併存)		・児童手当制度と扶養控除制度は併存

(注)換算レートは、1ドル(\$)=117円、1ユーロ(€)=149円、1ポンド(£)=220円、1スウェーデンクローネ(SEK)=16円(平成19年1~6月の基準外国為替相場及び裁定外国為替相場)141

次世代育成支援の社会的コストの推計(給付の種類及び現金給付・現物給付別分類)



支給額、支給対象年齢について各種の前提をおいた児童手当給付額の機械的試算

(支給対象年齢の児童に対する支給率をおおむね90%として試算)

		支 給 額			
		現行 (第1子、第2子 5,000円 第3子以降 10,000円 3歳未満児 一律10,000円)	一律1万円	一律2万円	一律3万円
支給対象年齢	(現行) 小学校卒業まで	1兆500億円	1兆5,400億円 《+4,900億円》	3兆800億円 《+2兆300億円》	4兆6,200億円 《+3兆5,700億円》
	中学校卒業まで	1兆2,700億円 《+2,200億円》	1兆9,300億円 《+8,800億円》	3兆8,500億円 《+2兆8,000億円》	5兆7,800億円 《+4兆7,300億円》

(参考 — 支給対象年齢の児童全員に支給した場合)

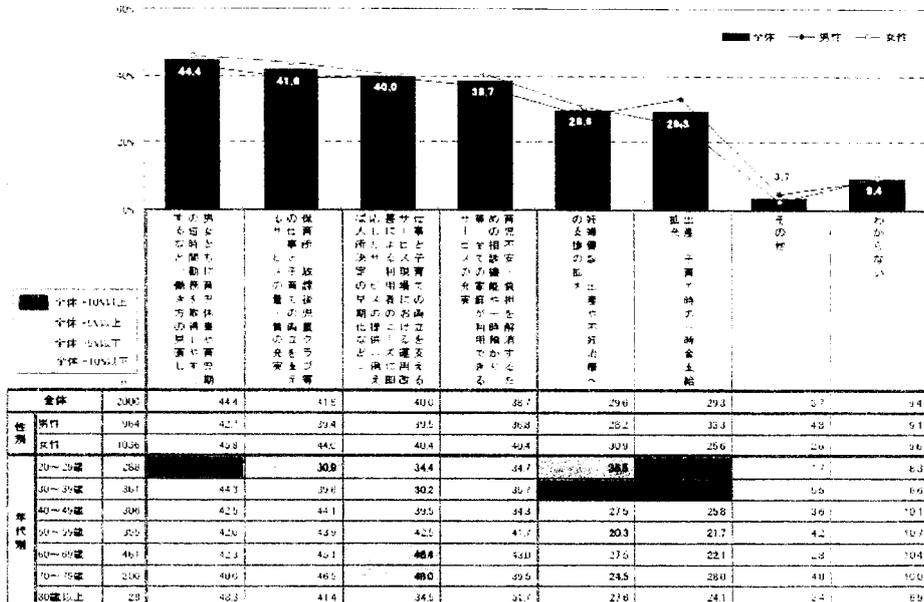
支給対象年齢	(現行) 小学校卒業まで	1兆1,600億円 《+1,100億円》	1兆7,100億円 《+6,600億円》	3兆4,200億円 《+2兆3,700億円》	5兆1,400億円 《+4兆900億円》
	中学校卒業まで	1兆4,000億円 《+3,500億円》	2兆1,500億円 《+1兆1,000億円》	4兆2,900億円 《+3兆2,400億円》	6兆4,400億円 《+5兆3,900億円》

143

6-4. 少子化対策に関する優先課題 性別/年代別

- 少子化対策(子育て支援)に関して優先的に対処すべき課題を確認したところ、「育児休業や育児期の短時間勤務を取得しやすくする」(44%)、「仕事と子育ての両立を支えるサービスの量・質の充実」(42%)、「利用者ニーズに即応したサービスの提供」(40%)が多く挙げられており、仕事と子育ての両立を支援するサービスの充実を求める人が多い様子。
- 性別でみると、多くの分野で女性の関心の高さが伺われるが、「出産・子育て時の一時金支給拡充」を優先すべきと考える人は女性より男性が多い。
- 20代、30代では「出産・子育て時の一時金支給拡充」「妊婦健診・出産や不妊治療への支援の拡大」を支持する割合が、他世代と比べると高い。

少子化対策について(3つまで回答可) <性別/年代別>



20

次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方(抜粋)

(平成20年5月20日社会保障審議会少子化対策特別部会)

4 財源・費用負担

(1) 社会全体による費用負担

- 次世代育成支援は、「現在の子育て家庭に対する福祉」としての側面のみならず、将来の我が国の担い手の育成を通じた社会経済の発展の礎(未来への投資)という側面や、仕事と子育ての両立支援としての側面を有し、我が国の重要な政策課題である。新制度体系において必要な費用負担のあり方を考えるに際しては、次世代育成支援が、こうした側面を有することを踏まえ、1(3)に示す基本認識の下、社会全体で重層的に支え合う仕組みが求められる。
- また、次世代育成支援に関する給付・サービスの目的や受益とそれらに対する費用負担のあり方が連動すべきものであることを踏まえ、国・地方自治体・事業者・個人が、それぞれの役割に応じどのように費用を負担していくか、さらに踏み込んだ議論が必要である。

(2) 地方財政への配慮

- 保育所をはじめ子育て支援サービスの主たる実施主体である市町村の厳しい財政事情に配慮し、新制度体系への地方負担について財源の確保を図るなどにより、サービス水準を維持・向上させていくことを検討する必要がある。
- その際、地域特性に応じた柔軟な取組を最大限尊重しつつ、不適切な地域差が生じないような仕組みを考える必要がある。
- 公立保育所の一般財源化による影響を踏まえた議論が必要である。

(3) 事業者の費用負担

- 事業者の費用負担を考えるに際しては、次世代育成支援の現在の労働者の両立支援としての側面、将来の労働力の育成の基礎としての側面などを考慮するとともに、働き方と関連の深いサービスなど、個別の給付・サービスの目的・性格も考慮すべきである。

(4) 利用者負担

- 利用者負担について、給付費に対する負担水準をどうするか、その設定方法をどうするか等は重要な課題であり、低所得層が安心して利用できるようにすることに配慮しつつ、今後、具体的な議論が必要である。

(5) その他

- また、給付に対する社会全体(国・地方自治体・事業者・個人)の重層的負担、利用者負担に加え、多様な主体による寄付の促進方策についても検討すべきである。

145

社会保障国民会議 最終報告(抜粋)

(平成20年11月4日社会保障国民会議)

3 中間報告後の議論

(5) 新たな制度体系構築に向けた基本的視点

③ 国民負担についての合意形成

少子化対策は社会保障制度全体の持続可能性の根幹にかかわる政策であり、その位置付けを明確にした上で、効果的な財源投入を行うことが必要。

国民の希望する結婚、出産・子育てを実現した場合の社会的コストの追加所要額は、昨年末、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略会議報告において、1.5兆円～2.4兆円と推計されているところ。

また、同試算には含まれていないが、施設整備やサービスの質の維持・向上のためのコスト、社会的養護など特別な支援を必要とする子ども達に対するサービスの充実に必要なコスト、さらには児童手当をはじめとする子育てに関する経済的支援の充実も、緊急性の高い保育をはじめとするサービスの充実の優先の必要性にも留意しつつ併せて検討すべき。

少子化対策は「未来への投資」として、国、地方公共団体、事業者、国民が、それぞれの役割に応じ、費用を負担していくよう、合意形成が必要。

4 社会保障の機能強化に向けて

(中略)

また、制度に基づく給付・サービス以外に、国のみならず、地方自治体が様々な形で提供する社会保障に関わる給付・サービスがある。地方分権、地域住民のニーズを踏まえた地域の実態に即したサービスの実施という観点からは、このような施策にかかる財源の確保をどのように考えていくかも大きな課題となる。

言うまでもなく、私たちの社会保障を守り、将来世代に負担を付け回することなく、信頼できる制度として次の世代に引き継いでいくためには、現在の社会に生きている我々国民がみな、年齢にかかわらず能力に応じた応分の負担に応じなければならない。

社会保障制度を将来にわたって持続可能なものとし、同時に必要な機能の強化を実現していくために、今回のシミュレーションの対象でない障害者福祉等を含め、あるべき給付・サービスの姿を示し、それを実現していくための改革の全体像を明らかにしながら、必要な財源を安定的に確保していくための改革に真剣に取り組むべき時期が到来している。

速やかに社会保障に対する国・地方を通じた安定的財源確保のための改革の道筋を示し、国民の理解を得ながら具体的な取組に着手すべきである。

146

社会保障の機能強化のための追加所要額(試算)
 (社会保障国民会議及び「子どもと家族を応援する日本」重点戦略に基づく整理)

※下記の追加所要額に加え、基礎年金に係る国庫負担割合の2分の1への引上げ分(消費税率換算1%程度(2009年度で2.3兆円))が必要となる。

	改革の方向性 (新たな施策)	2025年度	
		必要額 (公費ベース)	消費税率換算
基礎年金	○税方式を前提とする場合	約15～31兆円	3 1/2～8%程度
	○社会保険方式を前提とする場合 低年金・無年金者対策の強化 ・最低保障機能の強化 ・基礎年金額の改善 ・受給権確保に係る措置の強化 (免除の活用、厚生年金適用拡大、強制徴収) 等	約2.9兆円	1%弱
医療・介護	医療・介護の充実強化と効率化を同時に実施 急性期医療の充実強化、重点化、在院日数の短縮化 (スタッフの充実等) 機能分化・機能連携による早期社会復帰等の実現 (地域包括ケア、訪問介護・訪問看護・訪問診療の充実等) 在宅医療・介護の場の整備とサービスの充実 (グループホーム、小規模多機能サービスの充実等) 等	約14兆円	4%弱
少子化対策	親の就労と子どもの育成の両立を支える支援 (3歳未満児の保育サービスの利用率 20%→38～44%) (学齢期(小1～3年生)の放課後児童クラブ利用率 19%→60%) (出産前後に希望どおりに継続就業でき、育児休業を取得 (第1子出産前後の継続就業率38%→55%)) すべての子どもの健やかな育成の基盤となる地域の取組 (望ましい受診回数(14回)を確保するための妊婦健診の支援の充実) 等	約1.6～2.5兆円	0.4～0.6%程度
合計	○税方式を前提とする場合	約31～48兆円	8～12%程度
	○社会保険方式を前提とする場合	約19～20兆円	5%程度
社会保障の機能強化に加え基礎年金の国庫負担割合引上げ分を加味	○税方式を前提とする場合		9～13%程度
	○社会保険方式を前提とする場合		6%程度

(注1)「社会保障国民会議における検討に資するために行う公的年金制度に関する定量的なシミュレーション」、「社会保障国民会議における検討に資するために行う医療・介護費用のシミュレーション(B2シナリオ)」等に基づく。経済前提は「ケースⅡ-1(医療の伸びはケース①)」を用いた。

(注2)少子化対策に係る追加費用については、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略において示した次世代育成支援の社会的コストの推計を基に、現行の関連する制度の公費負担割合を当てはめて算出した。なお、ここには児童手当等の経済的支援の拡充に要する費用は計上していない。

仕事と生活の調和の実現と希望する結婚や出産・子育ての実現を支える給付・サービスの社会的なコストの推計

児童・家族関連社会支出額(19年度推計)
約4兆3,300億円
(対GDP比0.83% 欧州諸国では2～3%)



推計追加所要額 1.5～2.4兆円
(Ⅰ 約1兆800億円～2兆円 Ⅱ 2,600億円 Ⅲ 1,800億円)

I 親の就労と子どもの育成の両立を支える支援

関連社会支出額(19年度推計) 約1兆3,100億円 → 追加的に必要となる社会的コスト +1兆800億円～2兆円

○ 未就学児のいる就業希望の親を育児休業制度と保育制度で切れ目なく支援(特に3歳未満の時期)

- ・第1子出産前後の継続就業率の上昇(現在38%→55%)に対応した育児休業取得の増加
- ・0～3歳児の母の就業率の上昇(現在31%→56%)に対応した保育サービスの充実(3歳未満児のカバー率20%→38%、年間5日の病児・病後児保育利用)
- ・スウェーデン並みに女性の就業率(80%)、保育(3歳未満児)のカバー率(44%)が上昇、育児休業や保育の給付水準を充実した場合も推計

○ 学齢期の子を持つ就業希望の親を放課後児童クラブで支援

- ・放課後児童クラブの利用率の上昇(現在小1～3年生の19.0% → 60%)

II すべての子どもの健やかな育成を支える対個人給付・サービス

関連社会支出額(19年度推計) 約2兆5,700億円 → 追加的に必要となる社会的コスト +2,600億円

○ 働いているいないにかかわらず一定の一時預かりサービスの利用を支援

- ・未就学児について月20時間(保育所利用家庭には月10時間)の一時預かり利用に対して助成

III すべての子どもの健やかな育成の基盤となる地域の取組

関連社会支出額(19年度推計) 約4,500億円 → 追加的に必要となる社会的コスト +1,800億円

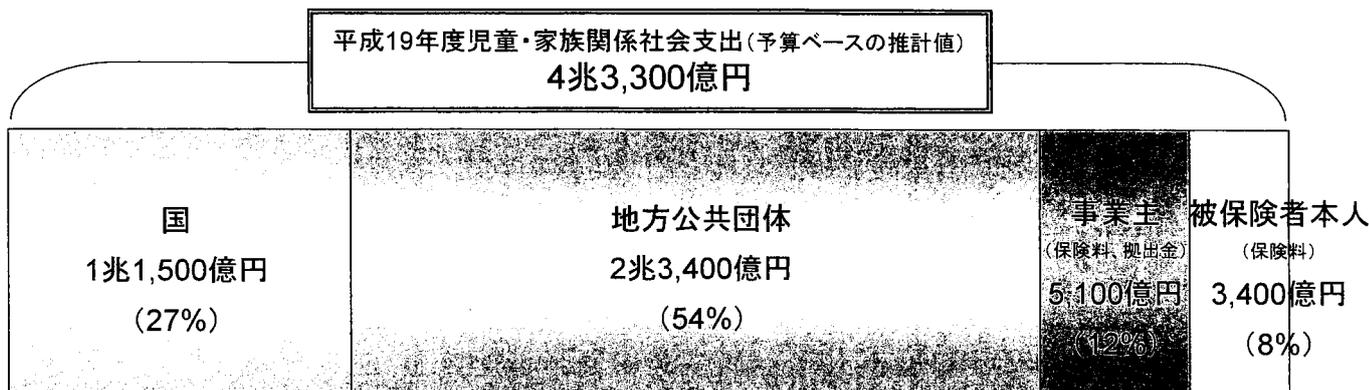
○ 地域の子育て基盤となる取組の面的な推進

- ・望ましい受診回数(14回)を確保するための妊婦健診の支援の充実
- ・全市町村で生後4か月までの全戸訪問が実施
- ・全小学校区に面的に地域子育て支援拠点が整備
- ・全小学校区で放課後子ども教室が実施(「放課後子どもプラン」)

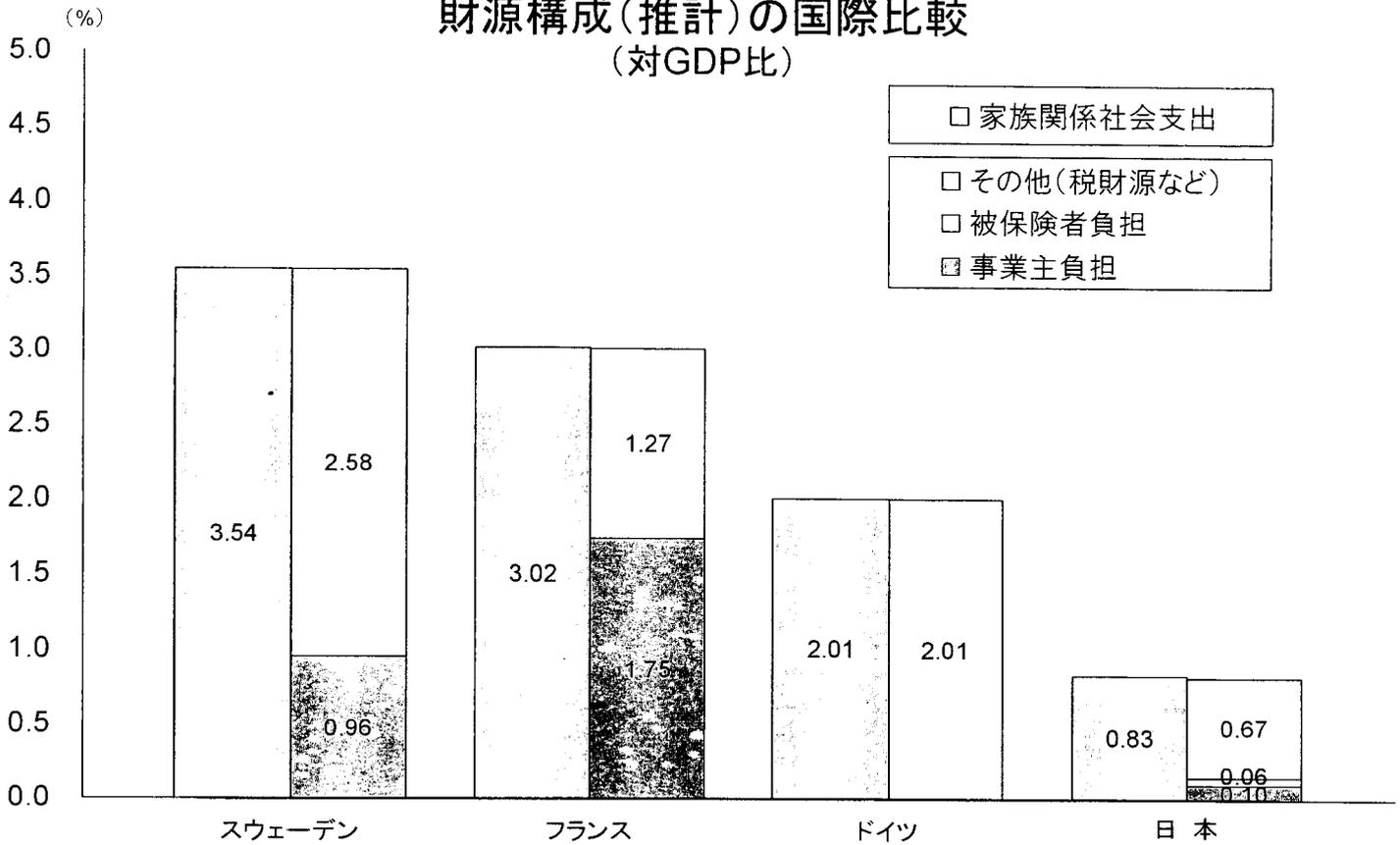
- ※ 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、取組が進んだ場合に達成される水準として設定される10年後の数値目標と整合をとって試算している。
- ※ これは、現行の給付・サービス単価(利用者負担分を含まない)をベースにした試算であり、質の向上、事業実施主体の運営モデル・採算ベース、保育所や幼稚園の保育料等利用者負担などの関係者の費用負担のあり方等については勘案していない。
- ※ 児童虐待対応、社会的養護や障害児へのサービスなど、特別な支援を必要とする子どもたちに対するサービスの費用の変化に関しては、この推計には含まれていない。
- ※ これは、毎年ランニングコストとして恒常的に必要となる額を推計したものであるが、これらのサービス提供のためには、この恒常的な費用のほかに、別途施設整備や人材育成等に関するコストを要する。
- ※ 現在の児童数、出生数をベースにした推計であり、この費用は児童数、出生数の増減により変化する。なお、3歳未満児数で見ると、平成19年中位推計では現在と比べて10年後で8割弱、20年後で約3分の2の規模に減少するが、国民の結婚や出産に関する希望を反映した試算では10年後で95%、20年後でも93%の規模を維持する。
- ※ 児童手当については、別途機械的に試算。

次世代育成支援に関する給付・サービスの費用構成

- 平成19年度児童・家族関係社会支出(予算ベースの推計値4兆3,300億円)に関して、国、地方公共団体、事業主(保険料事業主負担及び拠出金)、被保険者本人(保険料)に分けて、費用負担の状況を推計したもの。



次世代育成支援に関する給付・サービス(児童・家族関係社会支出)の 財源構成(推計)の国際比較 (対GDP比)



2003年度(日本は2007年度予算ベース)

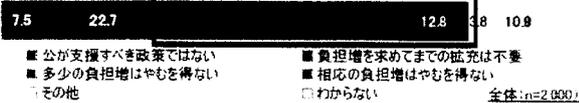
151

少子化対策の負担に関する国民意識①

○ 少子化対策に関しては、年金・医療・介護に比べ、拡充のための負担増をやむを得ないと考える国民が多い。

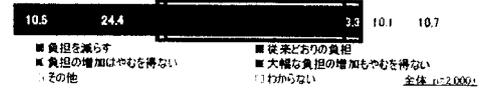
少子化対策

少子化対策(子育て支援)の負担のあり方



- 「拡充を図るべきであり、そのために多少の負担増となることについてはやむを得ない」と考える人が最も多く42%。
- 少子化対策のための負担増について、容認する人が過半数を超え55%となっており、反対する人を25ポイント上回っている。

年金 給付と負担のバランス



- 「給付水準を保つために、ある程度の負担増加はやむを得ないと考える人が最も多く41%。大別すると、負担増について反対が35%、容認が45%となっている。

医療 給付と負担のバランス



- 「給付水準を保つために、ある程度の負担の増加はやむを得ないと考える人が最も多く41%。
- 負担増に関して、大別すると、反対が43%、容認が43%と拮抗している。

介護 給付と負担のバランス



- 「給付水準を保つために、ある程度の負担の増加はやむを得ないと考える人が最も多く37%。続いて「給付水準をある程度下げても、従来どおりの負担とすべき」と回答した人が30%。
- 負担増に関して、大別すると、反対が43%、容認が40%となっている。

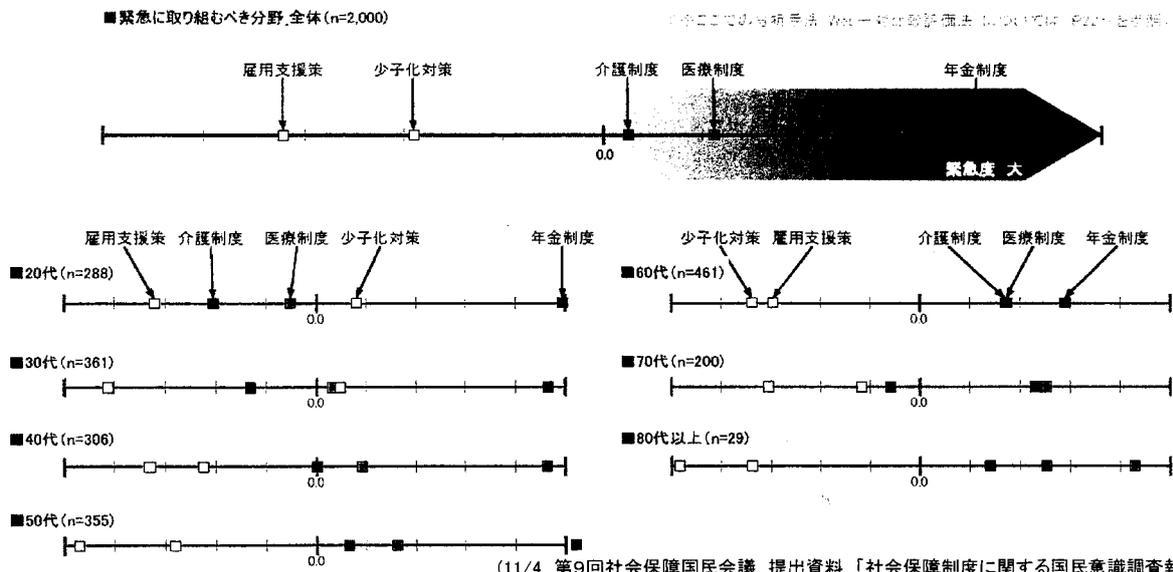
少子化対策の負担に関する国民意識②

○ 社会保障制度の中での少子化対策の緊急度については、若年世代に強く認識されているものの、すべての年代を通じては、緊急度を強く認識されているとはいえない。

社会保障制度総論

2-3.各制度間の対策緊急度比較 年代別

- 50代以下では、「年金制度」が緊急に取り組むべきものとして一番に挙げられている。
- 20代、30代の若年層では、「少子化対策」に次いで対策が緊急に必要な分野と考えている。
- 「介護制度」「医療制度」については、年代が高くなるほど緊急に取り組むべきと考える人が多くなる。



153

社会保険による次世代育成支援に関する主な議論

○ 次世代育成支援関連の給付を、社会保険の対象とし、妊娠・出産・子育てを給付原因となる保険事故とする場合、以下のような議論(利点・課題等)がある。

【社会保険による場合の利点等】

- 社会全体、幅広い層の国民で費用を負担できる。
- 負担と給付の関係が見えやすく、給付の増大に対応した負担増について合意が比較的得やすい。
- 所得水準に応じたきめ細かい負担の設定が可能。
- 所得水準に応じた給付が可能。(ex育児休業給付)

【社会保険による場合の課題等】

- 出産・子育ては、親の選択・裁量によるものであり、いわゆる「保険事故」としてなじまないのではないかと。
- 子を持つ意思のない者や、高齢者など、給付を受ける可能性がない又は低い者も多数存在し、そうした者から保険料として負担を求めることに妥当性や納得性があるかどうか。
- 我が国の社会保険制度は、負担を行わない者に対して、一定の給付制限を行うのが一般的であるが、次世代育成支援においては、親の未納に対して子に不利益が及ぶ点をどう考えるか。
- 保険料徴収に関する課題

※「保険事故」…生活のための所得を減少もしくは喪失させる事故、またはその所得をもっては賄いきれないような失費を発生させる事故であり、その発生が保険給付を行う原因となるもの。その発生が偶然であること(発生の可能性は推察されるが、その発生の態様あるいは発生の時期について予測しえないものであることを必要とする。)

154

社会保険以外の社会連帯による次世代育成支援の例

－ フランスの全国家族手当金庫による家族政策の展開 －

- フランスにおいては、次世代育成支援に関する施策を「全国家族手当金庫」を中心に運営。
- その特色としては、
 - ① 国・事業主・個人といった各主体の拠出により社会全体で費用を支えている
 - ② 運営が、行政の一方的意思ではなく、運営機関（「全国家族手当金庫」及び各県の「家族手当金庫」）との合意に基礎を置く「契約」により定められている
 - ③ 運営機関（「全国家族手当金庫」及び各県の「家族手当金庫」）には、事業主・被保険者（個人）等の関係者代表を構成員とする「理事会」が置かれ、意思決定・執行を行っている
点が挙げられる。

1. 運営

- 「国」（政府）と「全国家族手当金庫」の間で、複数年（最低3年）の「目標・運営協定」を締結。

《「目標・運営協定」の内容》

- ・ 給付・サービス、質の改善に関する目標
- ・ 拠出金（事業主）、一般社会拠出金（個人）の徴収に関する目標
- ・ 協約の変更手続、評価に関する手続

- 「全国家族手当金庫」と「家族手当金庫」（各県1～2箇所）の間においても、「運営契約」を締結。（各種現金給付については、「運営契約」に基づき各県の「家族手当金庫」が各家族に対し支給。）
- 各県の「家族手当金庫」と「自治体」の間においても、「子ども契約」を締結。（保育施設の整備・運営に関しては、「子ども契約」に基づき、各県の「家族手当金庫」から「自治体」を通じ、各家族と保育施設に対し、補助が行われる。）

155

2. 意思決定機構

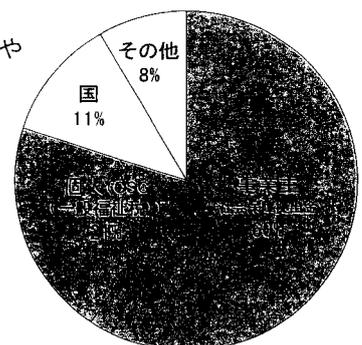
- 「全国家族手当金庫」、各県の「家族手当金庫」のいずれにも、事業主・被保険者その他の関係者代表から構成される「理事会」が置かれ、「理事会」を最高意思決定機関・執行機関として運営。

3. 事業内容

- (1) 法定給付
 - 各県の「家族手当金庫」が法定給付を各家族に対し支給。（主なものは、乳幼児迎え入れ手当（休業中の所得保障・保育費用補助））
- (2) 社会的事業
 - 各県の「家族手当金庫」が自治体を通じ、各種保育施設の施設整備費、運営費に対する補助等を実施。

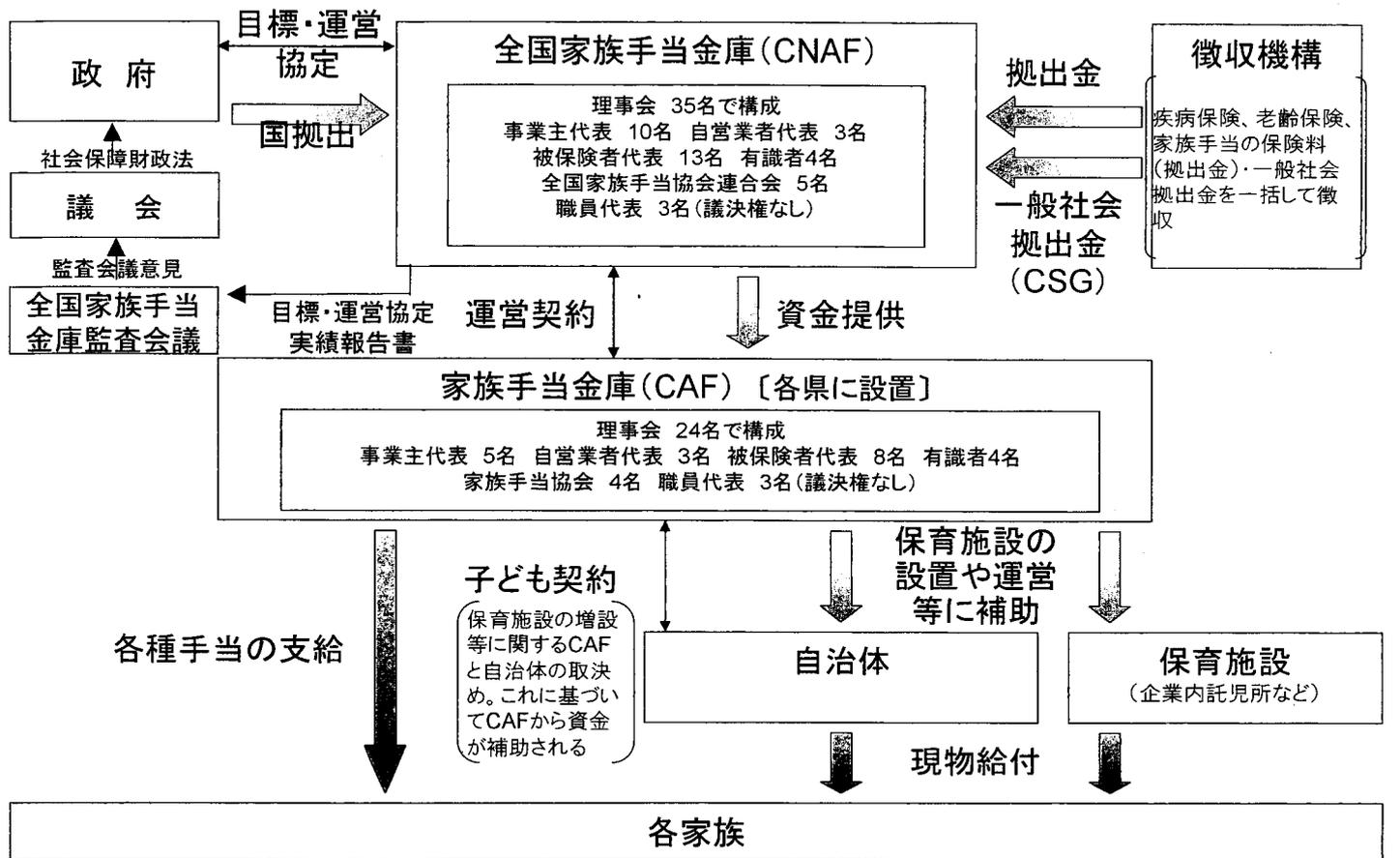
4. 財源構成

- ① 社会保障拠出金・・・事業主が賃金の5.4%相当を拠出。（徴収は、他の社会保険料や一般福祉税(CSG)と一緒に専門機関(社会保障・家族手当掛金回収連合)が徴収。）
- ② 一般福祉税(CSG)・・・個人の所得に課せられる社会保障目的税(7.5%)。（うち、全国家族手当金庫相当分は1.1%。）
- ③ 国庫からの拠出金
- ④ その他（一般福祉税(CSG)以外の税など）



156

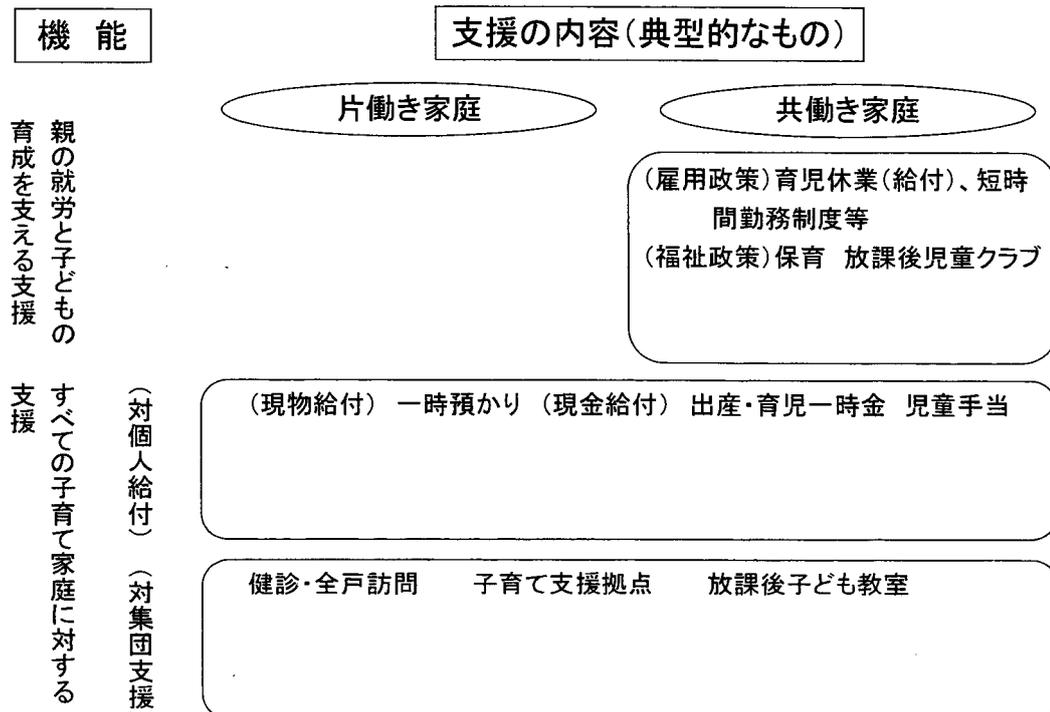
フランスの全国家族手当金庫による家族政策の流れ



157

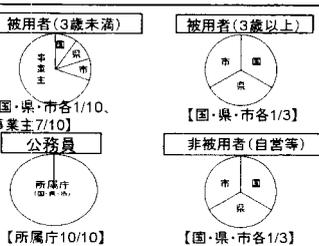
「『子どもと家族を応援する日本』重点戦略」における次世代育成支援関連給付・サービスの体系的整理

平成19年12月にとりまとめられた「『子どもと家族を応援する日本』重点戦略」においては、現行の次世代育成支援に関連する給付・サービスについて、それぞれの給付・サービスが担っている機能に着目し、以下のように整理。



(第5回基本戦略分科会(平成19年10月)資料より抜粋)

現状の主な次世代育成支援施策に関する費用負担と考え方

制度区分・給付サービス名	費用負担	現行の費用負担の考え方
育児休業給付	 <p>【国1/8、保険料(労使折半)7/8】 ※ただし、当分の間、国庫負担の額は本来の額の55%(暫定措置)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 雇用保険の保険事故(失業や失業に準ずる雇用継続が困難な状態)は、労働者及び事業主の双方の共同連帯により対処すべき事項であることから、労使折半により負担。 また、保険事故である失業が政府の経済・雇用政策とも無縁ではなく、その責任の一端を担うべきであることから、一部を国庫負担。(育児休業給付については、それに準じた取扱い)
保育所	 <p>公立 【市10/10】</p> <p>私立 【国1/2、県1/4、市1/4】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉施設最低基準(※憲法第25条の「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するものとして制定)を維持するための費用の裏付けをすることにより、児童に対する公の責任を果たそうとするもの。 なお、公立保育所については、地方自治体が自らその責任に基づいて設置していることにかんがみ、平成16年度から一般財源化。
児童手当	 <p>被用者(3歳未満) 被用者(3歳以上)</p> <p>【国・県・市各1/10、事業主7/10】 【国・県・市各1/3】</p> <p>公務員 非被用者(自営等)</p> <p>【所屬庁10/10】 【国・県・市各1/3】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 我が国の将来を担う児童の健全育成の観点から、国が一定の負担。 地域住民の福祉増進にも密接につながるため、地方も一定の負担。 児童の健全育成・資質向上を通じて、将来の労働力確保につながることから、被用者に対する支給分について、事業主も一定の負担。 <p>※ 上記の考え方を基本とした上で、平成12年・16年・18年の改正により支給対象とされた分(3歳以上)については、所得税の人的控除の見直し等により財源が賅われた経緯から、事業主の負担を求めている。</p>
児童育成事業 (放課後児童クラブ・病児病後児保育・一時預かり・地域子育て支援拠点等)	 <p>【事業主1/3、県1/3、市1/3】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民の福祉に密接につながることで、地方も一定の負担。 現在及び将来の労働力確保の観点から、事業主も一定の負担。
次世代育成支援対策交付金(延長保育・全戸訪問事業・ファミリーサポートセンター事業等)	 <p>【国1/2、市1/2】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 次世代育成支援対策推進法に基づく措置の推進の一環として、国の負担による補助を行うもの。

※便宜上、都道府県は「県」と、市町村は「市」と表記 159

次世代育成支援に関する主な給付・サービスの給付費の負担割合と利用者負担 (単位:億円)

給付・サービス種別	給付費					利用者負担	費用総額
	国	都道府県	市町村	事業主	個人		
育児休業給付 (※平成20年度予算ベース)	100	-	-	600	600	1300	1300
保育所(公立)(※1) (平成20年度予算ベース)	-	-	3600	-	-	3600	3300
保育所(私立) (※平成20年度予算ベース)	3300	1600	1600	-	-	6600	4300
延長保育(私立) (※平成20年度予算ベース)	-	-	-	-	-	-	-
病児・病後児保育 (※平成20年度予算ベース)	-	-	30	30	30	80	-
家庭的保育事業	-	-	10	10	10	20	-
放課後児童クラブ (※平成20年度予算ベース)	-	-	200	200	200	500	-
児童手当(※上記のほか、平成19年度予算ベース)	25%	54%	11%	10%	100%	-	-
一時預かり	-	-	30	30	30	80	-
児童手当	2700	2900	2900	1800	-	10300	10300
全戸訪問 育児支援家宅訪問	25%	53%	14%	8%	100%	-	-
地域子育て支援拠点	-	-	100	100	-	300	300
ファミリーサポートセンター	-	-	300	-	-	-	-
妊婦健診(公費助成)	-	-	-	-	-	-	-
【参考】Ⅱ合計 (※上記のほか、平成19年度予算ベース)	36%	59%	5%	0%	100%	-	-

Ⅱ(すべての子育て世帯に支給される給付)

※1)公立保育所運営費(延長保育含む)は一般財源化されているため、私立保育所運営費の負担による負担割合を定めているが、その他のサービスについては、特段定められていない。

※2)次世代育成支援に関する給付・サービスについては、特段定められていない。

※3)ファミリーサポートセンターについては、サービスの提供希望者と利用希望者の間の連絡調整に係る費用が次世代育成支援対策交付金の対象とされており、サービス利用自体に係る費用は基本個別利用者負担。

※4)妊婦健診の公費助成は一般財源化されているため、市町村の公費助成の全国平均回数(2回/H138)による推計額。なお、公費助成以外には妊婦本人が健診費用を負担。

各制度の費用負担の現状①

－事業主負担の考え方－

○ 医療・年金・介護等の各制度の考え方を見ると、おおむね①給付が直接・間接に事業主の利益につながる
こと、②事業主の社会的責任等の観点から、事業主負担を求めている。

制度	事業主負担の割合の経緯	事業主負担の考え方
政府管掌 健康保険	制度発足時（昭和2年）労使折半 （負担割合 1/2） 以後、変更なし	被用者は健康保険に加入することにより、疾病又は負傷の不安が解消され、安心して働くことが可能となり、その効果は <u>円滑な事業活動に寄与する面を有し</u> 、また、被用者の健康保持や速やかな傷病からの回復が労働能率の増進等をもたらすこととなり <u>事業主にも利益が有る</u> などの考え方によるもの。その負担割合については、事業主及び労働者が均等の負担を行うことにより、保険運営を円滑公平に行うことを意図した外国の立法例の考え方を参考にしたこと等による。
組合管掌 健康保険	制度発足時（昭和2年）労使折半 （負担割合 1/2） 以後変更なし。ただし、規約で定めるところにより、事業主の負担割合を増加させることが可能。	原則労使折半としている部分については政府管掌健康保険（政管）と同じ。なお、健保組合の自主的な運営や事業主による福利厚生の向上の観点から、規約で定める場合には事業主の負担割合を増加することができることとしている。
厚生年金	制度発足時（昭和17年）労使折半 （負担割合 1/2） 以後、変更なし	被用者は厚生年金に加入することにより、老齢、障害等の不安を解消し、安心して働くことが可能となり、その効果は <u>円滑な事業活動に寄与する面を有することから</u> 、事業主も被用者とともに保険料を共同して負担することとされ、その負担割合については、それぞれ2分の1ずつとされたものである。

161

雇用保険	<ul style="list-style-type: none"> 失業等給付に係る保険料率 失業保険制度発足時（昭和22年）労使折半（負担割合 1/2） 以後、変更なし 雇用保険三事業に係る保険料率 雇用保険制度発足時（昭和50年）全額事業主負担 以後、変更なし 	<p>雇用保険の主たる事業である失業等給付に要する費用については、保険事故である失業が<u>労働者及び事業主の双方の共同連携によって対処すべき事項</u>であるため、事業主と被保険者とが折半して負担をしている。</p> <p>また、附帯事業として行われている雇用保険三事業に要する費用については、雇用上の諸問題は、我が国の雇用賃金慣行や企業行動に起因するところが多く、かつ個別企業の努力によっては解決が困難なものであることから、事業主の共同連携によって対処することにより事業主の社会的責任の一端を果たすとの考え方から、事業主のみの負担としている。</p>
児童手当	<p>制度発足時（昭和47年）</p> <ul style="list-style-type: none"> 被用者に対する給付の 7/10 非被用者に対する給付は全額公費負担 昭和57年改正時 被用者について特例給付を創設 負担割合は 10/10 <p>平成12年・平成16年改正時</p> <ul style="list-style-type: none"> 3歳以上の児童に対する給付等につき 公費負担により支給範囲を拡大 	<p>児童手当制度は<u>将来における労働力の維持、確保につながり</u>、事業主の立場に密接に結びつくものであるため、事業主にも応分の負担を求めている。</p>
介護保険	<p>第2号被保険者（40歳以上65歳未満の医療保険加入者）の介護保険料は、労使折半が原則。ただし、健康保険組合の場合の保険料は、健康保険法第75条で定めるとおり、健康保険組合ごとに決めることが可能。</p>	<p>制度創設により介護サービスの充実が図られ、傷病の重度化の防止等、<u>従業員の離退職の防止等が期待されること</u>、老人医療から介護保険への移行により老人保健拠出金の<u>事業主負担が軽減されること</u>、<u>企業も社会的責任を有していること</u>などの考え方によるもの。その負担割合については、第2号被保険者の介護保険料は医療保険に上乗せで徴収されており、医療保険各法の規定に基づき算定されることによる。</p>

【第11回「社会保障の在り方に関する懇談会」（平成17年7月26日）資料より抜粋】

162

各制度の費用負担の現状②

－市町村に対する財政支援の状況－

○ 市町村が主たる実施主体である各制度において、市町村の一般財源以外の財源(特定財源)による財政支援が行われている。

制 度	市町村の一般財源以外の財源(特定財源)が占める割合
保育所	私立・・・75%【市町村負担25%】 公立・・・0%【市町村負担100%】
児童育成事業	66%【市町村負担33%、事業主負担33%、都道府県負担33%】
次世代育成支援対策交付金事業	50%【市町村負担50%、国庫負担50%】
国民健康保険	100%【市町村負担0%、保険料50%、国庫負担43%、都道府県負担7%】 (※医療給付費から前期高齢者交付金を除いた額に占める割合の概観。詳細にみると、保険財政安定のため、国・都道府県・市町村はさらに公費負担を行っている。)
介護保険	87.5%【市町村負担12.5%、保険料50%、国庫負担25%、都道府県負担12.5%】 (※居宅給付費の場合。施設等給付費の場合は、国庫負担が20%、都道府県負担が17.5%)
障害者自立支援法 (障害福祉サービス費等)	75%【市町村負担25%、国庫負担50%、都道府県負担25%】

163

次世代育成支援に関する利用者負担の現状 (保育所の場合)

○ 次世代育成支援に関する各サービスの利用者負担は、国の基準等を参考として、各市町村又は実施機関において定めるものとなっており、制度上、全国統一的に定まっているわけではない。

○ 保育所について、国の基準等から推計した利用者負担額を見てみると、以下のとおり。

【保育所】(1人当たり月額)

年齢区分	費用総額	保護者負担額	公費負担額	利用者負担:公費負担
0歳児	17.3万円	3.5万円	13.8万円	2 : 8
1・2歳児	10.3万円	3.5万円	6.8万円	3 : 7
3歳児	5万円	2.8万円	2.2万円	6 : 4
4歳以上児	4.3万円	2.6万円	1.7万円	6 : 4

【保育所】(総額)

費用総額	保護者負担額	公費負担額	利用者負担:公費負担
1兆7800億円	7600億円	1兆200億円	4 : 6

※平成20年度保育所運営費負担金予算(案)額を基に算出

164

第1次報告(案)に係る
保育事業者検討会における
各保育事業者の主な意見について

○ 菅原委員(全国私立保育園連盟)

○ 真ん中の改革案について、直接契約・バウチャー方式ではない方向の仕組みに発展させていけるものがたくさん含まれており、その方向をこれからも具体的なところで生かしていただきたい。この仕組みを基に「特定の財源」が確保されれば、現行の基準を基にさらに質の向上に繋がる制度の構築を考えることが可能となる。

○ 全ての子ども、全ての家庭を大事にすることが大切である。

○ 利用料については、公定価格であり、かつ、応能負担であるべき。

○ 需給バランスが崩れたときに、市町村の利用調整など、入所決定の仕組みが問題となってくるのではないか。

○ 保育料は行政で徴収すべき。その上で、保育所が代行徴収することはありうる。

○ 事業者参入の仕組みについて、基準がダブルスタンダードにならないようにすべき。

○ 今後、具体的にどのように詳細を組み立てていくのか。その際にも、引き続き、事業者の意見を聞いて行って欲しい。

○ 木原委員(全国私立保育園連盟)

○ 保育団体の3団体は、すべて右の「市場原理に基づく直接契約・バウチャー方式」はまずいという共通認識をもっていると思う。

○ 利用者補助よりも、機関補助の方が、事業者に使命感を意識付けることから、機関補助にした方が良いのではないか。

○ 親のニーズに応えるインセンティブは、子どものための保育の質の向上につながらないのではないか。

○ 保育料の徴収は市町村の責任であり、市町村に義務があるようにすべきではないか。

<p>○ 西田委員(全国保育協議会)</p>	<p>○ <u>現状の保育制度の課題を改善していくことについては賛意を表している。また、市場原理に基づく直接契約、バウチャー方式には一貫して反対をしてきた。この反対は今後も変わらない。</u></p> <p>○ <u>提示された「今後の保育制度の姿(案)」はまだフレームであって、保育組織としてはその是非を判断できる段階ではない。具体的な制度の細部の検討を詰めたものを示してもらえないと、判断できない。</u></p> <p>○ これらの仕組みで子どもの発達をしっかり保障していけるのか。特別部会との温度差を感じる。</p> <p>○ <u>公私2万1,000か所の会員保育所を有する組織であるので、組織全体で認識を共有するには時間がかかる。年内のまとめは現実として無理。</u></p> <p>○ <u>財源を確保すること、社会的な理解を得ることが必要であることを考えると、継続して審議することが必要ではないか。</u></p>
<p>○ 伊東委員(全国保育協議会)</p>	<p>○ 保育所で保育料の徴収をするとすると、事務量が増大することや、未納の問題などについて、何らかの対応が必要ではないか。徴収の最終的な責任は市町村とすべきである。</p> <p>○ 地域格差が広がらない仕組みの担保、また定員20名、30名規模の保育所がなりたつ仕組みを考える必要がある。</p>

<p>○ 永野委員(日本保育協会)</p>	<p>○ <u>我々も現行制度を維持するのではなく、保育の内容を保障しつつ、現行制度を改善すべきと考えている。従って、保育の質を保つ現行制度改善案とすべき。</u></p> <p>○ <u>最初の左の案と真ん中の案は受給権と保育に欠けるというところが一番違うと思う。公の責任という面から見ると、市町村が受給権を与えるだけでは、保育の内容が保障できないのではないか。これでは公的責任の後退のように感じる。</u></p> <p>○ 保育の質は、すなわち保育士の処遇の問題である。その点で、現行制度維持、新たな保育の仕組み、市場原理の順番で保育士の処遇は、保障される。</p> <p>○ 新たな保育の仕組みは、介護制度、自立支援制度に類似している。それらの制度で、何故職員が困窮したかを反省・検証した後、保育制度の検討の俎上にのせるべきである。</p>
<p>○ 坂崎委員(日本保育協会)</p>	<p>○ <u>バウチャー方式については反対である。</u></p> <p>○ <u>今の段階では判断はできない。</u></p> <p>○ 今の段階で案を一本化して出そうとしているのか。そうであれば、議論の進め方として、不信感がなかなか抜けない。</p>

<p>○ 佐久間委員((株)ベ ネッセスタイルケア)</p>	<p>○ 少子化対策が非常に大きな問題となっており、非常に財源もかかる中での議論で、真ん中の案は、質を保ちながら量を増やしていくことに一歩踏み込んだ案になっていると感じる。</p> <p>○ 運用面では、さらにつめた議論をしていく必要があるのではないかな。</p> <p>○ 受給権があるのに保育所に入れないという問題が出てくるのではないかな。</p> <p>○ 専業主婦にも利用の対象を広げるとすると、財源が薄く広くということになってしまうと、現在でも保育が必要な人のサービスまで厳しくなってしまうのではないかな。財源配分の優先順位付けが必要ではないかな。</p>
<p>○ 山口委員((株)JP ホールディングス)</p>	<p>○ 指定に当たっては、最低基準の確認だけではなく、適格性や財務の健全性の確認などが必要ではないかな。</p> <p>○ 突然の撤退に係る問題は、株式会社だけの問題ではなく、社会福祉法人等にも起きる問題である。</p>

委員からの提出意見

○清原委員 . . .	1
○駒村委員 . . .	4
○篠原委員 . . .	7
○宮島委員 . . .	10
○山縣委員 . . .	19
○吉田委員 . . .	20

社会保障審議会少子化対策特別部会 第1次報告(案) 議論のたたき台について
の補強・修正意見

平成20年12月12日

委員 (三鷹市長) 清原 慶子

*議論のたたき台の作成、お疲れ様です。とりまとめのお働きに、深く感謝します。

先日提出した意見に加えて、自治体の視点から、現状に即して表現の修正をお願いしたい点を提出いたしますので、できるかぎり反映していただきますようお願いいたします。

(1) 3頁の「新たな保育サービスの提供の仕組みの検討に際しての前提」の部分に下記の趣旨を補強してください。

○現代社会が求めている有効な少子化対策、子育て支援施策について検討するにあたって、「保育サービス」について検討することの意義は大きい。しかしながら、それだけでは十分ではなく、基本的には「仕事と生活の調和」の実現に向けた労働政策、雇用制度や、地域の多様な子育て支援サービスとの連携が必要であることを明記しておくことが大切であると考えます。

○サービスの構築、実施、評価、改善等の過程において、いかに「保護者の視点」にとどまらず、「子どもの視点」を尊重する仕組みとするかが重要との共通認識で検討してきたことを早い段階で明示することが有用である。

そして、保護者が両立支援を必要としている子どもだけでなく、「すべての子育て家庭への支援」の必要性も視野に入れて検討してきたことも早い段階で明示することが大切である。

○子育て家庭のニーズは多様化しており、また必要とする施策の内容や量は市町村によって異なっている。市町村は、それぞれ都市と農村、人口増加傾向のある地域と人口減少傾向のある地域、ベッドタウンと大きな商工業のある地域などによって、地域における子育て支援ニーズの特徴による相違がある。そこで、認可保育園等に関する全国共通の施策とともに、認可外保育園、NPO、ボランティア団体などの多様な担い手の存在をはじめ、各々の地域の特徴に応じた柔軟な施策の展開を促す必要がある。

(2) 下記の点について、修正案をできるかぎり参考にしてください。
赤字(アンダーライン)部分が修正案です。

3頁11行目

事業者の新規参入に対する行政の広い裁量が残っていること等により、行政はより適正かつ厳格な判断をせざるを得ないことから、都市部を中心に待機児童が解消されておらず・・・

8頁11行目

i) 利用保障の弱さ(市町村の財政的制約等の中、保育が受けられないことも制度上許容せざるをえない仕組み)

8頁18行目

施設のあつせんでも可) もありえるという制度になっている

8頁22～25頁

られないことを制度上許容せざるをえない仕組みとなっている。このように、個人に対しては、権利としての利用保障がなされない上、市町村に対しても、厳しい財政状況下での認可保育所の基盤整備が困難な仕組みとなっている。

8頁最終行

たとしても、地域の直面する状況によっては必ずしも許可されないこともある現状となっている。

9頁最後から2行目から最終行

きない場合には、窓口においてその旨が伝えられることにより、申し込みに至るまでもなく諦めざるをえない事例が指摘されている。

10頁2～3行目

今後の大幅な需要の増加やニーズの多様化を適切に供給主体に伝え、かつ、それぞれに対応していくことを困難にさせることにもつながり、円滑な供給増を図っていく上では課題が多い。

10頁11行目

厳しくせざるをえない傾向にあり

10頁13行目

勤務の取り扱いのみならず、求職者の取り扱い等においても市町村の状況によっては散見される。

10頁18行目

状況に合わさざるをえず、保育サービスの必要性の判断基準を実情に合わせて運用している現状がある。

10頁21行

優先すべきとする概括的な方針を示してはいるものの、一部の市町村においては

10頁24行

いなかったりする事例も見受けられる。

11 頁 17 行目

サービスの利用を認める仕組みとなっている市町村もあることから、家族形態によって

11 頁 25 行目

認可保育所においては、補助制度の活用と現場の環境や体制が抱える課題を克服する困難を伴うことから、十分な受け皿の整備が進んでいない。

12 頁 2 行目から 15 行目について

*この段落は、三鷹市の事例ではまったく該当するとは言えません。仮に、このような問題が指摘されるのであれば、ぜひとも、この部分のはじめに「一部の市町村では、以下のようなことがある」と明記してください。ほとんどの自治体では、この箇所を不適切であり不本意と感じると思います。

13 頁 9.～10 行目

昭和23年に定められた現行の最低基準においては、保育室の面積について客観的な数値基準を定めている。

↑ 二重線の箇所を取ってください。

14 頁 16 行目以降に挿入

さらに、退職等により保育現場を離れた保育士の再雇用を視野に入れ、研修を含む保育現場に復帰するためのシステムを構築し、増大する保育需要に対処していく必要がある。

17 頁 19 行目

認可保育所においては、補助制度の活用と現場の環境や体制が抱える課題を克服するには困難を伴うことから、十分な受け皿の整備が進んでいない。

18 頁 11 行目

こうした事業の特質と事業実績の双方に配慮した国の拡充策が必要となっている。

(3) 地域の保育機能を維持するとともに、柔軟な施策展開を支援するための財源の確保と運用の必要性については各所に強調していただき感謝いたします。

国や都道府県にあっては、基礎自治体が柔軟な施策展開を支援するための財源の確保と運用についての拡充が必要です。全国に共通する基幹的な子育て支援策については、国が基本的な設計を行うとともにその施策ごとの費用を国と地方自治体によって最適に負担しあうにはどうあるべきかについて、切り口になる論点を随所に明示するようお願いします。

社会保障制度と家族子育て政策の重要性と緊急性について

慶應義塾大学 駒村康平

1. 改革のターゲットは、待機児童2万人だけではない。
無認可を利用している23万人。将来的には潜在ニーズ（新待機児童ゼロの100万人分（図1））注：図表はいずれも白書もしくは社会保障審議会各部会資料
2. 政策の目標
 - ・子どもの健全な育成環境の保障
 - ・子ども家族の福祉（厚生）の向上（ワーク・ライフバランスの改善）（図2）
3. では、なぜ社会保障の持続可能性を強調するのか
 - (1) 保育の質的・量的拡充には、巨額な安定財源確保が不可欠。
 - (2) これを確保するためには、子育て世帯に限定せず、世代を超えて全国民に理解と協力を求める必要がある。
 - (3) しかし、高齢者世帯や子育てが終了した世帯からの関心が低い。
 - (4) その理由は、少子化がもたらす影響を知らないからであり、高齢化のなか優先度・緊急度が低い政策と見られがちになる。しかし、少子化が続けば、高齢者世代の社会保障にも影響を与える。具体的に影響を見ると以下の通り。
 - ① 年金財政におけるマクロ経済スライドへの影響：マクロ経済スライドにより、現在の高齢者も含めたすべての国民の年金は、「少子化進展分」だけ引き下げられていることは決定済み
 - ② 後期高齢者医療制度の高齢者負担分も「少子化進展」に応じて引き上げが決定済み。（後期高齢者医療制度を変更しても同じ問題を抱えることになる）さらに、①、②の前提条件（2002年人口推計）よりも、2006年人口推計では少子化加速。女性の就業率の上昇がなければ、さらに年金等の給付カットが不可避になってしまう。唯一回避する方法は、出生率を下げないで既婚女性の就業率を高める政策（新雇用戦略。図3，4，5）。年金・医療・雇用・次世代育成は一体的に考える必要がある。
 - (5) こうした情報を共有し、子育て支援政策は、全国民共通の社会保障分野の最重点項目として、財源確保の協力を求めるべきである。
 - (6) 少子化対策は、保育サービスだけでは対応できないので、ワークライフバランスを進めるよう企業に協力を求め、さらに対応している企業を支援する。
4. 政策有効の条件
 - (1) 財源の安定性
 - (2) すみやかなサービス供給の増大と地域別需要の変動への対応

(3) 公的保育契約の中身の明確化。特に多様な事業者参入へのルールづくりの工夫。民営化、規制緩和の延長上ではなく、今後もその対象にならない。

保障される保育サービス内容は、養護、教育、親支援。親を「消費者」として位置づけるのではなく、保育サービスの協同生産者と位置づける。(親の取り組みを重要な「資源」とする)。

そのほか、セーフティネットの仕組み。

(4) 保育士の待遇改善・能力開発・保育サービスの質の改善の仕組み

図1

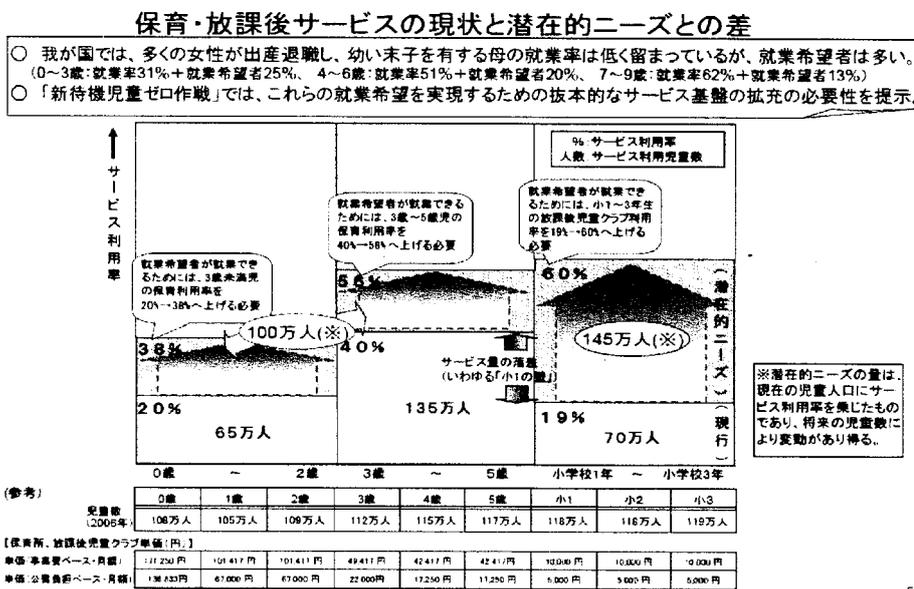
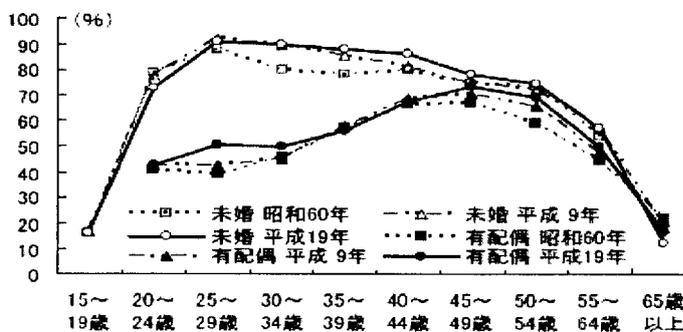


図2 上昇してきていない有配偶労働力率

図表2 女性の配偶関係、年齢階級別労働力率の推移



資料出所: 総務省統計局「労働力調査」

図3 新雇用戦略

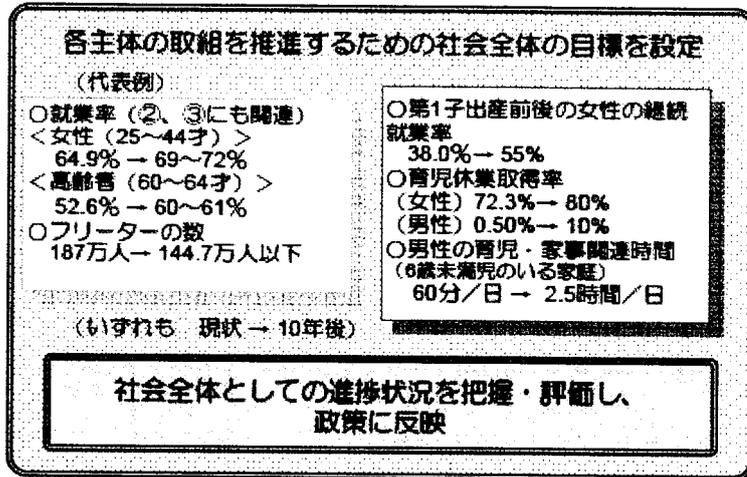


図4 速やかな対応

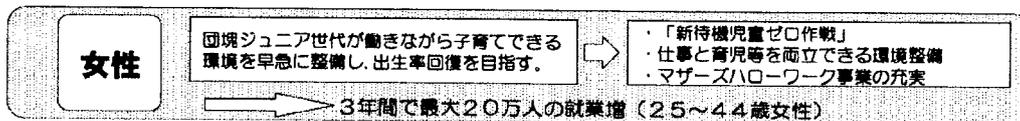
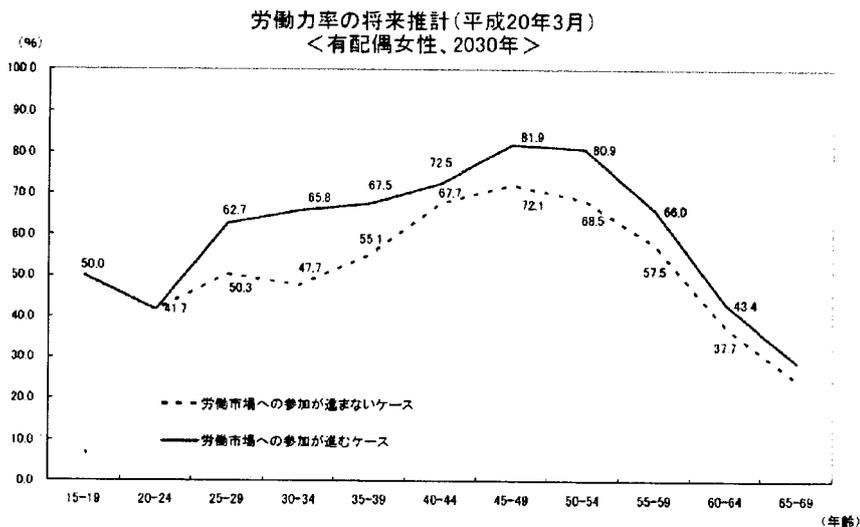


図5 2009年に予定されている年金財政検証の前提



2008年12月11日

社会保障審議会・少子化対策特別部会
部会長 大日向 雅美 様

委員 篠原 淳子

「第1次報告(案)」に関する意見

下記の点を最終報告に反映されますよう要望いたします。

記

1. 総論

女性の就業率を上昇するためには、「質の確保された保育サービス量を、… 抜本的に拡充することが不可欠」(資料2の4ページ、(3)①ii))であるが、保育サービス量を増やせば、就業率が上がるという単純なものではない。また、子育てと仕事を両立させなければならないのは女性のみと誤解されかねない。企業における雇用のあり方を改善し、男性も含めた働き方も見直し、男女がともに子育てをしながら、働き続けられる職場環境を整備する必要性を、(例えば「その他」(27ページ)で)補強するべきである。

2. 休日保育について(資料2の5ページ②i))

サービス業など、業種によっては、休日出勤が常態であるところも多い。見出しには休日保育が含まれているが、本文にも記述していくべきである。

3. 制度課題と財源確保について(資料2の7ページ、(4)①)

「現行の保育制度の課題」として、i)「保育に欠ける」要件、ii)認可の裁量性の見直し、iii)運営費使途制限、iv)行政による委託、を挙げている。しかし、これらの課題は財源確保と並行して議論されなければ解決の方向には導くことはできない。3つの選択肢(「現行制度維持」、「新たな保育の仕組み」、「市場原理に基づく直接契約・バウチャー方式」)のいずれを選択しても、財源確保が課題となる。三段表には、何カ所か、「想定される課題」として「財源確保が必要」との記述がされているが、本文にも同様の記述をする必要がある。現行の報告案では、「量的拡大が実現できないのは制度のせいで、制度を変えれば実現できる」と誤解されかねない。

4. 運営費の使途制限(資料2の9ページ、資料4の6ページ)

保育所の運営費は人件費相当部分が示されており、保育士の労働条件を維持する機能を持っている。緩和・撤廃した場合、保育士の賃金・労働条件に大きな影響を

与える危険性がある。検討にあたっての課題として、明記するべきである。

5. 保護者と保育所との関係性（資料2の11ページ）

現行の表現では、一般的に保護者と保育所とのコミュニケーションが不足しているとの誤解を招くおそれがある。現状として、保護者と日常的なコミュニケーションをとっている保育所が大半であり、保護者意見の対応については、市町村決定が必要な事態ばかりではない。「よりいっそうコミュニケーションをはかるためには、制度上の保障が必要である」という書きぶりに改めるべきである。

6. 市町村の責任について：保育提供の仕組み（資料4の5ページ「新たな保育の仕組み」）

保育制度の充実だけではなく、保育とその他の児童福祉分野（虐待対応等）の連携のための市町村義務を明確にするべき。よって、「提供体制整備責任や利用調整等の支援からなる実施責任」を「提供体制整備責任や利用調整の実施責任」に修正するべきである。さらに、「(2) 利用方式」の「※... 市町村の一定の関与や、第三者によるコーディネート等の仕組み」を「※... 市町村の関与や、第三者も含めたコーディネート等の仕組み」に修正するべきである。

7. 保育の質の具体的向上（資料4の9ページ「新たな保育の仕組み」）

「市場原理案」の場合、コスト削減を目的に、保育士等の処遇が劣悪化し、結果として子どもの不利益になるくおそれがある。「想定される課題」に補強するべきである。

8. 給付方式（資料4の8ページ「新たな保育の仕組み」）

保育料徴収の困難事例については、保育所運営に多大な影響を及ぼす。市町村の関与（を検討すること）を明記するべきである。

9. 最低基準について（資料2の13ページ、1パラグラフ）

報告案には、「国は標準を示すにとどめ、自治体が条例により決定しうるなど、自治体の創意工夫を活かせるような方策を検討すべきとされており、最低基準のあり方について検討が求められている」とあり、本部会でそのようなとりまとめをしたと誤解されかねない（その他の「求められる」事項については、本部会で求めているものだけを挙げている）。削除するか、または求めている主体（地方分権改革推進委員会等）を明確にするべきである。

10. 放課後児童クラブの最低基準について

「現行制度の課題」では最低基準に言及しているが、「方向性」では一切触れていない。本部会では、「施設基準等が必要」とする意見と、「基準を設けずに、実態に

即した柔軟な運営を」という両論が議論されたが、例えば、「検討していくべき」（資料 2 の 22 ページ、1 つ目の○）に、「最低基準」を含めてはどうか。

11. 放課後児童クラブの指導委員について（資料 2 の 21 ページ、下から 2 つめの○）

「多様な人材の参画を求めていく」ことも、地域全体による子育て支援という観点からは有用であるが、学童保育の質・安全性を確保するためには、資格要件（保育士資格、教員免許、児童厚生員資格等）の明確化と専門性を持った専任かつ常勤の指導員の配置が必須とすることも検討するべきことを明記するべきである。

以上

社会保障審議会 少子化対策特別部会 第1次報告（案）についての意見

日本テレビ報道局 宮島香澄

平成20年12月11日

少子高齢化が進み、国の社会保障が揺らぐ中、子育てを巡る政策についての検討は、政府の審議会などで繰り返されてきました。そのたびに、子供を持つと人々、子育て中の人々の多くは、こんどこそ期待を寄せてきました。しかし、対策は期待に沿っては進まず、子育てを取り巻く環境に大きな改善は見られないのが実感です。結果、女性が仕事か子供のどちらかをあきらめる流れは止まらない状況になっています。

子育てを希望する者が無理なく子供を持ち、子供が社会に支えられて健やかに育つために、今回の制度体系の設計は非常に重要だと考えています。第二次ベビーブーマー世代が子育て適齢期を通り過ぎる前に、これまでの枠組みや組織に過度にこだわることなく、財源の確保や運用面の見直しなど考えられることを総動員して、望ましい子育て環境を整えることが必要です。

今の子育ての現実を踏まえ、切なる願いを共有いただき、よりよい見直しをお願いしたいと思います。

<第1次報告（案）についての意見>

【意見1】

P10

② 深化・多様化したニーズへの対応

i) 保育サービスの必要性の判断基準のあり方

第4パラグラフ ～ 第5パラグラフ

「このような実情を踏まえれば、・・・国が定めることが求められる。一方で、地域によっては、農林漁業など雇用者でない就労者が多い地域・・・、地域の実情に応じたきめ細かな判断基準が求められる場合もある。」

を

「このような実情を踏まえれば、・・・国が示すことが求められる。一方で、地方によっては、都市部など多様な就労形態を余儀なくされている者が多い地域や農林漁業など雇用者でない就労者が多い地域など、保育の必要量を一律に計ることは難しい場合もあり、地域の実情に応じてきめ細やかな判断基準が求められる。国は、地方に対して基本的事項やその基準を示し、それを踏まえた柔軟な制度設計を目指すべきである。その際、地域の財政事情等が判断基準に影響を与えたり、格差が生じることがないように、配慮すべきである。」

に変えていただきたく存じます。

(理由)

ここまでの議論をみても、都市部と地方のかかえる状況には一緒に論じられないほどの隔たりがあります。国が地方の個々の事情まですべて一律に定めることに限界があり、国がナショナルミニマム・セーフティーネットの仕組みを整えた上で、詳細な基準などは地方に任せることが望ましいと思います。

【意見 2】

P 1 3

③ 認可保育所の質の向上

ii) 最低基準の内容

第 ii

「一方で、保育従業者の要件の緩和を求める指摘もあるが、子どもの将来に向けた発達に悪影響を及ぼす可能性に加え、良質な保育が提供されなければ、やはり女性は働くことを断念せざるを得ず、女性の労働市場参加の促進や、ひいては持続可能な社会保障制度そのものが堅牢なものとならないことに十分留意する必要がある。」

に加えて

「現状、知恵とアイデアで子どもやその保護者のニーズを酌みした取組を実施している施設、実施しようとしている施設も少なからず存在する。よりよい保育にむけての努力を阻害することがないようにし、そうしたモデルを参考にしながら、保育士資格の取得に必要な要件についても見直しを講じていくべきである。」

をいれていただきたく存じます。

(理由)

意欲がある保育所のモデルをいい形で活用することが、質の向上に有用だと思えます。また保育所の整備拡大に伴い、保育士の十分な養成・確保も必須です。時代とともに保育士への期待が変化していることもあり、保育士の必要要件を考える際には実質的な経験なども踏まえ、保育士のあるべき姿を見直す視点も必要であると考えます。

【意見 3】

P 1 5

iv) 保育の質に関する科学的・実証的・継続的な検証

第 2 パラグラフ

「こうした先行研究の結果も踏まえつつ、我が国における科学的・実証的・継続的な検証の枠組みのあり方や、保育の質について検討していく必要がある。」

を

「こうした先行研究の結果や諸外国の運用実態などを踏まえつつ、我が国における科学的・実証的・継続的な検証の枠組みのあり方や、保育の質について検討していく必要がある。」

に変えていただきたく存じます。

(理由)

先行研究と併せて、諸外国の運用実態も踏まえたバランスある検討をしていくべきと考えます。

【意見4】

P16

④認可外保育所施設の質の向上

v) 認可外保育施設の選択の状況

「……から、まず最低基準への到達に向けた支援を行い、質の底上げを図るとともに、公平性の確保のために、どのような方策が考えられるか、検討の必要がある。」

を

「……から、まず最低基準への到達に向けた支援を行い、質の底上げを図る必要がある。同様の支援が必要な子供・保護者の間の公平性確保のための方策を、早急に検討する必要がある。」

に変えていただきたく存じます。

(理由)

認可保育所と比較して、厳しい経営状況の中で運営している実態やそうした施設を利用せざるを得ない子育ての現状から、より早急な質の確保を強調したいと思います。

【意見5】

P17

⑥ 多様な保育サービスについて

i) 休日保育・夜間保育等

第4パラグラフ

「なお、こうした多様な保育ニーズの受け皿については、認可保育所はもちろんのこと、家庭的保育など質の確保された多様な担い手を視野に入れて検討する必要がある。」

を

「なお、こうした多様な保育ニーズの受け皿については、認可保育所はもちろんのこと、家庭的保育や現状の認可外保育所の質をアップすることなどによって、質の確保された多様な担い手を検討する必要がある。」

と加えていただきたいと存じます。

(理由)

休日夜間に関しては、現状も認可の外のさまざまな施設・サービスに頼っていることから、今ある施設の質も上げていくことをはっきり打ち出し、質の確保された受け皿を検討していくべきと考えます。

【意見6】

P18

⑥ 多様な保育サービスについて

ii) 病児・病後児保育

第2パラグラフ～第3パラグラフ

「働き方の見直しにより、子の看護のために仕事を休むことが・・・拡充は不可欠な課題となっている。

一方で、・・・拡充方策が必要となっている。」

を

「働き方の見直しにより、子の看護のために仕事を休むことが・・・拡充は不可欠な課題となっている。

一方で、・・・拡充方策が必要となっている。特に、保育所等の施設型病児・病後児保育事業では必ずしも手当できていなかった地域を地元のNPOなどが中心となった非施設型事業が実施している例も散見される。病児・病後児は子育てを行う保護者にとっていわばセーフティネットの一つで、大変重要な制度であり、事業の実施に当たっては、保護者の多様なニーズを酌みしつつ、検討見直ししていくことが重要である。

また、現行の補助制度（保育等促進事業費補助金の国庫補助制度）における病児・病後児保育事業における施設型保育事業の補助金算定基準は、施設割の均一な制度が設定されており、やる気のある事業者にとってインセンティブのある制度とはなっていない。このため、施設割制度を見直し、実績をより評価した方式に見直すべきである。」

に変えていただきたく存じます。

(理由)

病児保育はもう少し書き込んでほしいと思う部分です。現行制度は施設型と非施設型とで大きな支援の差があります。また、施設型で必ずしも手当できていなかった部分を地元のNPOなどが中心となった非施設型事業が実施している地域もあります。

現在訪問型や派遣型の非施設型病児・病後児保育事業を廃止し、ファミリーサポートセンターなどに集約する方針が検討されていますが、一部の地域では、実施拠点となる施設がないなどの理由から、地域の担い手や利用者が混乱していると聞いています。

病児・病後児保育事業の実施に当たっては、保護者の多様なニーズを酌みつつ、施設型や非施設型の区別なく支援するなど、提供者主体ではなく利用者本位の視点で実施していくことが重要であると考えます。

また、現行の施設割りの補助制度から、やる気がある事業者がインセンティブがわくような制度を設ける必要があるのではないのでしょうか。

【意見 7】

P 19

(5) 今後の保育

② 新たな保育の仕組み（「サービス保障の強化等＋財源確保」（案））

「……量の拡充や、多様なニーズへの対応が進まないのは、財源が不十分であるだけでなく、制度に起因する問題もあり、財源確保とともに、現行制度について必要な改革を行うべきという考え方」

を

「……量の拡充や、多様なニーズへの対応が進まないのは、財源が不十分であるだけでなく、制度に起因する問題もあり、運用改善、財源確保とともに、現行制度についての必要な改革を行うべきという考え方」

に変えていただきたく存じます。

(理由)

第2案においても、財源確保とともに、早期の環境改善や財源のよりよい活用のために、まずは、できる運用改善から実施すべきであると思います。

【別添 1 今後の保育制度の姿（案）】上記、意見 1～7 に即して

【意見 8】

	現行制度維持（「運用改善＋財源確保」案）	新たな保育の仕組み（案） （「サービス保障の強化等＋財源確保」（案））
保育制度のあり方に関する基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 量の拡充や、多様なニーズへの対応が進まないのは、制度的問題ではなく、財源が不十分であるため。 ○ 財源確保とともに、運用改善を行うべき（現行制度を基本的に維持） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 量の拡充や、多様なニーズへの対応が進まないのは、財源が不十分であるだけでなく、制度に起因する問題もある。 ○ 財源確保とともに、現行制度について必要な改革を行うべき。 <p>→以下のように加える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>運用改善</u>、財源確保とともに、現行制度について必要な改革を行うべき。
1 保育の必要性 (2) 判断基準の設定	<ul style="list-style-type: none"> ○ 給付対象範囲（短時間就労者、求職者等）、優先的に利用確保すべき子ども（母子家庭・虐待事例等）の基本的事項については国が基準を設定。（その上で、<u>地域の実情に応じた基準の設定を可能に（人口減少地域での子ども集団の保障、きめ細かな判断基準等）</u>） <p>→以下のように変更。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 給付対象範囲（短時間就労者、求職者等）、優先的に利用確保すべき子ども（母子家庭・虐待事例等）の基本的事項やその基準を国が提示。（ただし、地域の財 	

	<u>政事情等により格差が生じないように配慮)</u>	
5 費用設定	<p>○ 所得にかかわらず一定の質の保育を保障するため、保育の質の価格（公費による補助額＋利用負担額）を公定。【公定価格】</p> <p>→以下を追加。</p> <p>○ 所得にかかわらず一定の質の保育を保障するため、保育の質の価格（公費による補助額＋利用負担額）を公定。</p> <p>○同時に、保護者のニーズに応じて、事業者に追加的なサービスを設定することを認める。</p>	
6 給付方法 (補助方式)	<p>○ 現行制度を維持。 (市町村が保育所に月単位で運営費を支払い、市町村が利用者から保育料を徴収。)</p>	<p>○ 市町村が利用者に対する納付義務を負うが、実務上は市町村が保育所に対して支払い（代理受領）。利用量に応じた単価設定を基本としつつ、安定的運営に配慮。</p> <p>○ 保育料徴収は、保育所が行うことを基本としつつ、未納があっても子どもの保育が確保されるための方策をさらに検討。</p> <p>→以下のように追加。</p> <p>○ 市町村が利用者に対する納付義務を負うが、実務上は市町村が保育所に対して支払い（代理受領）。利用量に応じた単価設定を基本としつつ、安定的運営に配慮。</p> <p>○保護者のニーズに応じたサービスについては、別途事業者に納付できるよう柔軟化を検討。</p>
7 認可保育所の質の向上	<p>→以下の内容を加筆。</p> <p>○質的向上を図るため、第三者評価を徹底していく。</p>	
8 認可外保育施設の質の引上げ	<p>○ 最低基準を満たした施設を給付対象とすることを基本。</p> <p>○ 認可外保育施設に対しては、指導強化により対応すべき。</p>	<p>○ 認可外保育施設を現に利用している子どもも含め、すべての子どもに健やかな育ちを保障する観点から、最低基準への到達に向け、一定水準以上の施設に対して、二定期間の経過的な財政支援が必要。</p> <p>→以下のように修正。</p> <p>○ 認可外保育施設を現に利用している子どもも含め、すべての子どもに健やかな育ちを保障する観点から、最低基準への到達に向け、一定水準以上の施設に対して、質の底上げのための財政支援が必要。</p>

【意見 9】

P 2 0

2. 放課後児童クラブについて

(1) 現行制度の課題

第1パラグラフ

「① 放課後児童クラブについては、保育所を利用していた子ども等に対し、小学生になった後においても、切れ目なく、保護者が働いている間、子どもが安全に安心して過ごせる生活の場を提供する基盤となっている。したがって、・・・・、以下のような課題となっている。」

を

「① 放課後児童クラブについては、保育所を利用していた子ども等に対し、小学生になった後においても、切れ目なく、保護者が働いている間、子どもが安全に安心して過ごせる生活の場を提供する基盤となっている。一方で、全小学校区のうち、約3割が未実施となっている。こうした状況を踏まえ、放課後児童クラブについては、次世代育成支援のための新たな制度体系においても、両立支援系サービスとして不可欠なものの一つと位置づけるべきである。」

に変えていただきたく存じます。

(理由)

「放課後子どもプラン」においては、全小学校区において取組をしていく旨明記されており、「放課後児童クラブ（放課後健全育成事業）」では、そうした方針に基づき、取組を実施していくべきです。一方、未実施割合がまだ高いので、その割合を示して記述したらいかかと思えます。

【意見10】

P21

(2) 新たな制度体系における方向性

第1パラグラフ

「○ 放課後児童クラブについては、保護者が働いている間、子どもが安全に安心して過ごせる生活の場として、子どもを預かり、健全な育成を図る事業であり、就学前の保育と並んで、両立支援系のサービスとして不可欠なものである。都市部に限らず地方も含め、就学前の保育から切れ目のないサービス利用が可能となるよう、質の確保を図りつつ、量的拡大を図っていくことが重要であり、このような観点から、新たな制度体系において位置づけていく必要がある。」

を

「○ 放課後児童クラブについては、保護者が働いている間など、子どもが安全に安心して過ごせる生活の場として、子どもを預かり、健全な育成を図る事業であり、就学前の保育と並んで、小学校就学期の両立支援系のサービスとして不可欠なものであり、全国横断的に実施していくべきである。このため、都市部に限らず地方も含め、就学前の保育から切れ目のないサービス利用が可能となるよう、質の確保を図りつつ、小学校

全期を対象として量的拡大を図っていくことが重要であり、このような観点から、新たな制度体系において位置づけていく必要がある。

に変えていただきたく存じます。

(理由)

放課後児童クラブは、就学前の保育と並んで重要なサービスです。

全国学童保育連絡協議会の調査によれば、保護者約6割が小学校6年生まで対象にしてほしいと回答しています。このため、希望するすべての児童が支援を受けられるように、対象を就学前児童と同様に保育に欠ける要件を見直し、年齢を問わず、必要とする児童を対象にすることを前提に制度設計をしていくべきであると考えます。

【意見11】

P23

3. すべての子育て家庭に対する支援について

「① 保育サービスの必要性の判断基準（保育に欠ける」要件）の検討において：・・・の必要がある。また、子育てに専念する親が一時預かり・・・対応していく必要がある。一方で、保育所における一時保育は、待機児童の問題の影響もあり、短時間労働者の規則的な利用の受け皿となっている場合が多く、一時預かりの場の広がりが必要がある。」

を

「① 保育サービスの必要性の判断基準（保育に欠ける」要件）の検討において・・・の必要がある。また、子育てに専念する親が一時預かり・・・対応していく必要がある。一方で、保育所における一時保育は、保育所入所要件の制約から、短時間労働者の規則的な利用の受け皿となっている場合が多く、今後、保育所の入所要件の検討の中で、一時預かりについても選択的なサービスの一つとすべく検討していく必要がある。」

にさせていただきたく存じます。

(理由)

現状においては、待機児童対策の受け皿としての一時保育にもなっていますが、今後、就労の多様化に伴い、保育サービスの選択肢の一つとして、一時保育が求められることが期待されるため、上記の記述にはいかがかと思います。

【意見12】

P23

3. すべての子育て家庭に対する支援について

(2) 新たな制度体系における方向性

第1パラグラフ～第2パラグラフの間に以下の文言を追加していただきたいです。

「○ その際、事業を実施していくに当たっては、保護者、祖父母、地域住民、NPO、企業など、多様な主体の参画・協働により、地域の力を引き出して行っていくべきである。また、サービスの担い手としては、従来の半公的組織以外にも広く多様な主体の参画を行うとともに、地方公共団体における施策の決定過程やサービスの現場等においても、親を一方的なサービスの受け手としてではなく、相互支援や、サービスの質の向上に関する取組などに積極的に参画する等、全員参加型の子育てサービスを実施していく必要がある。」

にさせていただきたく存じます。

(理由)

本年5月に取りまとめられた基本的考え方にに基づき、地域の支援や親の参加をより明確に打ち出すためです。

【意見13】

5. 財源・費用負担・新たな制度体系について

P25～P26

以下の項目を追加していただきたいと思います。

「・ 新たな制度体系に伴い、実質的に量的拡大を目指すこととなる一方で、限られた財源を効率的に活用していくため、小学校の空き施設や廃園となった幼稚園の公共の遊休施設等を最大限有効利用していくべきである。

また、補助制度の中には、施設割の制度となっているものもあるため、事業者の事業へのインセンティブを促すためにも、実績を反映した配分方式を導入していくべきである。また、社会保障国民会議でも取り上げられた運用改善や全国の先駆的な事例を参考に普及していくことで、良質なサービスの提供に努めていく必要がある。」

(理由)

遊休施設の有効的な活用は、限られた財源を効率的に活用していくためにも重要であると考えます。また、社会保障国民会議の議論でもありましたように、運用改善などで利用者に対し満足につなげていくことや、事業者のインセンティブを促進することは、財源の確保とは別の状況改善への方策と考えるからです。

以上

意 見

少子化対策特別部会
山 縣 文 治

○P 5② i) の第3段落

「医療現場などの交代制勤務者を…」の部分について、夜間・深夜を医療関係労働に代表させるかどうか。

例：「医療現場やサービス産業など、夜間、深夜に就労せざるを得ない女性…」

○P 6③第3段落

「こうした人口減少地域においても」は「こうした人口減少地域においては」の方が適切ではないか。

○P 13 ii) 第2段落2行目

「他人の子ども」という表現は少し俗っぽさを感じます。

例：「社会の子ども」（もっといいものがありそうですが）

○P 15④ i) 第1段落

「『ベビーホテル』に」→「『ベビーホテル』の」の方が現代語風。

○P 20～P 21①～⑥

この部分だけ文末が「・・・いくか」や「・・・れるか」などの投げ方で終わっているので、他にできるだけ合わせた方がいい。

○P 23⑥

「保育の利用に際しての」は「保育をはじめ各種子育て支援サービスの利用」ではだめか。コーディネーターへの接続は保育以外でもあると思う。

○P 24一つ目の○第2段落

文頭が2マス空いています。1つ削除。

以 上

少子化対策特別部会 第1次報告（案）について

吉田 正幸

【様々な批判に関して】

このたびの「次世代育成支援のための新たな制度体系の設計」に際して、特に保育制度改革に対して様々な批判や反対、不安の声が聞かれます。こうした意見や声の中には、誤解に基づいた理解もあるのではないかと考えられますので、そうした面を中心に重要ポイントの確認を改めてお願いいたします。

まず総論として

- ☆ 「すべての子どもの最善の利益」に向けた制度設計とすること
- ☆ 思い切った財源を確保することは「未来への有効な投資」であるということ
- ☆ 市場原理（競争原理）に基づかない制度とすること

次いで各論として

- 市町村が保育の必要性を判断し受給権を付与すること、それに基づいて利用者が保育所に利用を申し込み保育を受けることは、いわゆる直接契約ではなく市場原理の導入にもつながらないこと
- 上記に関連して、市町村に保育に関する実施責任を課すということ（公的保育制度であること）
- 同じく、保育に要する費用は公定価格とすること（自由価格ではないこと）
- 同じく、保育所の逆選択を避けるため応諾義務を課すこと（利用者の受給権の保障）
- 同じく、保育の必要性の判断に当たっては、低所得家庭やひとり親家庭、虐待事例など福祉的な配慮が必要な子どもや家庭が優先される仕組みとすること（市町村の公的関与の保障）
- 保育の質を維持・向上させるため、保育士など職員の処遇の改善や配置基準の改善、研修の充実などを図ること
- 保育に関する最低基準については、ナショナルミニマムとして国の関与と責任を明確にすること
- 都市部の待機児童対策と地方の保育機能の維持を両立させること
- このほか、懸念される課題については、必要なセーフティネットを構築すること

【第1次報告（案）に関して】

いくつかの点について以下の通り考えます。

- 認可保育所と認可外保育施設に関する記述だけでなく、今般の児童福祉法改正で盛り込まれた家庭的保育の活用についても、どこかで触れたほうが望ましいのではないかと。
- 認定こども園について若干触れているが、同様に幼児期の教育の重要性が教育基本法に規定されたことや幼児教育の無償化が検討されていることなどを踏まえて、幼児教育の充実についても一言でも触れておいたほうが良いのではないかと。
- 「⑤人口減少地域における保育機能の維持・向上」に関して、「児童人口が著しく少なく生活圏域内に幼稚園がない場合、当該地域における保育所は、小学校就学前に子ども集団において育まれることを保障する役割も果たしており、こうした地域の保育所が担うべき機能について、柔軟に検討していくことが求められる」（17頁）とあるが、こうしたケースこそ保育所単独で複合的な機能を担うのではなく、保育所・幼稚園・子育て支援の総合機能を有する認定こども園の活用を考えるべき。